



Handwritten text in a cursive script, likely Arabic or Persian, located at the bottom of the left page.

Handwritten text in a cursive script, likely Arabic or Persian, located at the bottom of the right page.

Small, faint blue markings or text located in the gutter area between the two pages.

36-35

和 昭 正 大 治 明

集 全 料 資 史 歷

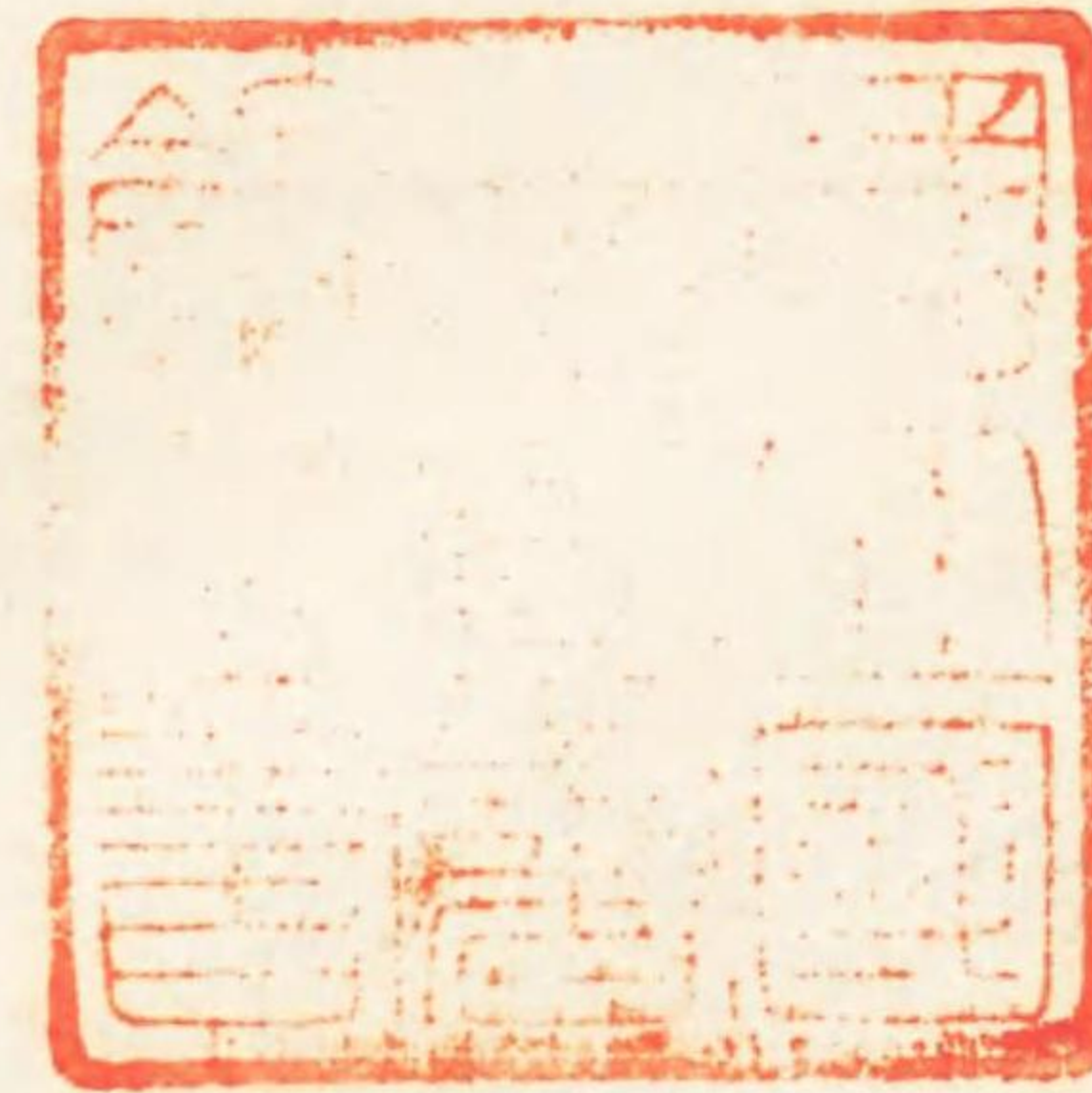
篇 交 外

卷 上

社 恒 有

210.6M4485-Y

210.6
M4485
Y



265833

外交篇 上卷目次

は し が き 二

初期の外交 一九

大坂西本願寺に於ける公使との會見 一九

横須賀恢復、軍艦兵器買入問題 二五

局外中立の觸書 三三

局外中立撤廢を要求す 四〇

サントウキス島への移民 四六

各國公使參朝 五二

英國王子來朝に付注意 五七

日 澳 條 約 六六

李佛交戦に付局外中立 八五

外交編(上)目次

對白露問題

英公使パークス歸國に付參朝……………九六

……………一〇四

馬利亞老士事件の報道……………一〇四

解決の風説……………一〇六

魯帝裁判書……………一〇九

樺太境界問題

……………一二二

樺太境界談判委員任命……………一二二

樺太割與……………一二六

樺太讓渡に付き……………一三〇

琉球問題

……………一二五

合衆國政府和解申入……………一二七

穴戸公使歸朝……………一三六

琉球事件顛末の概略……………一三八

臺灣問題

……………一四三

日清交渉……………一四三

征臺軍出發……………一五六

大久保卿渡支……………一六〇

黒田公の建白書……………一六一

山縣陸軍卿諸將校へ内諭書……………一六四

和議成立……………一六七

征臺軍慰安……………一七五

條約改正事業

……………一七九

岩倉大使一行洋行……………一七九

横濱駐屯英佛軍隊引揚げ……………一八九

日米條約改正……………二〇四

條約改正困難の事情……………二二三

グラント氏來朝……………二二七

布哇王來朝……………二三一

下關償金に付米人の公論……………三三八

日西談判……………二四一

條約改正會議……………二四三

支那水兵の暴行……………二五一

谷大臣改革の意見書提出……………二五六

條約改正會議の無期延期……………二六一

大隈伯外相就任……………二六八

日本條約改正に關するタイムスの說……………二六九

日獨改正條約……………二七三

條約改正と内地雜居の準備……………二七七

日墨條約公布……………二八五

條約改正問答(郵便報知)……………二八七

駁報知新聞改正論……………二九一

條約及輿論……………二九八

橫濱居留外人の條約改正反對大集會……………三〇六

條約改正の方針……………三一五

青木外相辭職……………三二五

條約改正調査委員の御裁可……………三三八

政府と條約改正……………三三〇

陸奧外務大臣の演說……………三三五

日英條約改正……………三三九

日米條約調印成る……………三四二

條約實施に關する詔勅……………三四三

朝鮮問題……………三四六

征韓論者野に下る……………三四七

江華島事件……………三四九

黒田参議朝鮮派遣……………三五七

朝鮮修信使來朝……………三六〇

苛税事件……………三六六

開港談判に付花房公使出發……………三六九

李鴻章より朝鮮大官への書……………三七七

京城事變勃發……………三七九

清國政府の申出……………三九三

談判の結果……………三九八

朝鮮國に償金還送の美擧……………四〇〇

朝鮮の變報……………四〇五

全權大使井上馨……………四一四

モルレンドルフ氏……………四一七

朝鮮事件の易占……………四二〇

井上大使謁朝鮮王……………四二五

遣清特派大使伊藤博文……………四三三

天津談判始末……………四三八

防穀條例と咸鏡道監司の不法……………四四六

再度の防穀問題……………四四九

日韓同盟條約成る……………四五二

大島公使韓廷に忠告す……………四五二

井上内務大臣渡韓……………四五三

三浦梧樓朝鮮赴任……………四五六

韓城の變局……………四七七

三浦公使の責任……………四六三

日清講和(附三國干涉)……………四七〇

日本の外交甚だ巧なり……………四七二

請和使出發の確報……………四七三

談判拒絶の宣告……………四七六

媾和使節李鴻章……………四七七

馬關談判の模様……………四七九

清帝媾和條約を批准す……………五〇〇

露國新聞の干涉論……………五一一

獨露佛の協同運動……………五二二

外務大臣邸の徹夜會議……………五二三

三國勸告の來歴……………五二四

歐洲諸新聞の三國同盟評……………五二七

遼東還附談判……………五三二

遼東還附條約調印……………五三五

三國忠言錄……………五三七

外交篇上卷

は し が き

近世日本の對外交渉はポルトガル人の種ヶ島漂着に初まる。

天文十一年種ヶ島漂着の異國船は稀代の武器種ヶ島と切支丹の宗教とを傳へた、豊後の大守大友宗麟は彼等を豊後の府内に迎へて厚く待遇し、且つ通商の許可を與へた。之が我國と西歐人との間に貿易を交した最初である。

爾來ポルトガルの商船は府内のみならず、鹿兒島、天草、島原、平戸、五島、長崎、大村等九州一圓の諸港に往來し貿易を營むと共に切支丹の傳道に従事した。しかも其の宗風は日を追ふて盛んとなり九州より山陽、畿内に及び遂に天文二十二年織田信長をして京都に南蠻寺を建立せしむるに至つた。

天正十五年、時の關白秀吉は切支丹信者が、國法に背きて神社佛閣を破毀し、國家を紊る恐れあるを以つて、之を邪宗門と斷じ之を禁じたが、通商に關しては反つて保護する命令さへ下した。

家康天下を統一するに及んで、切支丹伴天連の徒が常に南蠻と氣脈を通じ、日本をして天主教國と化せしめんとする陰謀に鑑み、教徒杜絶の方針の下に切支丹嚴禁の決意を固め、平戸、長崎の二

港のみを貿易港とし他を閉鎖せしめた、斯くて幕府は元和五年より寛永十二年迄に前後二十八萬の教徒を刑に繋ぎ、峻烈以つて之が絶滅をはかつた、然るに教徒は苛政を恐れず同志相集るの不穩状態にあつたので、三代將軍家光は遂に寛永十三年鎖國令を發して外國との關係を斷つに至つた。此處に於いて我國人は完全に外國に對する耳目を奪はれ、國外民族群の埒外に置かれて、長き冬眠状態に入つたのであつた。

X

X

X

鎖國に外交のあるべき筈がない。併しながら日本國民のみが何時迄も世界諸國民の團體生活に超然たることは不可能である。世は十八世紀の末葉資本主義勃興時代で、海外の列國は何れも東洋方面に注目し出した。

十一代將軍家齊の治世に及ぶと外國船舶が盛んに我が沿海に出没し始めた。特にロシアの如きは寛政四年根室に黒艦を送り、其翌年には蝦夷に進みて人を驚かしめたので同十年幕府は近藤重藏をして蝦夷地を巡視せしめ北海防備に留意したが、果然文化三年、西蝦夷、唐太海上に群をなして現れ、夜陰に乗じて上陸、侵略を恣にして引揚げた。されば幕府のロシアを恐るゝ事は甚だしかつ

た。此の騷擾で、上下一般恐慌を來して居た際、長崎においてはイギリス軍艦の傍若無人の振舞があつた。斯様にして寛政から享和、文化、文政、天保の初期にかけて外國の壓迫は幕府をして舉措を失せしめ、國民をして不安の念を抱かしめた。世界知識のない國民は上下共に黒艦が來たとさへ言へば何等危険性のないものに迄も狼狽したのも無理はない。文政八年の攘斥令「無二打拂令」も斷然たる決意に出たものでなく斯様な令を發すれば、外國船は恐れて我近海に近よらざるべしと云ふ獨り決めの虚喝に過ぎなかつた。果せる哉 天保九年長崎奉行より英艦將に浦賀に來らんとの上申あるや幕府は其の處置に迷ひ、對外策は時論の焦點となり、文政攘斥令の不得策を論じ、或は通商修好を寛永の鎖國令前の狀況に復さんと建議するものあり喧囂を極めたが大學頭林銜の子鳥居耀藏の讒舌にわざわいされ、幕府は擊攘の議を決した爲め識者口を钳せられて、世は擊攘論者の占むる所となつた。彼の渡邊登の蟄居も、高野長英の厄も、小關三英の自殺も皆此の時である。外船の渡來により多少海外の知識を得た幕府は天保十三年天保薪水令を發して文政の攘斥令を改めたが如何に當時の爲政者が大勢に不明とは言へ前に倣にして後に怯なるか、此の布達が最も雄辯に物語つてゐる。

しかし如何に鎖國の國是を守らうとしても世界の趨勢は如何とも出来なかつた、西力東漸の波濤

は我沿岸に絶へず其飛沫を擧げて居たが、支那が阿片問題からイギリスと戦つて一敗地にまみれてからは益々烈しくなつた。

X

X

X

嘉永六年六月米國使節ペルリ船艦四隻を率ゐる浦賀に來りて通商を乞ふや、國を擧げての恐怖狼狽は其の極に達した。幕府は黒船の威風に打たれて速答は避けたが、明年約を守るの言質を與へて歸航せしめた、然るにペルリは國外に去らで江戸灣内に進路を向け、本牧、羽田に進み盛んに示威運動を試みた、斯くてペルリ第一回の任務は百パーセントの効果を修めて退帆した。米艦既に國外に去つたとは言へ彼の残した問題は傾きかけた幕府が解決するには餘りに大き過ぎた、幕府は、從來の專制的態度を豹變し夢遊病者の如く京都上奏、諸侯諮問の舉に出た。外國人を夷狄禽獸と侮つた諸侯は群盲索象、我に無禮を加ふる者あらば斷然砲火を以て攘斥すべしと猷言し所謂讓夷論が天下を占め、幕府も亦之に和して、米艦再び來るも開國を許さず、平穩彼に接して武備を收め他日に備ふべしと令したにもかゝらず翌安政元年正月ペルリの約を守りて再び浦賀に來り、其の回答を促さるゝや幕府としては今少し國力を充實する迄之を延期したいとの希望の下に數次交渉したが、傲慢

なるペルリは兵威を挾みて脅迫した、幕府も之を拒絶したならば開戦の不幸を見るに至らん事を恐れ遂に心ならずも開國の策を斷じ、神奈川條約を結ぶに至つた。(附録參照)米國と條約を結んだ以上他國も之に追隨し、七月英艦の和約に對しては長崎、箱館の二港を寄泊所となし、十二月ロシアにも亦長崎、下田、箱館の三港を開く事を約するに至つた。しかし是等の諸條約は安政五年七月江戸に於いて、英、米、佛、蘭及露の五ヶ國との間に結ばれた所謂、安政の五ヶ國條約によりて廢棄又は補充せられたもので我國に於いて最も苦痛を受けた領事裁判權を外國に賦與したが、我關稅權には未だ重大なる束縛を蒙らなかつた。其の後國歩多難幕府は曩日の約を履んで開港の實を擧ぐる事が出來なかつた爲に、慶應二年英、蘭、米、佛の四國と江戸に於いて所謂改稅條約なるものを締結し稅率の協定をなした、而して此の條約上の義務は其後締結された、獨、白、瑞、丁、伊、葡等諸國との條約中の最惠國約款の作用によつて我國は同一の束縛を受くることゝなつた。後年明治政府をして苦心慘憺四半世紀を費さしめた禍根は此處にあつたのである。然るに幕府は前年來武備を嚴にして陽に外國打拂の態度を裝ひ乍ら忽ち米國と條約を結んだのは、不_レ思城下作_二盟耻_一との非難を生じ國內紛亂の端を招き幕府を崩壞へと導いた。

X

X

X

開戦を口にして日本を脅した不遜な態度と、武力と富とを持つて我國を壓迫せんとする異國の行動とは、いたく國民を刺激し、有司の無能を罵る聲は悲憤の情と合して攘夷熱に拍車を加へずにはおかなかつた、其の結果として、外人暗殺は頻りに傳へられ其の住居の襲撃は數次行はるるに至つた。

この外交困難の時に當つて、最も時人を惱ました内政問題が生じた。其れは將軍の繼嗣問題で、水戸を中心とする一派と井伊大老との隔執であつた、繼嗣問題と條約問題とは、江戸を舞臺としてさへも互に入り亂れ紛々錯綜したのに、其の舞臺が江戸以外に延長するに至つてはそれが如何に紛糾したかは想像も及ばぬ程であつた。折柄此の機會に投じて堂々尊王の大業を天下に昭にせんとする運動が澎湃として天下に捲き起り、攘夷論と開國論との主張運動は尊王派、佐幕派の交闘と絡まり日本國內は鼎沸の状態に陥つた。

斯くの如く江戸末期の状態は社會上に於いては朝廷と幕府の對立となり、思想上に於いては尊

王攘夷と佐幕開國となり、政治上には鎖國政策と非戰政策との對立となつて絶へず二つの大なる勢力の流れが横つて居つた、しかも此の二つは何れも皆根柢に於いて到底調和することの出来ない素因を有して居た。太平無事の際ならば幸に其の破綻を示さず之を彌縫することも出来得ようが、外國勢力の壓迫を受くるに及んでは是等矛盾の現象は遺憾なく暴露せられて調和の難を感じ、遂に相衝突し茲に一大政變の發生を必要とする情勢に促進せしめた。

しかも此の矛盾を解決せんが爲に行はれたものが、明治維新、主政の復古で、又其の中心思想を構成するものが二元的勢力の對立を不可とし、國家をして完全に一主權の下に統一せしめんとする時代の要求にあつた。

之れを要するに王政の維新は外患の意識に目覺めた國民多數の意志であつたのである。従つて明治の外交史も亦此の意圖の上から發足して居る事は言ふ迄もない。



の外交

各國公使への勅書

(慶應四年三月十八日
中外新聞)

日本國天皇告諸外國帝王及其臣嚮者將軍德川慶喜請歸政權也制允之内外政事親裁之云從前條約雖用大君名稱自今而後當用換天皇稱而諸國交接之職專命有司等各國公使諒斯旨

慶應四年正月

睦仁御印

大坂に於ける公使との會見

(慶應四年二月十四日
太政官日誌)

二月十四日午ノ半刻ヨリ申ノ刻マテニ大坂西本願寺ニ於テ

醍醐大納言殿 東久世前少將殿 宇和嶋少將殿各國公使ト應接ノ始末左ノ如シ

但外國事務掛及ビ諸藩家老列座

一、東久世殿發話 我日本政體復古

帝自ラ政權ヲ握シ外國ノ交際モ一切朝廷ニテ曳請裁判可レ致旨意ハ過日兵庫ニ於テ布告セシ如ク相違アル事ナシ此節外國事務局ヲ建立シ交易通商一切ノ諸事件悉ク外國事務官ノ裁決ニアルヲ以テ今

各國公使への勅書

各國公使との會見

日改メテ

朝廷守護ノ列藩ト共ニ各國公使ニ會同シ此盟約ヲ定ム 自後普ク日本人民ト外國人民トノ交際厚ク誠實ヲ盡シ互ニ疑惑ナキヲ以テ主意トナサン 故ニ大小ノ事件外國ニ關係スルノ務ハ外國事務局ノ專任ナルヲ以テ我等ニ就テ 帝ニ建言スル要セヨ

各國公使曰 先般兵庫ニテ布告アリシ其證明白ニシテ今日改テ列藩會議 帝普ク政令ヲ下シ兩國ノ人民ノ爲メ廣ク信睦ヲ求メ互ニ誠實ヲ旨トナスハ我各國ニ於テモ兼々渴望セシ處ニシテ感悅ノ至ニ堪ズ、自今 朝廷 帝ヲ以テ日本ノ主府ト仰ギ萬事其政令ヲ奉ゼントス

一、亦曰 此度萬國ト我ガ 帝ト條約ヲ改メシ上ハ各國公使ニ 帝自ラ對面シ盟約ヲ立ン 故ニ不日上京アルベキ旨各國公使エ可ニ申入一

公使曰 恐入候談合ノ上明後日可ニ申上

一、亦曰 當今戰爭ノ後ハ京攝及ビ諸所ニ鎮撫ノ師ヲ出シ過半其政令行ハレ既ニ各國ノ諸侯ヲシテ徳川慶喜征討ノ師京ヲ發セシ上ハ不日ニ其成功アルベキハ勿論ナリ自ラ横濱箱館外國人在住ノ場所ハ朝廷ノ官吏ヨリ人民安堵ノ令ヲ下スベシ則慶喜ヲ征討スル事實明白ノ罪狀書面ヲ布告スベキナリ 公使曰 慶喜ヲ討伐ノ師既ニ京師ヲ發セシ上ハ關東ノ形勢安心ナリガタシ若シ早ク

帝ニ拜謁スル事能ハズンバ速ニ浪華ヲサリ横濱ニ在ル人民ノ爲メニ彼地ヲ鎮靜セン事ヲ欲ス

一、亦曰 明日中ニハ上京ノ日限申來ルベク夫マデ滯坂 其上進退セラルベシ

公使曰

帝ニ謁スル期限ノ日數ヲ確定シ以テ此事ヲ約セン

一、亦曰 今日必相分ルベシト雖 彌 確定スルハ明十五日ト定ムベシ

然ラバ明十五日十字ノ朝米國公使館ニ於テ再會シ各般ノ諸事件ヲ約定セン

右之通ニテ相濟申ノ刻各國公使退出セリ

御親征に付各國公使を參朝せしむ

先般外國御交際之儀

叡慮之旨被ニ仰出ニ候ニ付兩者萬國普通之次第ヲ以各國公使等御取扱被レ爲レ在候 然處此度

御親征被ニ仰出ニ不日御出發被レ爲レ遊候ニ付而者御餘日モ無レ之御事ニ付各國公使急々參朝被ニ仰付ニ候ニ付此段可ニ相達ニ被ニ仰出ニ候事

外國と和親締結の聖旨

(慶應四年二月十七日)
太政官日誌

外國御應接之儀者上代

崇神 仲哀御兩朝之頃より年を逐而盛に成來り遠邇之各國歸化貢獻有レ之其後唐國とは常々使節相往來或は居留し其交際も亦自ら親敷候此時に當り船艦之利未だ開けず故に三韓四近と唐國而已 西洋各國之事ハ暫差置印度地方尙明確ならず候然るに近代に至り而者萬民所レ知之如く船艦之利航海之術其妙を窮萬里之波濤比隣之如く相往來し一時幕府の失措とは乍申皇國之政府に於て誓約有レ之候事は時之得失に因て其條目は可被改候得共其大體に至り候而者妄に不レ可レ動事萬國普通之公法にして今更於ニ朝廷一是を變革せられ候時者却而信義を海外に失はせられ實以不レ容易ニ大事に付不被爲得止於ニ幕府一相定置候條約を以御和親御取結に相成候既に先般御布令被爲在候上者 皇國固有之御團體と萬國之公法を御斟酌御採用に相成候者是亦不被爲得止御事に候仍而越前宰相以下建白之趣に基き廣く百官諸藩之公議に依り古今之得失と萬國交際之宜を折衷せられ今般外國公使入京參朝被ニ仰付一候元來膺懲之舉は萬古不朽之公道にして縱令和親を講ずるとも其曲直に依而各國不レ得レ止之師相起り候其例不レ少付而攻守之覺悟勿論之事に候得共和親之事は於 皇國と各國との和親爰に相始

り居候處其節者幕府江御委任之儀に付諸事交際之儀於ニ幕府一取扱來り候然處 此度 王政一新萬機從ニ 朝廷一被ニ仰出ニ候に付而者各國交際之儀直に於ニ 朝廷一御取扱に可ニ相成ニ者元より之御事に候今や御初政之御時總而之事件者全く總裁始當職之責に有之候何分某等不肖之身を以て大任を負荷し非常多難之時に逢候上者深く恐懼思慮を加へ天下之公論を以て及ニ奏聞ニ今般之事件御決定被レ爲レ在候且國內未だ定らず海外萬國交際之大事有之候得者普天率濱協心戮力共に 王事に勤勞し萬國交際を始萬機悉く既往將來を不レ論無レ憚詳論極諫有レ之度只急務とする處者時勢に應じ活眼を開き從前之弊習を脱し聖德を萬國に光輝し天下を富岳之安に置き 列聖在天之神靈を可レ奉レ慰上下舉而此趣意を可レ奉ニ謹承ニ候事

二月十七日

太政官代 三職

横須賀恢復、軍艦兵器買入問題

(明治二十六年九月二十三日)
郵便報知新開

【大隈伯昔日譚ヨリ】

既に前にも述べしごとく、余が命を受けて江戸及横濱に出張せし目的は、幕府が負債の抵當として佛蘭西より取押へられたる横須賀を恢復するにありしなり、幕府の買入にかゝる米國の軍艦スト

横須賀恢復、軍艦兵器買入問題

インパール號(後に吾妻艦といふ)を受取るにありしなり幕府より佛國に注文せし兵器を受取り、並びに征東總督府の軍費を補充して速やかに殘餘浮浪の徒を平定すること等にありしなり、是等は何れも一擧手一投足の勞もて容易に處理し得べき問題にあらず、特に横須賀恢復の問題のごときは事頗る重大にして、余が出張の目的中に於ても肝要なるものなりしなり、蓋し佛國は、當時の事情に見るも、從來の經歷に徴するも、我國に對して種々の陰謀を構ふることなしとせず、且つ那破翁三世が威を歐洲に張りて、四方の侵略に努むる折なりければ、横須賀の取押に對しては頗る危険の感なき能はず、サレバとて、之を恢復して、造船所の處理を爲さんには、其費用を要すること實に鮮少なからざるも、當時の事態トテも之に應ずる能はず、是を以て京師に於ては、征東總督府及び神奈川縣よりの報知に依り横須賀造船所を廢止せんとの議さえ起るに至れり、然れども余は斷然之に反對して曰く、「四方繞らすに海を以てする我海國にして鎖國攘夷の迷夢漸く覺め、外國との交通貿易日に月に頻繁に赴かんとするの現時將來、海軍の必要なる因より言ふまでもなし従つて造船所の必要亦た何ぞ呶々の辨を俟たん、且つ夫れ廢止は易し、廢止したる者を再興せんとするに至つては、蓋し容易のことにあらず、顧ふに横須賀の造船所は、幕府が其末路に際して之を建設したるもの、因より多として嘉みすべきなり、末路の際にして已に然り、如何んぞ、維新草創廣く知識を世

界に求め、大に 皇基を振起せんとするのときに當り、之を廢止するがごときことやあるべき、只だ夫れ之を維持し之を擴張せんには、要する所の費用誠に少なからず、少なからざればとて、之を廢止するは理勢の許す所にあらず請ふ處理の全權を余に委せよ、其の費用のごときは余が彼の地に到りたる後、奔走周旋して供充する所あらん、と。蓋し廢止の議は、固と國庫會計の上に於いて恢復維持に苦しむよりして生じたるもの、余の決心明言にして已に斯くの如くなれば、誰れか又た異論を狭む者あらん、擧げて此の大問題を余に委託することゝなれり、且つ幕府の買入に係る、米國の甲鐵艦ストーンポール號は速やかに之れを受取りて、海軍の用に供せざるべからざるも、事、外交に涉るを以て、征東總督府の處置し得べきものにあらず、是を以て外交官たる余は、其の處理をも委任せられたり、嗚呼彼と云ひ、是と云ひ、何れも其の當時に於ける重要困難の問題にして、而して之を處理するために調達したる金額は、僅かに彼の大阪の商人より脅迫して得たる處の二十五萬圓に過ぎず、その談判處理の困難なる、亦た想ふべきにあらずや、サレバとて、別に調達の途なかりしを以て、余は已むなく二十五萬圓を携えて、海路江戸に赴き品川灣に入るや、同灣に繫泊する舊幕府の軍艦は、突如として、之を遮ぎり、搭載の荷物を檢査する所あらんとせり、將軍慶喜、已に恭順の實を表して遠く水戸に退き、江戸城を明渡し、文武の大權、擧げて朝廷に復したる後に

於て、未だ軍艦を引渡さず、擅に海上の權を握りて、出入の船舶に検査を施さんとするは、咄々何等の怪事ぞ。

余はかゝる怪事に遭遇し、嘗て京師に在て聞きしに勝る亡狀なるを見、痛く之に憤激し、且つ其際に於て逡巡するがごときことあらば、酷甚なる脅迫に依て僅かに調達し得たりし二十五萬圓も空しく其沒收する所と爲り了らんことを知り、侃々諤々堅く理義を執て舊幕府の軍艦を論破し、其の船舶の検査を排斥し、漸く上陸して征東總督府に到るや、時の同府重務の局に當れる、參謀大村益次郎に面し其の處置の緩漫にして意氣地なきを論責し曰く「幕府已に倒れ、將軍慶喜恭順の實を表して遠く水戸に退き、文武の大權、擧げて朝廷に復したる後に於て、其の軍艦は未だ受取るに及ばず、擅に海上の權を握りて跋扈跳梁するに任せ、江戸城受取と云ふも只だ名のみにして、西ノ丸の外は殘餘浮浪の徒の出沒蹂躪するに委し、市政學らず、警察行はれず、秩序全く亡びて宛がら無政府の如く、要務の局に當る政府の官吏も、各自相守るにあらざれば、夜間府中を往來する能はざる狀勢なりとは抑も何事ぞ、亦た緩漫にして意氣地なき極ならずや、知らず征東總督府は何をか爲せる余が東上の目的は、横須賀の恢復に在り、軍艦兵器の受取りに在り、兼ねて征東總督府の軍費を補充して速かに殘餘浮浪の徒を平定するに在り、然れども、携へ來りし所の金額は、僅かに二

十五萬圓に過ぎず、之を以て、彼是の目的に充用せんとするは、因より實際の許さざる所、且つや蕭牆の内、鬭争かくのごとく、江戸の地、紛亂かくの如くなれば、外國との交渉などはトテも出來べくもあらず、是を以て先づ宜しく江戸城下に跋扈する殘餘浮浪の徒を撃掃平定し、然る後、進んで外交のことに及び、且つ關東奥羽の嚮背を定むべきなり、勢の乘する所、刃を逆えて割くる者あらん、携へ來りし二十五萬圓を其の掃定に投ずること、因より惜しむ所にあらず、請ふ速かに處決する所あれ」と。氣逼り意馳すると雖も、如何せん、征東總督府の進退舉措は、大村一人の意見を以て左右し得る所にあらず、西郷隆盛も參謀たり、海江田信義も謀議に與れり、幾多の軍機と、幾多の事情とは、征東總督府をして、斷然たる處置を爲す能はざらしめたりき、顧ふに王師伏見に勝ち、江戸を衝き、西ノ丸を受取るまでは、其の處置恰かも迅雷耳を掩ふに暇あらざる程にして、頗る天下人士の心目を壯快にせしと雖も、彼の勝安房等が悄然軍門に來り、種々の情由を述べて憐みを乞ふに及び西郷等の嚴銳なる處置は倏忽の間に變じて寛柔と爲り、轉じて緩慢と爲り、終に意氣地なき極と爲り、江戸城をして其の受取後、二三月間は宛然たる無政府の境遇に陥らしめたり、情に脆く弱を憫れむ、素と是れ勇者の常、必らずしも咎むべきにあらず、且つ西郷と云ひ勝と云ひ將た亦た大久保と云ひ、其の當時に於て、胸中何の見る所ありしや否は知らずと雖も、其の處置の

猶豫を乞ひ、而して之を許容したるがごときは幕府末路の局に當りし官吏の姑息と征東總督府の議論が一致せざりしとに出でたる一時姑息の策と謂はざるべからず、夫の徳川家の處分に關する意見議論の寛嚴兩様に別れたることは、「徳川家處分問題」なる題目の下に於て已に詳しく之を述べたるが之と同じく、舊幕府に對する種々の處置の上に於ても、征東總督府の意見議論、區々として一致する所なかりき、苟くも其意見議論にして一致せば、如何んぞ江戸城を受取りたる後に於て、僅かに西ノ丸を保つに過ぎざるがごときことあらん、如何んぞ幕府已に倒れ文武の大權擧げて朝廷に復せし後に於て、殘餘浮浪の徒が、猶ほ陰然權威を擅にし、市政行はれずして秩序全く亡ぶがごときことあらん、又如何んぞ彰義隊との戦争起り、遺憾にも府下の美觀たりし上野の建物などを烏有に歸し、且つ百萬の民人を、容易ならざる困難の境遇に陥らしむるがごときことあらん、意見の區々議論の紛々、觀じ來れば、是れ亦た後日に於ける薩長軋轢の一端にあらずとせんや。

ソハ兎も角も、一日も猶豫すべからざるは、江戸府下の掃定なり、幕府軍艦の沒收なり、進んで横須賀を恢復し、幕府の買入にかゝる軍艦兵器を受取ることなり、然れども、當時の事情は、急速に之を爲し遂ぐることを許さざりき、蓋し、府下に出沒して陰然勢力を有し居れる殘餘浮浪の徒は品川灣に繫泊して亡狀にも海上の權を擅にせる幕府の軍艦と氣脈を通じ、輒もすれば相呼應して

王師に抗せんず形勢あり、顧みて征東總督府の有様を見るに、一卒の海軍なく、一隻の軍艦なく、且つ其の陸軍は、或は鎮撫のため兩野州に分遣せられ、或は警備の爲め横濱開港場に派出せられ、従つて府營に留守する軍卒は至つて少なく、彼是の事情は相談合して、征東總督府をして斷然たる處置を施す能はざらしめしこそ遺憾なれ、事態かくのごとなりしを以て、大村は余の論責に對し答へて曰く「議論詰責因より理なしとせず、只如何せん、現時の事情は速かに足下の意見を貫徹せしむる能はざるを、出來べくんば、請ふ先づ米國の軍艦を受取り是を以て、品川灣に繫泊する幕府の軍艦に備へ、然る後、府下に跋扈跳梁する殘餘浮浪の徒に臨まば、勞と虞とを少くして掃定の功速に擧るを得ん、勢に乗じて關東奥羽の嚮背を定め、徐ろに他の外交のことに及ぶ、寧ろ是れ捷徑にあらずとせんや」と。余聞きて已むなく之を領し、直ちに横濱に赴き、米國公使に面して軍艦引渡の談判を試みたりき、蓋し公使は既に前にも述べし如く、彼の佛國公使と共に我が王政を喜ばざるもの、是を以て謂へらく「今や日本の内亂は正に王政と覇政との争ひなり、想ふに、政權の争奪に基づく擾亂は、容易に局を結ぶべくもあらず、苟くも其の争亂にして永く日子を繼ぐがごときことあれば、我が米國は局外中立を布告するの已むを得ざるに至らん、而して軍艦ストーンロール號は、幕府の買入に係るもの、直ちに取て以て王政の政府に引渡すがごときは、余(公使)が獨斷の

能く處決し得べき所にあらず、必らずや本國政府の命を待たざるべからず」と。談判再復するも遂に頑として決する所なし、是を以て、余は軍艦の俄に受取り難きを知り、以爲らく、「此上は詮方なし、先づ速かに府下の殘餘浮浪の徒を掃定し、徐ろに他に及ぼすの策を取らん、遂巡躊躇して内外共に不測の禍患を醸すがごときことあらば、復た收拾すべからざるに至らん」と。歸りて之を總督府に告げ、且つ餘が獨斷を以て、携へ來りし二十五萬圓は其の掃定に投ずることとなせり、此時に際し、東久世通禧及び鍋島直大の二人は、恰かも彼の幕府の時代に、外國奉行が神奈川奉行を兼ねて横濱を支配せしがごとく、外國官の副知官事として横濱に於ける外交の事務を司るの任に當りき然れども、因と是れ、公卿といひ、侯伯といへるがごとき地位門閥に由てかゝる重要な任に當りしのみにして、親ら其の實際の事務に執筆するがごときことなく、之を部下の吏員に委して又顧る所なし、従つて斷えず神奈川若くは横濱に在て事を見るの要なしと雖も、鍋島の如きは其當時現に大藩の君主たりしもの、其身を保護し、且つ居留地の警備の爲め其藩兵千人内外を神奈川に屯在せしめ居れり、嗚呼府下掃定の意略は決し軍費稍々足り、征東總督府の憾みとする所は、只だ軍卒の寡少にあるのみ是を以て、余は直ちに鍋島の屬兵を假りて掃定の功を奏せんと欲し、之を總督府に通ぜり、總督府は首肯せり、江戸召集の命は余の手を経て鍋島の屬兵に傳はれり。

斯くて、神奈川にありし鍋島の屬兵は、征東總督府の招呼に應じて江戸に集まれり、軍費稍々足り、兵氣頗る振ふ、是に於て乎、總督府も遂に因循姑息の策を捨て、先づ殘餘浮浪の徒を掃定することとなれり、銃丸飛び、劍戟閃き、兩軍交々相追逐するに及んでは、多少の劇戦なきにあらざりしと雖も、彼の彰義隊と云ひ、其他の殘徒と云ひ、固と是れ節制なき烏合の衆如何んぞ能く相抗するを得ん、特に事、匆卒に出て、其の不意を撃ちたるを以て、品川灣に繫泊せる舊幕府の軍艦は、殘餘浮浪の徒と相應援して王師に抗する及ばず、是を以て、彰義隊のごときは、上野の一戦に脆くも敗衄して潰走し、其他の殘餘浮浪の徒は、風を望んで東に逃れ、或は會津に倚り、或は常總の地に跳梁し、府下には其の孤影だも留めざるに至れり、只だ夫れ、此時に當り、彼の幕府の軍艦が、彰義隊と相應じて劇しく王師を狹撃するがごときことあらば、未だかくまで脆く敗走するに至らず王師も多少の苦戦を爲せしならんといへども、幕府の軍艦は、かゝる機敏の舉動に出づることを爲さず、手を袖にして傍觀し、空しく其の敗走に任せしがごときは、吾も人も共に意外の感を爲せし所、事、匆卒の際に起りしと雖も、寧ろ怪訝すべきにあらずや、其後、王師關東を平げ、奥羽に向ふに當り、幕府海軍の殘徒は、関として動く所なく、其の悉く平定せらるゝに及び、始めて北海に據て以て王師に抗せしがごとき、亦是れ、機を誤り宜を失ふたる仕打と謂はざるべけんや、兎も角

も、事、豫想の外に出で容易に鎮定するを得たりしは、かへすくも喜ぶべきなり「案するより産むがやすし」とはかゝることをや言ふならん。

殘餘浮浪の徒、已に掃定し、是まで宛がら無政府の境遇にありし江戸府下も、漸く市政を布くに至り、警察整ひ、秩序立ち、五月五日後は、征東總督府の威令、全府下に行はるゝに至れり、是に於て乎、洵々として定まらざりし府下百萬の民心も、漸く安堵し、且つ、二百數十年來の浸漸の致す所、徳川家を懷ふの府民も少からざりしが王政の寛大なるを見て喜び服するに至れり、此に於て余が江戸及横濱に出張せし目的の一端は、既に之を達するを得しといへども、如何せん、之を達するが爲めに、携へ來りし二十五萬圓は、悉く之を消費し了りしを以て、他の肝要の目的なる横須賀の恢復及軍艦兵器の買入に向つては、手を下すこと能はず、サレバとて、大阪商人の例に倣ふて、府下の商人等より巨額の金員を借り集むるがときは、到底爲し得べきことにあらず、特に佛國の云ふ所、及び關係ある商人、領事の語る所に依れば、佛國に對する幕府の負債は實に五十萬圓なりといふ、蓋し是れ、實際に借り入れし負債と買入にかゝる兵器の代價と、幕府の末路、彼の將軍慶喜の弟民部大輔が佛國の博覽會に臨みし折の負債などが相積重してかゝる巨額に上りしものなり、今日こそ五十萬圓も左程の巨額にあらざるなれ、酷甚なる脅迫に依りて僅かに二十五萬圓を得るに過

ぎざりし當時に在りては、實に驚くべき巨額にして、之を支辨するは至難のことなりしなり。

至難のことなればとて放擲し置くべきにあらず、是を以て、已むなく、彼の幕府以來の用達を務め居れる三井の支店の江戸にある者を説き、其の信用を假りて江戸の商人を勧誘し、以て出金せしめんことを計れり、然れども、當時の事情と商人の困弊とは、相據て意のごとくならざらしめしこそ遺憾なれ、顧ふに、江戸の地に跋扈跳梁せし殘餘浮浪の徒は已に掃定し警察整ひ、秩序立ち、征東總督府の威令、漸く全府下に及ぶに至りしと雖も、兎も角、二百數十年來文武の大權を掌握せし徳川の幕府倒れて、大政親裁の古に復すといふがごとき大業草創の際なれば、一般の民人、疑懼の念を抱き、洵々として定まらず特に商人等は幕府の末路に於て、數々、脅迫的の調達を命ぜられしのみならず、幕府が次第に權威を失ふに従ひ、參勤交代を爲すものも自然に減少し、且つ是まで其妻子を江戸に留めし大小幾多の侯伯も、之を藩地に呼戻すに至り、天下の富を集めて繁榮を極めし江戸の地も、日一日衰弊に赴き、殆んど其極に達せり、加之に、幕府の末年には、天災頻りに至り五穀實らず、米價騰貴して窮民途に泣き、終に彼の殘餘浮浪の徒と相拉携して府下を横行し富豪を虐奪し、復た法規權威の能く制裁を加ふるなし、かゝる次第なりしを以て、江戸の商人が非常に困弊を極めしは、固より言ふまでもなく、假令多少の資財を有するものも、相携えて田舎に逃がれ、

郷國に隠れ、彼の京攝及江州勢州の商人にして支店を江戸に設けしものは、所謂番頭をして之を留
守せしめ、其の資財のごときは、擧げて本店に戻收するに至れり、情勢已に斯くのごとし、是を以
て、彼の商業社會に容易ならざる勢力と信用を有する三井家が、余等の依託を諾して、多少力を盡
す所あり、且つ鎮將府の官吏も、爲替方及名主等を説諭して奔走する所ありしも、如何んぞ五十萬
圓といへるがごとき巨額の調達を爲すを得ん、沉んや、一方には、征東總督府が軍用金を集むるに
汲々たるあるに於てをや、嗚呼府下に於て、五十萬圓の巨額を調達するの望みは已に絶えたり、夫
れ之れを如何んかすべき。時に余が先輩にして同僚たる小松帶刀は、他の用務を帯びて京師より來
れり、寺島宗則は外國官判事として横濱にあり、依つて相會し、最後の策に就いて協議するところ
あり、終に詮方なかりしを以て、横濱に在る外國の銀行に向ひ金融を計るの外なしと決せり、然
るに、外國の銀行といへば英人の營み居る者のみにして、之に向ひ金融を求めんと欲せば、當時の
英國公使パークスの紹介を請ふの已むを得ざるものあり、而して是れ實に爲すに忍びざること、嗚
呼實に爲すに忍びざるなり。

斯くて余は幾たびか逡巡せり、幾たびか躊躇せり。さればとて別に調達の策なく、募集の途なく
而して佛國の要求は日に益々急にして猶豫すべくもあらず。余等三五人は、徒らに頭を鳩めて益な

き協議に時を遣り刻を移し、相顧みて長大息するのみなりき。百計茲に盡きて進退維れ谷まり復如
何ともすべきなし、只最後の一策は、忍びがたきことを忍ぶにあるのみ、忍んで公使パークスの
紹介を請ひ横濱に在るオリエンタル、バンク(東洋銀行)に向つて金融を求むるにあるのみ、是に
於て乎、斷然と意を決して最後の策を執ることゝ爲し、余は小松、寺島の二人と相携へて公使パー
クスを訪ひ、事情を委曲して其紹介を請へり。諸乎、將た不諾乎、此の瞬間に於ける余等の心情は
如何に忸怩として躍動せしよ。其當時の事情と相互の關係を知るものは、夫れ想ふて之を察するを
得む。然れども案ずるより産むは易く、思ひ切つたる爲置には、思ひの外の結果を生ずることなし
とせず公使パークスは、余等の委曲せる事情を聞き對へて曰く「嗚呼果して然る乎、是實に容易の
事にあらず、想ふに、佛國は從來の經歷に照し、目下の事情に徴し、禍心を抱藏することなしと云
ふべからず。是をして横須賀を押領せしむるがごときことあらば、英國の危険は誠に測るべからざ
るものあらん、速に之を支拂ふに如かず、但だ余は外交官たる職務の上よりして、オリエンタル、
バンクを勸諭すること能はざるも、パークス一個の好意を以て紹介せん。聞かれよバンクは日本政
府の請求に應じて入用の金額を貸出すべし」と何時に似氣なき濫言もて、イト快く其紹介を承諾し
たり。蓋し英國は彼の佛米諸國が幕府に左袒するの傾きあるに引かへ我朝廷に對し頗る好意を表せ

ざりしにあらざといへども、彼の頑剛なる公使パークスが、平素の交渉談判の上よりして、稍嫌疑しつゝある余輩の請求を快く容れしに至りては、實に意外の感ありしのみならず、深く其好意を徳とせしなり。

最も困難の思ひを爲せし英國公使パークスは、快く紹介の勞を執りしを以て、余等は横濱に至りオリエンタル、バンク（東洋銀行）の支配人ロベルトソンを訪ひパークスの紹介状を示し、委細の事情を告げて五十萬圓の融通を請ひしに、パークスより已に詳しく之を通じありたるものと見え、ロベルトソンは、直ちに領して余等の請求に應じ、之を貸渡したりき、唯だ其の利子は、一割五分といへる高利にして、今より想へば實に驚くべき程なり、尤も、其の當時に於て、強て談するあらしめば、多少の低減を爲し得たらんも、萬一を僥倖せし余等の請求が、意外にも承諾せられしを以て、利子の高低などを問ふの暇なく、従つて高利を高利とも思はざりしなり、ソハ兎も角も、相談既に整ひ、千辛萬苦して猶ほ且つ集むる能はざりし五十萬圓の巨金、倏忽の間に、余等の手に入りしより、神潤き氣揚り、快喜殆んど禁ずる能はざる程なりき、恩に感ずるは難に臨みし時に在り、人を徳とするは急に遭ひし際に存す、オリエンタル、バンクが、一たび焦眉の急を濟ひしより、我國政府は、深く其の好意を感じて之れを徳とし、爾來相互の關係頗る親密と爲り、鐵道の敷設、外

債の募集、造幣局の創設等、苟くも其の材料、其の技術を外國に仰がざるべからざるものは、大概オリエンタルバンクの手を経るに至れり。

調達の策已に盡き、他國の要求は日に益々急にして、進退維れ谷まるのときに當り、活路一方に開けて、五十萬圓の巨額は、意外の邊より出來れり是を以て勇氣振作すること一番、直ちに他國に逼りて精細なる計算書を徴せしに、其負債は實に五十萬圓にあらずして僅かに三十萬圓内外に過ぎざりき。想ふに、當時、此事に關係せし他國某會社の支配人某の如きは、我國政府が調達の策なきに苦しみつゝあるを知りしもの、一朝忽如として精細書を徴せらるるに及び、事の意外に一驚を喫せし筈なりき。斯くて漸く其の負債を償還して全く横須賀を恢復し且つ幕府の買入にかゝる兵器をも受取りたりき。蓋し兵器は、小銃と軍服とにして、何れも直ちに當時争戰の用に供することを得たりしなり是時に當り、東久世及び寺島等は、横濱なる神奈川裁判所に在りて、一面には外交の任に當り、一面にも地方の政治を掌りつゝありしが、横須賀の恢復せられしを以て、兼て暫く之れを支配し後日に至り、始めて別に派遣せられたる官吏ありて造船所を監督することゝなれり、然れども、其の所長と云ひ、技師と云ひ、醫者と云ひ、將た亦た簿記を司る人と云ひ、凡て之れ佛國海軍士官の傭ひ入れられたるものなるを以て、名義こそ日本政府の恢復する所と爲り、其の支配するも

のなりといふといへども、其の實權に至ては未だ之を收むる能はず、蓋し横須賀造船所は、舊幕府の委託に依り佛國政府が之を起せしものなるを以て、其のかくのごとき勢力を有すること固より已むを得ざるものなきにあらずと雖も、我國政府が已に之を恢復せし後に於て、猶ほ數ヶ月の日月間之が爲め混雜紛擾相繼ぎ、殆んど絶ゆるときなかりしがごときは、寧ろ、我國の爲めに、悲しむべき不面目不利益にあらずとせんや、其の詳細の事情の如きは、海軍のことを説き、及び外人を傭請して事業を起せしことを説くの時に當り、之を述ぶるに機會あらん。

幕府の殘餘浮浪の徒、上野の一戦に敗衄して東に逃れ、明治政府の權威日に益々盛んなるに及び米國公使は先きの頑剛にも似もやらず、事もナダに彼の軍艦ストーンロール號を引渡すに至れり、想ふに是れ、本國政府の命令に接したるものならん。嗚呼上野の一戦が、内治に、外交に、如何なる影響を及ぼせしやは以て察するに足らんか、ストーンロール號は、後改めて吾妻艦と稱し、函館征討の用に供せしものなり。

オリエンタル、バンクより借入れたる五十萬圓は一ケ年の期限なりしが、翌年に至り事なく之を償還するを得たり、是に於て乎、余が東上の目的は、茲に全く其の成效を見るに至れり。

局外中立の觸書 (慶應四年二月二十八日 中外新聞)

日本御門と大君との間に戦争の起りたる事を布告し、且合衆國人民をして局外中立の規則を嚴重に守らしめんが爲に左の趣を觸れ示す。

軍船或は運送船を賣り又は貸し、兵士、武器、彈藥、兵糧其外すべて軍事にかゝはりたる品々を或は賣り或は貸し渡す事嚴禁たるべきものなり。若し此規則に相背くに於ては公法に依て之を論ずれば即ち局外中立の法度を破る者にして敵視せらるゝに至るべきものなり。

前文に言へる如き規則を破る者は、軍律に従ひ其人は捕虜とせられ、其積荷を沒收せらるべき事勿論なり。たとへ局外荷主の品たりとも連累の禍を免るゝ事能はざるべし。

日本國と合衆國との條約面の權に依て、たとへ我國人たりと雖も右の規則相破りたる者は敢て之を保護する事能はざるものなり。

日本在留合衆國ミニストル、スワン・フワルケンブルグ

日本兵庫神戸に在る合衆國居留館において

西洋一千八百六十八年二月十八日即日本正月廿五日

局外中立の觸書

右布告の文各國何れも同文書にしてミニストルの姓名異なるのみ

【渡部一郎 譯】

局外中立

(慶應四年五月九日)
中外新聞

局外中立の規則は萬國の公法にして、他邦人をして國內の事に手を指染ざらしむる爲の藩籬なり近年亞墨利加内亂の時も各國此法を守り、又日本にても三年前長門の諸侯ミカド及び大君に敵對せし時も各國亦其法に遵へり。米利堅の南部も日本の長門も均しく其政府に叛きたるものなれども、各國より敢て政府を扶くる事無し。況や此度はミカドと大君政府との確執にて、大君には北部の諸侯是に屬し、ミカドには南部の諸侯これを助くるに於てをや。一兩日前奥州生糸を産する地の商人此地に來り、去六月八日 即日本閏四月十八日より野州に於て戰爭始まり、其勝敗は詳ならざれども、是より大合戦に成る可しと云へり。然ればいまだ鎮定せしには非ずして、追々雙方其實力を較するに至るべし。然れども數月の後は必ず南北いづれの方にか終に一統すべし。或は言ふ、結局日本南北二部に分れ、大阪以南はミカドの所領となり。京都以北は大君の領地となりて講和するに至らんと。此見尋常の議論に超えて奇抜と謂ふべし、是れ或る日本人有栖川宮へ建言せし説の由

にて、其書は吾が友人日本文字を解する者既に目撃せりと云ふ。不日に新聞局に於て英文を以て公行すべしと思はる。

日本政體及び内亂の説

(慶應四年四月十二日)
江湖新聞

横濱在留の洋人某の著せし所にて、本國議事堂へ送たりと云ふ、余故有て其草稿を得たり、本文は長文なれば、その大略を摘譯して爰に出す、全文は追て翻譯し別冊にて出すべし。

去年以來日本の内亂一時に起り、今日の形勢に及べり、此事態を論ずる者、帝の政府を稱譽し、舊政府を唾棄するあり、前大君に左袒し、新政府を離視するあり、何れも其見聞に惑はされ、自己の私論より説を醸し、正論とは名づくべからず、歐の諸州にありて、日本の政體國制を知らざるもの、俄に新聞の説に依り、成敗を以て其形勢を論ぜば大なる謬を引出すべし、余今其大略を概論せん、抑も徳川家の政體は、家康公以來二百數十年の間、封縣の制度にて諸侯を鉗制し、歐洲中古之様なり、唯異なる所は、帝あると有らざるとのみ、外國の交際始りてより、日本の諸侯皆自主自立の正權あることを悟り、隱に徳川家の馭御を免れんとす、此時にあたりて徳川家は制度を更張すべき威權漸く衰微し、強弩之末勢に類す、且つ南方會盟の爲に、帝を擁せられ、前大君京都の戦に敗

れ、一朝祖先傳承の大權を失へり、事勢の然らしむる處なれども、帝家の大旗は日本人に取て今以て多少の輕重をなせり、扱、會盟の方は三藩と稱せるもの魁首となり、其餘の諸侯は班に列せる迄なり、政事を採るの法 帝を戴き議院を設け、議官を置き輿論を聞き歐洲立君裁制の國體を模擬し頗る開化に至れるが如くなれども、其事業は全き事を得ざるべし、其故何ぞや、凡そ立君裁制の政治歐洲に行はるゝ勢を考ふるに、封縣一變して國君擅制に至り、擅制一變して裁制に及ぶ、いまだ封縣より直ちに裁制に變ぜるものを見ず、今、帝の政府にある定額の兵員金穀等は、皆會盟より出す所なり、會盟一度び互解せば

帝は再び原の空位を擁し給ふべし、これ政府の實權京師の手にあらざる證據なり、且此の會盟は

德川家を偏執するの一念に初まり、其際私意を挿み、既に長崎は三藩の確執起れりと聞けり。會盟の兵江戸に來り、前大君江戸城を去り給ひしより、殆んど一ヶ月に及べども、江戸市中は依然として會盟に復せず、且つ仙臺は會津に破られ、越後、信濃、日光、下總の兵隊蜂起して、德川家を助く、會盟の兵また昨日の勢なしと聞けり、或は曰く 帝の勅使は近くなならず江戸を去るべしと、果して然らば、横濱は再び德川家の有となり、遂に日本二つに分るゝの勢ひに至り内亂打續き太平之日あらざるべし。

外國公使はみな中立不偏の説を唱へ、是迄の條約を改め、今日は 帝を日本の君主と認め、明日は又、前大君を政府と名け、日本の國勢を殺ぎ、衡平を保たんと欲せり、これ萬國公法の趣意なりと雖も、余が所見にては之を西洋に施すべし、之を東洋に施すべからず、今東洋半睡の民漸く開化の域に進まんとせる所なれば、之を憐み之を諭し、造物主我歐洲の人を顧愛せる恩に報ゆべき也、しかるに其内亂を鼓舞し、生民の兵刃に苦しむを傍觀せば、天理人道二つながら全からざるべし、況んや、日本の内亂打續かば、交易の利も隨て衰へ、條約の甲斐なきに及ぶべきをや、曰く然らば外國政府にて何れを助け、何れを退くべき歟、曰く日本人民の追慕せる威權ある人にて、吾曹の爲には好友たらん人を助くべき也、是迄の外國交際を回想せば、自ら其人あるべし、試みに見よ、前大君は或は其黨の諸侯會津の如き他日日本を回復せば必ずいはん、外國政府は信ずるに足らず、朋友の難を救はず、條約の大眼目ともいふべき、信義の實行なしと、東洋に於て我國の英名を失ふと失はざるとは、今日の一舉にあり、或は曰く日本北方にあたり、密かに、前大君を助けん事を欲せる友ありと(魯西亞を云歟)この事實ならば歐洲の諸強國は止事を得ず、帝政府を助け、東洋の衡平を保つ策をなし、再び黒海の戦を東洋に開き、數十萬の生血を以て、日本に洒ぐべきに至らん

この文は横濱ヘラルド新聞記者の著す所にて、既に本國送りの新聞紙に載せ刊行せりと聞くと、然るや否や

しらず。

局外中立撤廢を要求す

(慶應四年五月二十日 中外新聞)

○六月十三日日本閏四月廿三日、東久世及び鍋島より各國公使へ書状を送り、國內の戦争は既に平定せし故に、公使より兼々觸れ置きたる局外中立の規則を取戻し、向後は武器等をミカド政府へ賣り又ミカド方にて船を雇ふ事差支へ無き様布告ありたき旨往復數回に及びしかども其事未整はず

○閏四月廿二日、亞墨利加商人所持の蒸氣船カガノカミ、南黨の兵五百人を乗せて北國に趣かんとし、既に出帆せし處、合衆國の海國士官、ミニストルの命を奉じ此船を引戻し、乗込の兵を上陸せしめたり。又英國の蒸氣船オーサカといふ同名の船二艘あり。其一艘は兵庫より兵卒を載せて廿三日の曉天に當港へ入津せしに、英國ミニストルの命を以て取押へたり。今一艘のオーサカは此日石炭を積込み出帆の用意ありしを見て、或る公使より英公使へ書を贈りて心附けたり。然れば此船も亦南兵に雇はるゝ事相叶はざるべし。

○中立の規則を取戻したき旨頻に鎮臺より懇望あれば、近日會議あるべし。然れども公法は私情を以て動かすべきものに非れば、たとへ如何様の議論ありとも遂に中立至公の理に歸するの外無かるべし。

(註) この局外中立の撤廢要求は東北及び函館の戦争終局せざるの故を以て拒絶せられ、元年十一月に至つて漸やく撤廢せられた。

各國公使初の謁見

(慶應四年二月三十日 太政官日誌)

二月三十日午ノ半刻佛國公使レヲシユベニス 船將ロワシユビレツキス 船將ペテイトワール

參朝 但副總裁始メ公卿諸侯及掛役員列座

一、皇帝陛下親シク 敕曰貴國帝王安全ナルヤ朕之ヲ喜悅ス自今兩國交際 益親睦永久不變ヲ希望ス

佛公使曰

天皇陛下今日各國公使等ニ拜謁ヲ賜ヒシハ余佛國ニ對シ玉ヒテ御厚意ナル確證ト仰ギ奉ル也 貴國ノ衆民ニ於テモ如斯高明ナル證ヲ知ル上ハ即チ 天皇陛下ノ尊キ御宸意ヲ遵奉スル事疑ヲ容レザル所ナリ故ニ今日ハ即 後來ニ長ク祈念スベキ日ニシテ貴國ト各國ト至誠ノ交誼ヲ親クスル始メナルヲ以テ余我國帝陛下ニ代リ天皇陛下并ニ貴國ノ幸福盛美ヲ祈リ深ク神明ノ守護アラン事ヲ奉願也

各國公使初の謁見

四五

同日和蘭國公使テテクテフアンホルスフロツクリ 書記クラインゲース參朝

一、皇帝陛下自ラ敕スル前ノ如ク 和蘭公使曰隨近報承リ候處和蘭國王陛下安全也
天皇陛下長ク御安全ヲ保セ玉ヒ且御在位幾多ノ年ヲ重ネ玉ハン事ヲ希望シ奉ル也

(註) 英公使パークスは參朝の砌傷を受けた爲天皇に謁見せず、獨り後れて三月三日參朝した。「暗殺篇」十七頁以下參照。

同上 (慶應四年三月三日) 太政官日誌

三月三日英國公使ハルリーパークス 書記ミトホールド參朝

一、皇帝陛下自ラ勅スル前ノ如シ

英公使曰 我本國帝王陛下安全也

天皇陛下御尋問ノ件々且御懇親ノ勅意余欣然トシテ本國政府ニ可レ奉ニ通達ニ也 夫外國交際ノ儀ハ 貴國御政體ノ上ニ隨テ益堅固ナルベキ事ニシテ此節貴國ニ於テ全國一般ノ御政體ヲ被レ爲レ立萬國ノ 公法ヲ基根ト被レ爲レ遊シ故追々外國交際盛ナルベキ義必然ト奉レ存也

皇帝陛下又敕曰 去ル三十日貴公使參朝途中不慮之儀出來禮式延引遺憾之至ニ候今日改テ 參朝滿

足ニ存候

英公使曰 先日參内之途中暴發ニ出會セシ所今日 天皇陛下ヨリ難レ有御倫言ヲ蒙リ且其場ニ於テハ 天皇陛下臣人ノ助力ヲ受ケ難レ有奉ニ感佩ニ尙今日ノ厚キ御待遇ヲ以テ過日ノ不幸ハ奉ニ忘除ニ候也

右之通ニテ相濟退出セリ

外人に對する心得 (慶應四年三月) 太政官日誌

今般 王政御一新ニ付朝廷之御條理ヲ追ヒ外國御交際之儀被ニ仰出ニ諸事於ニ朝廷ニ直チニ御取扱被レ爲レ成萬國之公法ヲ以條約御履行被レ爲レ在候ニ付而者全國之人民叡旨ヲ奉戴シ心得違無レ之様被ニ仰付ニ候 自今以後猥リニ外國人ヲ殺害シ或者不心得之所業等イタシ候モノハ朝命ニ悖リ御國難ヲ釀成シ候而已ナラズ一旦御交際被ニ仰出ニ候各國ニ對シ 皇國之御威信茂不ニ相立ニ次第甚以不届至極之儀ニ付其罪之輕重ニ隨ヒ士列之モノト雖モ削ニ士籍ニ至當之典刑ニ被レ處候條銘々奉ニ 朝命ニ猥リニ暴行之所業無レ之様被ニ仰出ニ候事

三月

太政官

外人に對する心得

四七

英公使國書を捧呈ス (慶應四年閏四月二日 行在所 日誌)

閏四月朔日辰ノ刻東本願寺掛所へ 行幸被レ爲レ在午ノ半刻英吉利國公使セルハルケス 公使館セ
クレタリーエフオエテムス エ、ビミトフォルド イエムサトウ 副水師提督セルヘンリーケベル
船將ヘネジ 水師提督書記官ウイリエムリスクリ フテナントカニユ 船將ステンホプ 同ヒユヒ
リフテナントカー 國書持參同所へ參上シ拜ニ天顏ニ國書ヲ捧ク
但總副裁始メ公諸卿侯及掛リ役員各列ス

英國公使言上之趣意大略左之通

今日謹テ參朝セシハ先般貴國政體變革有シコトヲ聞知シ我皇帝ヨリ早速書翰ヲ呈シ 日本天皇陛
下之幸福高壽ヲ祈リ且兩國人民ノ爲ニ親睦交誼永久ナランコトヲ希望スルニ依テナリ 天皇陛下其
心意ヲ諒察シ給ヒ外國ノ交誼益懇信ナランコトヲ奉レ願也

勅答之大意

今度帝王ヨリ懇篤之書翰ヲ贈リ 御満足ニ被ニ思食ニ候乃チ來書ニ云ヘル如ク兩國人民ノ爲ニ親睦
交誼益永續被レ遊度此旨公使ヨリ速ニ通達有レ之候様被ニ思食ニ候旨 勅答相成候事

未ノ刻相濟退出セリ申ノ半刻 還幸被レ爲レ在候事

- 一 英國公使取扱之件々左之通
- 一 四月二十九日英國公使江明閏四月朔日第一字參朝ノ儀外國事務局補ヨリ書翰ヲ以テ通達ス
- 一 當日公使 參朝之節外國事務局補堀重門外迄出迎
- 一 外國局判事一人 外國御用掛一人 公使旅館迄被レ遣公使前導者トナリ參朝ス
- 一 公使控所迄誘引外國局補相勤ム
- 一 判事付添
- 一 茶菓ヲ賜フ
- 一 判事取計 配膳ハ使番ニテ取扱
- 一 副總裁及諸大臣出會
- 一 皇帝 出御
- 一 辨事 出御ノ旨ヲ外國掛公卿諸侯ニ通達ス
- 一 外國事務局補公使ヲ誘引ス
- 一 公使拜

英公使國書を捧呈ス

天顔 捧ニ書翰了リテ水師提督及船將等未夕不レ拜ニ天顔者共之姓名ヲ披露ス
山階宮三條大納言中山大納言侍ス 通辨外國局判事伊藤俊介亦侍ス
一拜

天顔 相濟公使控所ニ歸坐ス

以 上

サントウ井ス島への移民

(慶應四年閏四月三日)
中外新聞

此節日本國內の騷亂に乗じ、當港在留の或る外國人 サントウ井ス島の砂糖竹植附を渡世といたし候者と約定し、日本人三百餘名を三ヶ年の年季にて雇ひ切り、砂糖竹植附刈込等に使役するが爲彼地へ差送れり。

或云。給銀一ヶ月五ドルづゝにて期限五年なりと。期限給銀等は同じからずと雖もいはゆる黒奴賣買の所業に均しき事にて、此の如き所業は萬國の法例に戻り、且無辜の日本人狡黠の外國人に欺かれ利益は悉く彼に奪はれ、憐む可し日本人は酷熱の氣候と辛勞煩苦に堪へずして疾病に罹るのみならず、萬一如何程慘酷の所置に逢ふとも訴ふ可き處無く、たとへ死すとも期限中は故郷へ歸るの路無く、不祭の鬼となるに至らん嘆惜すべき甚だしきにあらずや。方今日本全國平隱ならず、政府に

ても此の如き事を處置するの暇無かるべし。然れども國亂稍治まりたらば政府にても能々此事件を糺し、之に關係せし者に相當の罰を加へ後來の患害を防ぐ可きなり。然らずんば民人の災害のみならず日本人の大恥辱なるべし。サントウ井ス島近來天死の者多く民は年々減少す。故に是まで支那人を雇ひ使役せしが、支那人も炎暑と虐使に苦しみ彼地へ往く事を好まず。夫故に此度日本人を雇ふ事を試みたるなるべし。黒奴賣買の事は既に禁止となり、其後英國政府と支那政府と條約ありて支那人の年期を定めて外國へ送りし事あれども是亦嚴禁に成たり。

在留外人辯明の書翰の譯

(慶應四年五月二十七日)
中外新聞

先頃サントウ井ス島へ日本人三百餘人を雇ひ送りし事に付、種々の評論あり。既に貴局の新聞第二十號にも此事を載せて、後來此事件を糺し罰を加ふべきとの文有り。右は不當の評論にして事實に叶はず、依て一言辯ぜざる事を得ず。

サントウ井ス島は日本と亞墨利加との中間に在て、大さ凡日本の九州に齊しく、連島八箇有り。人口八萬。其他は經度百六十度、緯度二十二度に在り。ハナル、は良き港ありて、毎年出入するの船二百餘艘。其物産は只米と砂糖のみならず尙許多の産物あり。日本よりサンフランシスコへ往來

する飛脚船毎月必此島に立寄り用を辯ず。横濱より此島までの路程十日に過ぎざれば、最近隣の地と謂ふべし。四季の氣候甚溫和にして、冬は五十九度より寒からず、夏は八十八度より暑からず、七十五度を中等の氣候とすれば酷熱に堪へざるの患なし。且此島の官吏は往々歐羅巴人、亞墨利加人を用ひ、各國と條約を結び、廣く各國の事實を知れり。

ペーリー氏の萬國新聞紙に、此島人四五十年前迄は文字を知らず、方今に至ては悉く日々の新報を競ひ求む。新聞紙を家毎に分投する凡七千冊と云へり。全人口八萬にして新聞紙を買ふ家七千軒なれど、殆ど新聞を買はざる家無きに近し。依て其開化を察すべし。又此島の風俗等萬國新聞紙第五集に詳なれば爰に贅せず。

既に日本 前大君の亞墨利加より買求められたる鐵船、日本海へ渡來の時も、薪水石炭缺乏に付此島に立寄りたり。其時此島の政府日本の國旗を見て、條約の有無に拘らず至て叮嚀なる取扱ひをなしたり。是虐政を好まざるの證とすべし。且又日本の人足を雇ひたるも、先づ日本政府の免許を受けて後雇ひ得たり。此人足の内、海上に馴れざる者多かる可ければ、船中疾病の患あらん事を恐れて、英國の最大なる商船に乗込ませたり。尙五百ドルを出して外國の良醫を雇ひ、此船に入れ遣はしたり。是れ病死するとも憐まざるの所業に非るを知るべし。且日本人を乗せたる英船も亦免許

を受けたり。是れ決して日本政府を欺くにあらず、又日本の國亂に乗じて狡黠を行ふに非れば、敢て罰を受く可き理無し。只願はくば此の如き固陋の臆説を止め、貴賤と無く、廣く海外萬國を経歴し、新聞を得て耳目を明にし、公明正大の理を知り、國人をして富强ならしめ、無益の争鬭無からんこそ自今の一大急務なるべけれ。

但しサントウキス島の政府日本人の爲に各家屋を與へ、病ある者には良醫に命じて療治せしめ、尙三ヶ年雇ひ切り、毎月一人に付給銀四ドルを與へ、三年の限滿れば、速かに日本に歸らしむべし。此儀は初の約束の如く少しも相違無きなり。

買奴嚴禁

(慶應四年閏四月
中外新聞)

中外新聞本篇第二十號に買奴の事を論ぜしが今其禁令の出たる事を茲に報告す
頃日當地に於て買奴の事 生芽しが、其害未だ蔓延せずして二葉の内に刈除かれたり。日本人民の爲に尤祝すべき事なり。都て東方諸國の貿易場には買奴の惡弊あらざるは稀なり。支那の如き習風豈恐れざらんや。嗚呼憐むべし。一旦雇夫となり買主の手に落ち本國を離るゝ後は、名は年期の約束なりとも、生きて歸り來る事事實に難し。方今日本に於ける雇夫は全く黑奴賣買の事と異なら

す。近日或る奸商ありて日本人三百五十人を三ヶ年間に雇ふ約束を爲し、其内百五十人をば既に船積してサントウキス島へ送り去れりと。然るに亞國ミニストル此事を知りて、自から職務の權に依て本國より兼ての命令を奉じ、後來如此事を嚴禁する趣の布告を爲せり。尤歡ぶべき事なり。

新潟開港

(慶應四年五月十五日)
中外新聞

○在留横濱外國人の報告

去閏四月十六日新潟開港の事に付各國ミニストルより東久世卿へ談判ありしに、京都へ伺の上委細返答ある可し。今日より日數十五日の内に取極め必返答すべしとの事なり。然るに當五月二日に日限相立候處、何等の答も無し之に付、英國、亞國等の公使は専ら催促の掛合中なり。宇漏生と以大利の公使は既にコンシユルに命じ、來る七月十五日即ち日本五月二十六日を新潟開港期日と定めし趣を布告せり。依て右二ヶ國の士民は追々彼地に向て移住する者あるべし。然れば新潟も當所同様局外中立の地と成る可し。然るに此程中の風聞にては、日本北部の諸侯各兵を興して南方の軍と相對峙し既に爭端を開けりと云ひ、又新潟及び佐渡島へは薩州長州等の兵海路にて赴きしかども其地既に北兵に占領せられしとも云ふ。若し實に然らば今日既に戰場となりたるやも計り難し。其

處へ外國の商人移住の心構へにて往きたらば何分にても大なる不都合を生ずべし。

横濱布告翻譯

(慶應四年五月)
中外新聞

新潟開港未定の趣を或ミニストルより申越したる書付相添、此段英國女王殿下の臣民等へ普く布告するものなり。

千八百六十八年六月二十五日我五月六日

於神奈川

英國女王殿下のコンシユル

ラチラン、イレツチエル

書状を以申進候。然ば此度意ハ利、普魯士の兩全權より條約通り來る十五日我五月二十六日以後は假令危難の地なりとも勝手次第新潟に於て貿易可致旨、其國商人等へ相徇候様兩國コンシユル迄申越候趣に候。就ては我國商人等も定て同様の布告有レ之候儀と可存候へ共、去第三月二十八日に(我三月五日)新潟は當時御門政府と會津方との戦地に相成居候に付、相越候儀不ニ相成旨徇置候通り、屹度相守、心得違無レ之様、早々徇達可被レ申候。

千八百六十八年第六月二十五日

於横濱

ハルリー、パークス

以上

佩刀無札にて外人居留地 に入るを禁ず

(明治元年十一月十七日
太政官日誌)

來ル十九日ヨリ東京鐵砲洲開市相成候ニ付而ハ武家之向無鑑札ニテ外國人居留地へ立入候儀不
相成候自然要用有レ之罷越候節ハ東京府へ申立印鑑請取出入共鐵砲洲稻荷橋真福寺橋南小田原町
橋三ヶ所ニ限り通行可レ致候事

右之通於東京ニ被ニ仰出候間相達候事

十一月

各國公使參朝概略

(明治元年十二月
東京城日誌)

一、前日三國公使へ明日九ツ時、西洋第 十二字可ニ參内之旨外國知官事ヨリ書翰ヲ以テ、通達ス
一、當日公使參 朝之節外國判官事一人宛各國公使旅館迄被レ遣公使同道ニテ參 朝ス
但外國知官事塀重門内へ掛リ辦事塀重門外へ外國判官事公使下馬所迄出迎公使并隨從之士官中
仕切門内二重 橋外ニテ下馬同道之判官事モ亦同シ 附知官事始掛リ諸役員朝服着用

一、知官事辨事判官事公使ヲ休息之席へ誘引シ議定參與出會ス

一、賜茶菓ニ程合ハ外國判官事取計ヒ配膳ハ給仕ニテ取扱フ

一、各國公使相揃候段知官事ヨリ非藏人ヲ以注進

一、輔相出會

一、天皇出御

一、伶人奏樂

一、出御之旨ヲ知官事へ通達ス

一、知官事公使ヲ誘引ス

但御入側ヨリ御本間ニ至リ着座譯官隨從ス

一、公使拜

天顏

一、公使名披露譯官ヨリ輔相へ申述輔相ヨリ言上ス

一、公使國書ヲ奉リ國王之命ヲ言上ス譯官之ヲ述へ輔相言上ス

一、有勅語

各國公使參朝概略

一、輔相 勅語ヲ傳ヘ譯官公使ニ告

一、公使奉答ス

一、譯官公使ノ奉答ヲ輔相ヘ述輔相言上ス

一、公使隨從ノ士官進テ拜

天顏

一、隨從士官名披露前ニ同シ

一、輔相傳ニ勅意

一、禮舉リ公使退ク知官事 辦事 塀重門迄之ヲ送ル

一、伶人徹樂

一、知官事 議定 參與高輪交場所ニ至リ公使ヲ饗ス

十一月二十二日伊太里國特派全權公使コントラトールコンシユルゼネラールロベツキ 船將ラツ
クリエラ士官コピアンキ、ボルレツチ參 朝

公使口上書

我カ國王

皇帝陛下之近傍ニ於テ我ヲ特派全權公使之任ニ命シタル書翰ヲ

陛下ニ獻呈ス我王

皇帝陛下ヘ對シ親睦ナル情誼之厚キヲ表セン事ヲ望ミ我ヲシテ奏聞ナサシム、我ニ於テ實ニ無限
之榮ト云フヘキナリ日本國之盛大榮華ナル事伊太利亞國ニ於テモ能ク知ル處ニシテ仁德公照ナル
皇帝陛下之政廳ヘ懇親ノ深キヲ表シ 彌 日本國之盛美宏大ヲ祈願ス

國書

天惠民望之伊太利王ウイクトールマヌエル第二世盛威卓絶ナル我親友日本之 御門ヘ

陛下英邁公平仁德總テ壯美宏大ナル日本國之威儀榮華ヲ盛ニセラル、ヲ見

陛下之政廳ニヲイテ我等カ最懇親ナル情誼之厚キヲ顯然表センコトヲ望ミ是カタメ人選之上 陛

下之近傍ニオヒテ我特派全權公使ノ任ヲ充テシメンガタメ レコトウイクトルサリエテラト

ール命シタリ彼レハ貴族ヨリ出タルモノニシテ事ヲナス着實且能我ニ服事シテ性質之賞譽スヘキ

コト我ニ取り大ニ信任スヘキ證ナレハ 陛下之厚意アル恩眷ヲ蒙リ

陛下政府之敬愛ヲ得ルニ至ルヘシ將又日本ト伊太利亞ト取極メシ條約ニヨリ友睦之情誼日ヲ逐テ

愈厚キニ至リ兩國之人民ヲシテ日々大益ヲ得セシムル等之事ニオイテ聊カ盡サ、ル處ナシ依レ之

コーントサリエテラトール我ニ代リテ 陛下好意ニ彼カ述ルコトヲ盡ク信用シ給ハルヘシ就中兩國之裨益ヲ盛ニシ永世不易之交誼ヲ全フシ

陛下ニ對シ敬恭之意深キヲ述ル時ハ別テ信用シ給ハンコトヲ我 陛下ニ希フナリ。

紀元千八百六十八年五月十日

フロランス之皇宮ニオイテ

陛下之親友 ウイクトールマヌエル

勅答

貴國 帝王安全ナル哉 朕常々貴國帝王健剛及兩國交際ノ深カラシコトヲ祈ル此度貴國 帝王ニ於テモ其情誼ヲ厚クセンカ爲貴國ノ事務ニ通達セル英俊ナル卿某ニ其事ヲ委任シ今又貴國 帝王ヨリ懇切ナル一書ヲ投セラル朕深ク之ヲ喜受ス朕平日兩國ノ交情懇厚ナルヲ欲ス今貴國 帝王卿ヲシテ其事ヲ任シ我國ニ在ラシム朕必其能調熟スルヲ信ス宜シク朕カ懇厚ナルノ深意ヲ亮察シ貴國 帝王ニ之ヲ細告セヨ朕又深ク卿ニ懇接ノ情ヲ盡スヘシ能勉勵盡力シテ永ク其職ニ在テ兩國交際ノ永久不易ノ基ヲ立テンコトヲ希望ス。

同日佛蘭西國全權公使メキシミヲウトリー海軍總督テシアイー同上等士官ツブリクアルマン船將

トルムネク一等書記官モンテベルロー二等同タシエーデラバセク一等同ベアールン一等通辯官シブスケ參朝

公使口上書

佛國日本トノ懇親友睦ナル交誼ヲ猶厚フセンコトヲ願フノ證トシテ余カ淑德ナル主君佛國帝其新任目代之吏ヲシテ全權ミ、ストルノ權アラシメンコトヲ望ミ即 陛下近傍ニオイテ其任ヲ充ルタメ余委任スルノ書翰ヲ爰ニ 陛下ヘ拜呈スルハ余カ大幸ナリ余カ國帝之望ミニ從ヒ兩國之交際益厚キニ至ラン様勉勵盡力シ國帝陛下偏ニ日本國之幸福ヲ祈ラル、ノ趣意ニ答ルノミナリ 陛下全國ヲシテ靜治平寧ナラシムル盛大之權ヲ掌握セラル、ニオイテハ海外トノ貿易ヲ盛ニ開カシメ歐羅巴人之諸事ヲ安全ナラシメ海外各國トノ交際愈深キニ至ラシムルノ諸件ニオイテ大ニ之ヲ補翼セラレンコト余カ政府ニオイテモ確然疑ヲ容レサルナリ只願クハ余カ任セラレシ職務ヲ容易ニ遂クル様 陛下余ニ厚意恩惠ヲ加ヘ給ハンコトヲ望ム。

同國全權ミ、ストルウートンヨリ差出ス國書ノ寫

天惠民望之佛蘭西 國帝ナポレオン淑德英明ナル日本之 御門へ

日本并ニ佛蘭西國ト取結ヒシ懇親ナル交際之益深カラシコトヲ望ミ兩國ヲシテ一和セシムルノ條

約ヲ誠實ニ施行セン事ヲ意見鑒センカタメ我今
 陛下ト直ニ通信ノ路ヲ開キ我國拔擢中之一人ニシテ我カ深く信任スルコンマンドールデレシオン
 ドノールヲ帶有セルオーチ、ジヨールヂ、マキシム、ウートレーヲ以我カ全權ミ、ストル之職ヲ
 委任シ 陛下之近傍ニ差送ルナリ彼カ性質俊哲ニシテ實地練磨之才カヲ備ヘ頗ル國務ニ勉勵スル
 總テ我依頼スルノ證ナレハ必然 陛下之愛敬ヲ受クルニ至ルヘシ是我允准シテ委任スル處ナリ故
 陛下好意ヲ以テ我ミ、ストルヘ、恩遇ヲ加ヘ給ヒ總テ佛國遊歷之人及ヒ貿易ヲ營ムモノノ身事并ニ
 其利益ニ關係セル事件ニ付我カ方ヨリ申通スル事アリテ彼ヨリ書信又ハ話上申述ルコトハ總テ信
 用シ給フヘシ就レ中尊位ノ幸福ヲ祈リ 陛下聖靈ノ高志貫達スルヲ願ヒ兩國ノ帝位ヲシテ一和友睦
 ナラシメ永久不易之交際ヲ全フセンヲ望ム等之事ニ付彼申述ル事アラハ別テ深ク信シ給ハンコト
 ヲ我 陛下ニ希フ 遍ク人事ヲ管轄シ給フ神明無限恩惠祥福ヲ 陛下ニ降授センコトヲ希フ。

陛下之朋友

ナ ポ レ オ ン

佛國帝陛下之外國事務執政

ム ー テ イ エ

勅答

伊太里ニ同シ。

同日和蘭陀國公使ボルスブルツク書記官ケレインチース 參朝

公使口上書

余カ尊敬スヘキ國主タル 和蘭國王陛下ノ委任狀ヲ日本 皇帝陛下ニ捧ル事余 最榮トスル處ナ
 リ和蘭王國ト日本帝國トノ間ニ存保セシ和親交際ハ既ニ二百五十年ニ餘リ和蘭王國ニヲイテモ貴
 國ノ常ニ榮華ナルヲ知レリ余自ラ十二年之間其微ヲ見聞セリ。
 皇帝陛下常々幸福ニシテ當國ノ永ク榮華ナランヲ余今眞意ヲ以テ希望ス。

國書

神ノ惠ヲ受ケタル 和蘭王オランイナスサウハムリユキセンビユルフ上公等々々衛廉第三謹テ我
 善良ナル兄友全盛賢明ノ君主 日本御門 帝王陛下ニ我尊敬恭愛之微衷ヲ表シ并ニ我和蘭王國ト
 日本帝國トノ間ニ古來相傳セル親密懇篤ナル交誼ヲ保持シ更ニ之ヲ隆盛ナラシメンコトヲ冀ヒ其
 證ヲ帝王陛下ニ奉呈セントノ微志ヲ以テ今般 帝王陛下ノ左右ニ我ミ、ストルレシテント職ヲ差
 出シ置クヘキニ決定シ之ニ依テ和蘭勳級獅子會ノ顯員ト○デ○カラ一フ○フアン○ポルスブル
 クヲ此職ニ拔擢仕候就テハ右ボルスブルク儀ハ此書翰ヲ持シテ 帝王陛下ニ拜謁シ 帝王陛下
 ノ御手ニ捧ケ奉ルノ光榮ヲ荷ヒ可レ申ト奉レ存候 抑 右ボルスブルク儀ハ才能行儀業ニ勝レ職ヲ

奉シテ怠ラサルコトヲ兼々洞知罷在候事ニ御座候へハ此度申付候役儀ヲモ必遺失ナク相勤メ 帝王陛下ノ叡慮ニモ相叶候様ニ精勤可仕ト相察申候間 帝王陛下ニモ無御隔意御待遇被成下且私ヨリ兼テ申付置候條例ニ基キ 帝王陛下へ申出候件々ヲ始トシ凡我誠實ノ心情ヲ以テ 帝王陛下ノ御爲御政道ノ御利益日本國泰平全盛ノ御爲筋等ヲ申上候節ニハ 殊更御信用被成下一度奉希候其他皇天 上帝ノ帝王陛下ヲ愛護寵眷アラン事ヲ默祈シ奏リ候而已于レ時千八百六十八年第七月十八日海牙ノ王宮ニ於テ認ム。

帝王陛下ノ良友悌弟 (日記) 衛 廉

外國事務宰相 (日記) ルースト〇ファン〇ソムビユフ

勅答

勅答伊佛ニ同シ

同月二十三日英吉利國公使シルハリエスバルケス、アダムス、ミトフオールド、ガワ、フレチャ、サトウ、ウイリス、海軍ケピテン、ステンホツプルーシモン、コルスワル、マレイ、マテン、ウエブ、スミス、フォルサイス、ウイトレイ、海軍コルネル、ノルマン、バテ、カー、プリンク
レ 參朝

公使口上書

我主君タル英國皇帝安全ナリ 陛下皇帝之事ニ付厚キ 勅諭アリ
我皇帝ニ於テモ定テ喜悅スヘシ 陛下勅諭之通り 幸ニ是迄在來兩國之交際永久ナラン事我皇帝モ希望スル所ナリ 陛下今般東京御着輦之事ヲ拜祝ス 且又主土不レ殘鎮靜之折柄
陛下御仁政且國內之衆議ヲ以テ此以後 改テ強大同一泰平ナラシメン事ヲ願フ將又余之儀ニ付懇篤之勅詔深ク感謝スル所ナリ 貴國之朝廷ニ於テ洪恩深キ我皇帝之公使職ヲ勤ムル事は又欣然無ニ相違一所ナリ

勅答

貴國 帝王安全ナルヤ 朕常ニ祈ル貴國 帝王健剛及兩國交際ノ益深カラシコトヲ朕今東京ニ臨ミ親シク公使ニ遇フ 盖兩國之交際益親厚永久ナランコトヲ欲ス宜ク此意ヲ亮察スヘシ且公使無恙職ニ在リ亦朕ノ深ク喜悅スル所也。

同日亞米利加國公使ウワルケンボルク、船將カルトルプロウン、領事官總裁ストール、書記官
ン 參朝

公使口上書

各國公使參朝概略

ポルトメ合衆國大統領日本 帝國ニテ亞米利加合衆國政府之代人タル事ヲ余ニ任セシ時は迄之兩國和親交際ヲ存保スヘキ命ヲ受タリ 第一ニ日本ト條約ヲ取結シハ合衆國ニシテ右ハ合衆國政府ニ於テ當帝國及其政府ノ幸福及ヒ前進スルニ最益アルモノト考フ余當國ニ來着セシ以來世界中之最大ナル蒸氣商船ニテ兩國之間ニ月々通信スルニ因リ兩國之益尙接近セルニ至レリ其益既ニ増シ且國ニ大ナル財勢ヲ開キ分明開化スルニ從テ連續スヘシ兩國之間ニ今存スル交際ヲ尙懇篤ニセン事且兩國之間ニ速ニ生スル大ナル益ニ盡力スル事常々余カ職掌ニシテ之レ最希望スル所ナリ余カ政府ニ代リテ當今ノ太平及幸福ヲ 皇帝陛下ニ敬賀ス日本全國全ク靜謐シ太平幸福ヲ全フスル期速ニ來ランヲ祈ル。

勅答

貴國大統領安全ナルヤ 朕常ニ貴國平穩ニシテ兩國交際ノ益深カラン事ヲ祈ル今東京ニ臨ミ始メテ公使ニ遇ヒ益兩國交際盛大ニシテ萬里比隣ノ思ヲナセリ宜ク此意ヲ亮察スヘシ且公使無恙職ニ在ル 朕ノ深ク喜悅スル所也。

同日孛漏生國公使フホンブラト書記官ケンブルアン 參朝

獨乙北部聯邦公使口上書

一、我孛國日本國ト懇親ヲ結ヒシ以來公使實ニ今日始テ日本國 皇帝陛下之 天顏ヲ拜スルヲ得ル何ノ福カ是ニ過キン。

一、此時ニ因テ我孛國 皇帝陛下ノ日本 皇帝陛下ヘノ懇親ナル情願ヲ外臣フオンブランドニ因テ通スルヲ得ルハ皆外臣之幸福ナリ。

一、我孛國皇帝陛下ハ日本國 皇帝陛下ニ其親睦ノ情思ヲ徵センガ爲メ正ニ新條約ヲ結ンテ以愈兩國ノ交ヲ厚フセント願ヘリ。

一、外臣フオンブランド公事ニ勉勵シ以テ 皇帝陛下ノ親信ヲ贈ランヲ欲ス是志願ナリ 仰 皇帝陛下ノ聖察ヲ請フ若シ然ラザルトキハ外臣獨逸北部聯邦ト日本國トノ幸福ノ爲メ公事ヲ務ル能ハサルヘシ。

勅答

貴國 帝王安全ナルヤ朕常ニ貴國 帝王健剛及兩國交際ノ深カラン事ヲ祈ル今東京ニ臨ミ始テ公使ニ遇フ益兩國交際永久ノ爲ニ新條約ヲ結ヒ親睦ヲ厚クシ且公使ニ懇接ノ情ヲ盡サント欲ス宜ク朕カ此意ヲ亮察スヘシ且公使恙ナク職ニ在リ亦朕ノ深ク喜悅スル所也。

瑞典及是班牙との條約締結

(明治二年正月二十日 太政官日誌)

瑞典及那耳回國

右二國ニテ一王ノ政令

是班牙國

右之國々ト今般條約御取結ニ相成候間爲ニ心得ニ此段相達候事。

條約改定の沙汰

(明治二年二月三日 太政官日誌)

外國官

各國條約改定取調御委任之旨、御沙汰候事。

使節派遣

(明治二年正月二十八日 太政官日誌)

東久世中將

西洋各國へ爲ニ使節被遣候旨兼テ被ニ仰付置候處彌當年被遣候 御治定相成候ニ付此段更ニ被ニ仰出候事。

外人に對し粗暴の所爲なからしむ

(明治二年四月五日 太政官日誌)

東京府 品川縣

其府縣者外國人在留地ニ付内外共平日取締向勿論ニ候處此後別而往來相湊候事ニ付兵隊始惣而粗暴行違之儀無之様取締方致手配見廻等無ニ油斷ニ差出候様可致事。

軍務官

頃日外國人へ對シ行違之事件相生御談判中ニモ有之尙又諸藩追々入京ニ付而者不ニ一方ニ御配慮ニ付東海道六合川ヨリ東京迄之間人數ニ小隊差出巡羅取締可致尤出張之上者品川縣可受ニ指圖旨被ニ仰出候事。

外人迫害に關する御觸

(明治二年四月十日 草)

一、去月二十一日、二十二日、品川縣大森邊に於て、外國人を暴に馬車より引卸し、剩へ刀を抜き候様子之舉動有レ之 且其前も道に控へ居候、英吉利公使を差留候者有レ之 又横濱表において路上

外人に對し粗暴の所爲なからしむ

佛蘭西人に對し 無謂打撃致候者屢有之 右者是迄度々被_レ仰出_二候趣不_二相守_一 道路において往來半を譲り 通行可_レ爲_レ致旨布告之處 前書之始末 第一 勅命を輕_カじ 現在 御國敷を引出し候所行に付 以後猶亦屹度相心得可_レ申 若此後違背者之輩於_レ有_レ之は 當人は勿論其主人に至まで 屹度嚴重可_レ被_レ爲_レ處旨 御沙汰候事

右之趣兼而心得之爲 文武の官員は勿論 府藩縣末々に至るまで不_レ洩様可_二相達_一事

四月九日

行政官

○外人迫害は日本の不利

この度日本人の、外國人を傷けたる一件に付、各國のミニストルより日本政府へ此様なる惡事はかねて外國人の行き通ひする土地々々には 必ず無_レ之やうにいたし度しとの道理をせめんとせり、日本政府においても、かならず善惡をたゞし、互に親しみを結び、いくひさしく睦まじくせん、且又此の日本國に來たり住せる外國人を、必らず傷つけまじとの法度は、固よりあるべし、且帝に、此度の一件を憂ひ給ひて向後は必ず此度のごとき惡事は屹度氣をつけ、無之やうにいたすべく又重ねて此の如き事あるときは 互の親睦も遂に破らるゝならんかと「イギリス」ミニストルへしきりにその言ひ譯ありたり、然るに日本人多人數の中には、此度ぜひ共外國人を無理にも皆攘ひ

盡さんとの事を信ずる者あれども、これはとても行はれざる事なるべし、よしひとたび外國人をはらひ盡すとても、もとより盡くる外國人にあらざれば、又幾たびとなく前に重倍して押し來り、もとのところに住居すべし、そのうへ此のごときことをなせば本當に夷狹の所業にひとしく、美國の名を一時に汚し、國亡て遂に萬世の汚名を逃れがたく印度天竺の轡を踏まんこと疑なし。

下關事件の償金要求 (明治二年四月十日 草)

四年前下ノ關において「アメリカ・フランス・オランダ」の蒸汽船長州人におそはれ、長州敗北の後和睦を乞ひ 大筒のこらす外國船にて持はこび去られたり、先政府右償金として「アメリカ・イギリス・フランス」へ百五十萬ドル拂ひ餘は二ヶ年の後拂ふべしと約束せし殘金百五十萬ドルはいまに皆済に相ならず當時責付最中なり。

外國交際に付勅問 (明治二年五月二十四日 太政官 日誌)

夫宇内ニ國スルモノ内外親疎ノ別アリト雖トモ安ンソ相往來セサルノ理アラシヤ既已ニ往來ス亦盟約ノ信ヲ固クセザルヘカラス故ニ信義ヲ尋ネ條理ヲ追ヒ愈以獨立自主ノ體裁ヲ確立候儀交際上ノ

馬關事件の償金要求 外國交際に付勅問

準的ト被ニ思召ニ候間意見無ニ忌憚ニ可ニ申出ニ候事

日澳條約委員

(明治二年七月二十三日
太政官日誌)

各通 澤 外 務 卿
寺島 外務大輔

澳オーストラリア太利亞和親貿易條約取結之儀願出候處御許容相成右條約之全權御委任被レ爲レ在候旨御沙汰候事

英國王子來朝に付注意

(明治二年七月二十五日
太政官日誌)

延遼館英國王子滯在中親王諸官員華族御用罷越候節館前迄乘馬乘輿不レ苦候事

但忽供ハ大手門ニテ引落シ門内侍二人小者一人雨天ニハ傘持一人之事

右之通候間爲ニ心得ニ相達候事

(註) 延遼館ハ今ノ濱離宮

○參内につき御達

來二十八日英國王子參内ニ付差掛候御用之外ハ參 朝被レ止候事

但御用參朝之輩ハ坂下御門出入中ノ口ヨリ昇降可レ致候 尤供侍之所等夫々下知之者差出有レ之候
間屹度相守可レ申事

○接客官員任命

- 領客使二人
- 伊 達 從 二 位
- 大 原 正 四 位
- 隨使二人
- 中 島 中 辨
- 町 田 外 務 大 丞
- 掌客一人
- 宮 本 外 務 權 少 丞

英國王子參内略記

(明治二年八月二十二日
太政官日誌)

七月二十二日王子橫濱へ着艦寺島外務大輔艦ニ就テ之ヲ勞ス

二十四日第八字英國甲鐵船「オーシン」ニ於テ祝砲廿一發神奈川砲臺(英國ノ旗章ヲ掲ク)及各
國軍艦ニテモ祝砲各二十一發「カラチア」(王子所駕ノ艦名)(菊ノ御旗ヲ掲ク)ニテモ應發數ノ
如シ第十一字王子上陸公使館へ着ス

七月二十五日領客使伊達從二位隨使中島中辨客館ニ到リ 宣旨ヲ傳フ第十字王子延遼館ニ至ル途
 中金川縣兵護送シテ横濱ヨリ川崎ニ至リ同所ヨリ延遼館迄別手組之ヲ護送ス、掌客官本外務權少丞
 等品川驛迄出迎 外務卿領客使等延遼館ニテ出迎 兵部卿官延遼館ヘ到リ王子ヲ勞問シ且宣旨ヲ傳
 フ外務卿モ亦就テ之ヲ勞ス 王子ヘ附從シ來ル者左ニ

アドミラル、テ、ヲノールレーブル、シルベンリー、カツベル、
 デ、ヲノールブル、イー、シーヨルタ。

リユーテナンド、エービーヘーグ。

リユーテナンド、ロシニー。

リユーテナンド、ラムスエイ。

リユーテナンド、フール。

ミストル、チエウエリール。

外ニ日本在留之英人

シルハルリー、パークス

ミットホル

アレキサンドル、フオンシーポルト

七月二十八日第一時王子參内領客使大原正四位出迎 公使「シルハルリー、パークス」水師提督
 書記官「ミットホル」等陪從ス

廷内御接待次第略レ之

王子歸館後又 兵部卿官ヲシテ勞問セシム

八月朔日三條右大臣 岩倉大納言 徳大寺大納言 大久保參議 廣澤參議 副島參議 松平民部

卿 鍋島從二位等延遼館ニ到リ王子ヲ慰問ス

八月三日第十字王子川蒸氣船ニ駕シテ品川沖ニ至リ本艦ヘ移リ横濱ニ還ル 外務卿送テ乗船場ニ
 至リ兵部卿官 大久保、廣澤兩參議等同船品川沖ニ至リ領客使隨使同船 送テ横濱ニ至ル

八月十一日三字半王子乘艦横濱ヲ發ス祝砲ヲ放ツ着艦ノ時ノ如シ

瑞西合衆國書翰寫 (明治二年太政官日誌 第八十八號 追録)

横濱千八百六十九年九月十六日瑞西岡土セネラー館

合衆國評議官ヨリ御門陛下第一等執政閣下ヘ宛テシ書翰之寫ヲ送ル

瑞西合衆國岡士セネラールニ代リテ

書記官 エ、モツテレ

東京 外務省へ

ベルン千八百六十九年五月三十一日

閣下 明治二年二月十四日附之書翰落手 昨年十二月二十八日京都ニ於テ一條左大臣息女立后之禮式首尾能濟ミシ旨 天皇陛下ノ命ニテ閣下ヨリ我等ニ報知イタサル、旨承知セリ右書簡ノ爲多謝ス且 天皇皇后共ニ幸福長壽並日本國ノ繁榮ヲ祈願シ右ノ祝辭ヲ 天皇陛下ニ仰上ラレンコトヲ我等閣下ニ願フ

合衆議政ニ代リテ

合衆國大領 ウエルテイ手記
合衆國執政 スシース手記

日澳條約

(明治二年九月七日
太政官日誌)

今般澳太利國ト條約御取結相成候ニ付此旨相達候事

澳太利公使參朝

(明治二年九月十二日
太政官日誌)

澳太利國來翰寫

上帝ノ惠ヲ受タル澳地利皇帝婆希密ノ「レクス」兼洪噶利ノ「アホストリリツクレクス」第一世「フランツジョーセフ」ヨリ威權赫々トシテ美名輝キタル尊貴ナル日本 天皇陛下ニ敬意ヲ表ス貴國ト和親貿易航海ノ條約ヲ結ヒ兩國ノ間ニ往來存在スル交誼ヲ更ニ固定シ兩國ノ便宜ヲ増ン事ヲ祈望シ且貴國政府ニテ我誠意ヲ宜シク了察セラレンコト疑ハサル所ナレハ我寵愛ノ忠臣第三等水師提督獨派公使全權ミニストル等「ベツク」貴族「アントン」ニ委任シ全權ヲ與ヘリ、此者ハ我外國事務宰相ヨリ命スル趣意ニ基キ貴國ノ全權ト合議決定シ、以テ調印スヘキ權ヲ有スル也、故ニ 其命ノ趣意ニ基キ右全權ノ議定セシ事ハ我ニ於テ無ニ異存ニ承諾スヘキヲ茲ニ約ス右證據トシテ此委任狀ニ我名ヲ自記シ我國印ヲ調セシメタリ今我 陛下ノ健康安寧ヲ上帝ニ祈ル

於ウキーナ府

千八百六十八年第十二月二十日

澳太利公使參朝

即我位ニ即キシヨリ二十一年ノ後

フランツジョーゼフ自記 國印

貴族 ホイスト 自記

皇帝陛下ノ命ニヨリ 皇帝陛下並執政ノ令議官

ガゲン貴族 マクシミリアン 自記

澳太利國へ勅答寫

日本 天皇敬テ澳太利兼噶洪利 皇帝陛下ニ復ス 朕久陛下ノ威權赫々美名輝々タルヲ聞ク今陛下誠信懇篤第三等水師提督特派公使全權ミニストルベツク、貴族アントン氏ニ命シ貴書ヲ齎ラシ來リ以テ和親條約ヲ結ヒ、委スルニ合議調印之全權ヲ以テス 朕素ヨリ深く望ム所ナリ 朕乃チ華族重臣從三位守外務卿清原朝臣宣嘉、及ヒ從四位守外務大輔藤原朝臣宗則ヲシテ貴國全權公使ト協議調印セシメテ以テ 陛下ノ盛意ニ答フ 今ヨリ以後兩國之際交誼親厚永ク以テ渝ラサラン事ヲ庶幾 更ニ 皇帝陛下ノ健康安寧ナラン事ヲ祈ル 敬テ服ス

明治二年己巳九月十二日

御諱

御國璽

奉命右大臣從一位 藤原朝臣實美花押

澳太利公使へ勅書

澳太利並ホンガリー 皇帝陛下安全ナルヤ此度我國ト和親貿易ノ條約ヲ結ハシ爲汝ヲ撰擧シ、特派使節トシテ來ラシメ 皇帝陛下ノ手書ヲ受タル事 朕深ク喜悅ス 朕又重臣ニ命シ汝ト條約調印セシメントス 茲ニ貴國 皇帝陛下ノ康寧ヲ祝シ兩國交際永久親睦ヲ希望ス

米利堅公使參朝

(明治二年十月八日 太政官日誌)

米國ヨリ來翰寫

米利堅合衆國大統領ユリスセス、エス、カラント、ヨリ日本 天皇陛下へ

信友

余秀逸ナル國民ノ内ヨリ米利堅合衆國ミストル、レシデント職トシテ 天皇陛下政府ノ許ニ居住セシムルタメ、チャルス、イーテイロンダヲ撰擧シタリ兩國ニ關係スル益且ツ兩國親睦及ヒ通信

米利堅公使參朝

ヲ彌厚フセントノ余ガ信意ヲ彼レ能ク承知ス、余彼レノ忠信正直且ツ行狀正シキヲ知り彼レ兩國ノ益及ヒ幸福ヲ存保シ且ソレヲ増ス事ヲ常々勉勵シ 陛下ノ満足シ給ハンコト余ニヲイテ實ニ疑ヒナシ依テ 陛下彼レニ懇ニ接待シ彼レ合衆國ニ代リテ何事ニヨラス奏スル時且合衆國ノ親睦及ヒ 陛下ノ幸福ヲ祈望スル事ニ付 陛下ニ奏スル時ハ別テ彼レヲ信シ給ハン事ヲ懇願ス 陛下ノ安全ヲ天神ノ守護アラン事ヲ余天神ニ祈願ス

紀元千八百六十九年四月二十八日華盛頓府ニ於テ之ヲ認メタリ

陛下ノ信友

ユ、エス、ガラント

大統領ノ命ニ依テ

セケレタリー、ヲフステート執政

ハシルトン、フキス

米利堅合衆國大統領ユリスセス、エスガラント、ヨリ日本
天皇陛下へ

信友

ミストルアル、ピフアンフアルケンボルク是迄米利堅合衆國ミストルレシデントノ職トシテ 陛下ノ元へ送り置シ處今般歸國イタスニ付 陛下ニ別レヲ告ル様予彼ニ命セリ、フアルケンボルク氏へ主タル命令ハ日本政府之益親睦ノ厚キヲ堅フセンガ爲ニシテ幸ニ兩國ノ間ニ連綿スル平和ノ交際ヲ愈深カラシメントノ予ガ信意ヲ 陛下ニ奏スル事彼ノ任タリシナリ彼前條ノ命令ニ隨ヒ夫ヲ果セシ彼ノ處爲ニ付 陛下満足シ給ヒ且 陛下ニモ心良ク彼今度ノ命令ヲ遂ケシ事ヲ予イノル 陛下ノ幸福且日本帝國ノ繁榮ヲ祈願ス

陛下ノ信友

ユ、エス、ガラント

大統領ノ命ニテ

ハシルトンフキス

於華盛頓國務官

千八百六十年四月二十八日

○米國公使へ勅答

米利堅公使參朝

日本 天皇 米利堅大統領ニ復ス貴國公使アルビーウハンウハルケンボルク久ク我國ニ在リ 能ク其職ヲ奉シ兩國ノ交誼ヲ重シ誠信懇篤 朕深ク之ヲ嘉ミス今又新公使チャルレス、イデイ、ロングヲシテ來テ其任ニ代ラシム其本國ニ代リテ告ル所ノ件々 朕固ヨリ之ヲ信シ敢テ疑ヲ容レス且貴書ヲ致ス殊ニ其誠意ヲ領ス益以兩國之交誼彌深ク親昵永久ナラン事ヲ欲ス今舊公使國ニ歸ル因テ懇ロニ 朕カ意ヲ傳ヘシメ以テ大統領ノ健康安寧ヲ祝ス

明治二年己巳十月

奉勅石大臣從一位 藤原朝臣實美

○米國舊公使ヘノ勅語

今度貴國大統領新タニチャルレス、イデイ、ロングヲ撰擧シテミニストルレシテント之職トシ來テ汝ニ代ラシム汝我國ニ滞在シ懇信ノ日久シ今ヤ國ニ歸ル 朕甚ク之ヲ惜ム海濤萬里其恙ナキヲ祈ル汝國ニ就ク之日 朕ガ 大統領ノ康寧ヲ祝スルノ意ヲ傳ヘヨ

○米國新公使ヘ勅語

貴國大統領安全ナルヤ今度汝ヲ撰擧シミニストル、レシテントノ職トシテ來ラレメ 大統領ノ手書ヲ傳フ其懇切ノ厚意 朕深ク喜悅セリ 彌以テ兩國ノ交際親昵永久ナラン事ヲ欲ス

英國政府の謝辭

(明治三年正月二十六日 中外新聞)

英國公使の書翰並に本國宰相書翰の譯

○千八百七十年第二月九日横濱に於て

王子ヂニーク・オフ・イチンボルグ、兵庫大阪及び長崎に行きし次第を、委細外國事務總裁に報ぜし處、其港々にて王子に對し、日本長官の接待方に付、英國政府の謝辭を日本政府に述べべきを外國事務總裁余に命じたり。依て右長官等叮嚀の取扱方に付、英國政府の謝辭を日本政府に轉告あらんことを閣下に願ふ。

敬白

英國特派全權公使 ハルリー・エス・パークス

外務卿

澤 從三位清原宣義君

寺島從四位藤原宗則君

閣下へ

○千八百七十年第二月九日横濱に於て

英國政府の謝辭

ヂニーク・オフ・イヂンボルグ、先達て日本に渡來の節、接待方に付、英國女王殿下、天皇陛下に感謝する爲、女王殿下の命に因り認めたる外國事務總裁イール・オフ・クラレンドンよりの書簡の寫を閣下に呈する事、余に於て大に欣喜する處なり。此書簡を天覽に備へ玉はん事を閣下に願ふ事余が職掌たり。王子に對し仁惠の接待方、英國女王殿下に於て深く満足せしを、天皇陛下これにて知り玉ふべし。

右書簡中に記載せる如く、英國政府日本に於て王子接待方の報を得て満足せし旨を閣下に報ず。其事を我國政府に告知する事余が職掌なり。

敬白

英國特派全權公使 ハルリー・エス・パークス

澤 從三位清原宣義君

寺島從四位藤原宗則君

閣下へ

寫

○千八百六十九年第十二月二日外務局に於て

先日ヂニーク・オフ・イヂンボルグ、日本に渡來の節接待方に付英國女王殿下の謝詞を、御門陛

下に述べべきを女王殿下余に命じたり。女王殿下右接待方の次第を委細聞知し喜悅に堪ず。日本と大不列顛兩國の間に、親睦の交際あらん事を女王殿下懇望し、且ヂニーク・オフ・イヂンボルグ日本に渡來し、朝廷にて仁惠の接待ありしにより、交際彌厚からんことを信ず。此書簡の寫を外國事務執政に差出すべきを足下に命ず。將又英國政府此事に付報告を得て満足せし旨を外國事務執政に告んことを、余足下に願ふ。

謹言

クラレンドン手記

シル・ハルリー・エス・パークス足下へ

孛佛交戦に付中立宣言 (明治三年七月二十八日 太政官日誌)

今般孛漏生、佛蘭西兩國交戦ニ及候趣ニ付於我皇國ハ局外中立之儀堅可ニ執守ニ旨被ニ仰出ニ候就テハ交易場ハ勿論海岸諸要區ニ於テ左之條々相心得不都合無レ之様可ニ取計ニ候事

- 一、局外中立之上ハ交戦之理非曲直ヲ品評致ス間敷文書上ハ勿論應接言辭之間專ラ注意可レ致事
- 一、港内及ヒ内海ハ勿論ニ候得共外海之儀ハ距離三里以内兩國交戦ニ及候儀ハ不ニ相成ニ尤軍艦商船共通行ハ是迄通り差許候事

孛佛交戦に付中立宣言

- 一、薪水食料等ニ缺乏シ或ハ艱難ニ出逢ヒ我開港場ハ勿論不開港場へ來候右兩國之軍艦商船共今般之戰爭ニ關係無之分ハ兼而御布令之趣ニ基キ通例之手續ヲ以テ偏頗ナク給與致候事
- 一、一方之軍艦我港内へ進口致シ他方之軍艦追來双方共一港内ニ入込候節ハ先入之船出帆後廿四字内ハ後入ノ船出帆不ニ相成候儀ニ付差止可申事
- 一、一方ノ軍艦我港内ニ進口致シ他方之軍艦我港口迄追來待受候體相見へ候節ハ右船帆影相消候迄ハ港内へ先入之船退帆不ニ相成候事
- 一、我港内ニテ交戦ニハ不レ及候共兩國船艦分捕之姿相見へ候ハ、差止可レ申候事
- 一、交戦國之軍艦大洋中ニテ接戦ニ及ヒ敗北之餘帆檣等毀損シ我港内へ遁込候節ハ其船艦乘込人員並兵器等悉ク此方ハ爲ニ引渡ニ再度戦地へ赴キ候事ハ不ニ相成ニ双方平和相成候迄預リ置可レ申但病人瘡者養生之儀ハ不レ苦候事
- 一、我開港場内ニ兵士ヲ置軍艦滯泊其外海軍屯所差許置候國モ有レ之候得共右ハ全ク平時我港内在留之其自國商民保護之爲ニテ他國交戦ニ付右場所ヲ相用候儀ハ不ニ相成ニ事ニ付右場所ニテ戰爭ハ勿論兵士武器等俄ニ相備へ戦地エ出帆致シ或ハ戦地ヨリ直ニ右場所へ引取交代休息致シ候等ハ右場所ヲ以テ其敵國ヲ伐之利ニ資シ候儀ニ付決而不ニ相成候事

- 一、交戦之軍艦兵士等戰爭ニ赴ク爲ニ我港内ニ碇泊シ或ハ上陸イタシ戦備ヲ整へ又ハ兵士武器等ヲ増載イタシ候儀ハ不ニ相成候事
 - 一、御國船艦ニテ交戦ニ及候方へ兵士武器其外直ニ戰爭ニ供候品物運輸イタシ候儀不ニ相成候事
 - 一、御國人並我管内在留ノ外國人共交戦ニ及候國々ノ軍艦及商船ニ候共其戰爭ニ使用ノ船艦へ被雇乗組又ハ他國艦タリトモ其戰爭ニ關係ノ事柄取扱候爲ニ乗組或ハ其他軍事ニ相携候事件及ヒ品物等世話イタシ候等ノ儀不ニ相成候事
 - 一、戦地ニテ分捕イタシ候品物ヲ我港内ニ於テ賣買イタシ候儀不ニ相成候儀ニ付其事實分明ノ者ハ取押預リ置其旨可伺出候事
 - 一、御國人民ハ勿論荷物等交戦ニ及ヒ候軍艦並ニ其國々ノ商船ニ積込候儀イタス間敷候事右規則中外國人ニ相拘候件々萬一違背及ビ候節ハ開港場ハ其國々コンシユルへ掛合差止可レ申若シ不服ノ節ハ其港軍艦ニ相達シ兵部ノ處置可レ有レ之候事
- 但シ不開港場其外海岸ニテ右様ノ儀有之候ハ、於地方官差止置左ノ港近傍之地ハ軍艦ハ可ニ相達懸隔之場所ハ其顛末速ニ兵部省へ可届出事

横濱港

字佛交戦に付中立宣言

品海豫備	箱館港	長崎港	兵庫港	甲鐵艦	中島四郎
日進艦	龍驤艦	龍驤艦	龍驤艦	兼小艦隊指揮長	伊藤二郎
延年艦	電流艦	龍驤艦	龍驤艦	同	赤塚源六
同	同	兼小艦隊指揮	同	同	石井貞之進
同	同	同	同	同	中牟田倉之助
同	同	同	同	同	牛島五一郎
同	同	同	同	同	眞木安左衛門

千代田艦

○

(明治三年十二月三日
太政官日誌)

兵部省

字佛戰爭ニ付神奈川港警衛トシテ其省兵隊出張被ニ仰付ニ置候處被レ免候事

ボードインへ御沙汰書

(明治三年十月二十八日
太政官日誌)

大醫ボードイン氏

文久二年壬戌ノ秋我大日本政府之徴ニ應シ始テ長崎ニ來リ生徒ヲ教授シ其規則ヲ創建シ 再ヒ大
 阪ニ於テ病院ノ學科ヲ設ケ 更ニ兵部省中軍醫ノ法則ヲ授傳ス 今茲歸國ノ期ヲ以テ東京ニ來リシ
 ニ業ヲ請ヒ治ヲ乞フ者頻ニ留滯センコトヲ懇望ス 因テ暫ク歸期ヲ緩フシ其乞ヲ許セリ
 抑我國在留中沈痾ヲ起シ 痼疾ヲ療スルノミナラス 教授提擲ノ方法ニ於テモ深切着實 我國醫
 學日ニ進歩スルニ至リ 衆庶ノ幸福モ亦少ナカラス其功大ナリト謂ヘシ 今ヤ將ニ國ニ歸ラントス
 因テ其ノ賞トシテ別紙目錄之通被レ遣候事

ボードインへ御沙汰書

明治 太政官三年 庚午閏十月

大日本政府

別紙

目錄

金三千兩

外國公使旅行接待心得

(明治三年十月十七日 太政官日誌)

府 藩 縣

外國公使旅行之節城下又ハ陣屋許へ休泊致候ハ、官員一人平服ニテ旅館へ相越シ知事之口上ヲ以尋問可レ致事

但公使ニ無之候ハ、不レ及ニ其儀ニ事

旅館へ幕臺 提燈 盛砂等總而馳走ケ間敷儀ニ不レ及候事

外國官人通行之節其宿驛ニ於テ問屋役人之内出迎案内可レ致地方官廳ヨリ送迎之役員等不レ及差出候事

外國人通行之節往來見物イタシ候儀ハ不レ苦候エ共 彼方ニテハ高官ノ者モ手輕ニ旅行イタシ且彼我之禮儀モカハリ候儀ニ付在々ノ人民ニ於テハ殊更外國人之情態ヲモ熟知セザルユエ 不作法等之儀有之候テハ不ニ相濟ニ儀ニ付地方官ニテ屹度取締可レ致事

外國人へ對シ萬一不禮ヲイタシ候モノ有之歟或ハ不都合之儀有之節ハ 取締出張之官員又ハ宿驛役人トモ附添官員へ申談嚴重始末相付ケ 其段書取ヲ以テ外務省又ハ開港場最寄ニ候ハ、其開港場へ可ニ届出ニ事

旅籠料並人足賃錢共相對ヲ以テ仕拂候筈ニ候條 外務省又ハ開港場之縣廳ヨリ之先觸面通り相心得夫々不都合無之様取計可レ申尤休泊之場所ハ宿驛役人共取締筋精々心付夜中ハ別テ入念見廻リ可レ申事

外國人旅行先ニ於テ土産物等買入候儀ハ 不レ苦候得共 萬一密商ケ間敷事柄有之候ハ、見聞次第御國人之儀ハ其應ニ於テ始末相糺シ 外務省又ハ最寄開港場へ可ニ相届ニ候事 但外國之儀ハ外務省並最寄開港場ニ於テ取糺可レ致事

諸外國への差遣

(明治三年六月二十九日 太政官日誌)

御用有之支那上海へ被差遣候事

柳原外務權大丞

○

(明治三年七月二日
太政官日誌)

各通

花房外務權少丞
鄭文書權正

柳原外務權大丞支那上海へ被差遣候ニ付差添被仰付候事

○

(明治三年六月十七日
太政官日誌)

上野大藏大丞

爲特別辨務使英國へ被差遣候事

○

(明治三年九月十八日
太政官日誌)

吉田弘毅

御用有レ之朝鮮國へ被差遣候事。

○

(明治三年閏十月二日
太政官日誌)

鮫島少辨務使

英吉利、佛蘭西、獨乙北部聯邦へ被差遣候ニ付テハ其國々交際ノ事務及留學生等管轄委任被
ニ仰付候事。

明治

太政官印
三年

庚午閏拾月

鹽田權大記

鮫島少辨務使ニ差添英吉利、佛蘭西、獨乙北部聯邦へ被差遣候ニ付テハ書記翻譯等之事務取扱仰
付候事。

明治

太政官印
三年

庚午閏十月

後藤權少記

諸外國への差遣

鮫島少辨務使ニ差添英吉利、佛蘭西、獨乙北部聯邦へ遣候ニ付テハ記録會計等取扱申付候事。

明治三年太政官印 庚午閏十月

米國へ差遣

(明治三年閏十月三日)
太政官日誌

森少辨務使

米利堅國へ被差遣候ニ付交際事務及留學生管轄委任被仰付候事。

明治二年太政官印 庚午閏十月

名和權少記

森少辨務使ニ差添米利堅國へ遣候ニ付テハ記録會計等取扱申付候事。

明治三年太政官印 庚午閏十月

伊藤大藏少輔

御用有之米利堅國へ被差遣候事。

黒田次官を海外へ差遣

(明治三年十一月十七日)
太政官日誌

黒田開拓次官

御用有之歐羅巴並ニ支那へ被差遣候事。

(明治三年十一月十八日)
太政官日誌

外山少記

森少辨務使ニ差添米利堅國へ遣候ニ付テハ書記翻譯等之事務取扱申付候事。

明治三年太政官印 庚午十一月

諸港解備の御沙汰

(明治四年三月七日)
太政官日誌

兵部省

諸港解備の御沙汰

諸港守衛トシテ出張之軍艦解備被ニ仰付ニ候間歸艦之儀其省ヨリ可ニ相達ニ候事。

英國公使パークス參朝

(明治四年三月二十九日
太政官日誌)

勅語

貴國 大皇帝安全ナルヤ今般汝歸國之由ヲ聞キ 朕甚之ヲ惜ム汝久シク我國ニアリテ能ク其ノ職ヲ奉シ交際之道ヲ盡ス事 朕深ク感悅セリ汝國ニ歸ラハ宜シク 大皇帝ニ告ケ爾後益々交誼之厚カラシム事ヲ冀望スルノ意ヲ傳ヘン事ヲ依頼ス。

公使口上

我 皇帝陛下安全ナリ今般我カ主上ノ許容ヲ得暫時歸國スルニ付參内スルノ砌余闕下ニテ公使ノ職ヲ奉スル久シク貴國ニ在テ 聊盡クシ兩國ノ交際倍々親密ニ至リシヲ 陛下感悅シ給ヒシヲ聞余ニ於テ深ク欣悅スル所ナリ且ツ余歸國シ貴國往昔以來交際ヲ拒絕シテ種々ノ不利アリシヲ貴國政府調理シ給ヘルヲ我カ主上ニ奏聞スベシ然ラバ爾後倍々交誼ノ厚カラシム事ハ必セリ 陛下賢才大臣ノ補翼ヲ以テ此ノ道ヲ履ミ速ニ從來ノ弊習ヲ除キ萬國ノ風土法律教導各相異リ又生産氣候ハ固ヨリ人民ヲ保護スルタメ上席ヨリ賜ヘル恩義モ亦自カラ相異ナルト雖モ之カ爲メ他國トノ交通ニ隔意ヲ生ス

ルノ理ナキヲ庶民ニ覺知セシムルニ至ルヘシ右大改革ヲ行ヒ庶民ヲシテ各其ノ意ヲ得セシメ交易ヲ自由ナラシメンガ爲メ 陛下ノ長壽壯健ヲ祈ル乍レ序余ガ留主中我ガ主上ノシヤルジダフエールノ職ヲ勤ムルアダムス氏ヲ披露ス尤同人ハ貴國大政一新以來在留シ貴國ノ事情ニ通ジ余ト同様 陛下並貴政府ニ對シ懇親ノ意ヲ含シ貴國一致シ倍々開化繁榮ナランコトヲ望ムハ敢テ論ヲ待タザル所ナリ。

勅語

汝歸國ノ後アダムス氏汝ニ代テ事務ヲ理スル事ヲ告ク 朕之ヲ領ス。
瀧見離宮ニ於テ再ヒ御引見賜物アリ。

勅語

汝我國一新ノ際紛擾ノ時ニ方テ能ク職務ヲ掌リ我國ノ爲メニ盡力勤ナカラス 朕甚之ヲ喜フ惜クハ今汝歸期近ニアリ之ヲ留ムルニ由ナシ 朕偏ニ祈ル遠洋風波無レ恙歸國セン事ヲ 猶我國ノ爲ニ慮ル所アラハ宜ク 朕カ爲メ大臣等ニ告ヨ菲薄ノ土宜聊以テ別ヲ送ル。

賜品目錄

金造 太刀 金爛 七卷 硯 箱

英國公使パークス參朝

公使口上

余貴政府ノ爲ニ纜ニ盡力致セシニツキ 陛下懇切ノ上意深感佩スル所ナリ先年貴國政府追々變革セントスル際ニ當リ王政ニ非レバ國內平定スルニ至ラズ且公明正大ノ政治ヲ施ス時ハ外國トノ交誼永久厚カラント必セリト察ス新政府信義ヲ以テ條約ヲ遵奉シ兩國人民互ニ情ヲ通シ其有益ヲ謀ラル、際ハ余盡力セント最初ヨリ決心セリ其以來 陛下並大臣等實意ヲ以テ條約ヲ守リ大臣及ビ主宰タル華族國內ヲ一致セシメ堅固ナル基礎ヲ立テ一般ノ公法ヲ設ル事ニツキ不絕同心協力セシヲ感喜ス然ルニ未ダ右大業ヲ終ル場合ニ至ラザレバ假令余今歸國スルト雖モ是迄ト變ルコトナク貴政府ノ所置ヲ遙ニ注意スベシ貴國ノ開化ヲ増進セン爲メ貴國ニテ未ダ廣ク知識セザル諸藝術ヲ外國人ヨリ學バンコトヲ要シ給ハ、方今外國ニテ行フ處ノ新法ヲ唯一目スル而已ニテ足レリトスベカラズ故ニ陛下ニ事ヘ奉リテ貴國ノ爲ニ補益トナルコトヲ計リ是迄同心協力セシ外國人ヲ信ジ賜フベシ來年ハ各國ト取結ビタル條約改定ノ期ナレバ其ノ時ニ至リ貴國ニテ交際上ニ彌懇親ノ意アル事ヲ外國ニ表スルハ最肝要ナル可シ 海外ニ赴キタル貴國人ハ其ノ國々ニテ其ノ國人同様徘徊スル事自在ナリト雖モ 貴國在留之外國人ハ大ニ異レリ 外國ノ教道ニ付貴政府ノ布告書中外國ニ對シ親切ナラ

ザル意アル様各國ニテ之レヲ信ズ 右貴國ノ名譽ヲ立テン爲ニ是レヲ改革スルノ時既ニ今日ニアラズヤ 余爰ニ至ツテ言ヲ止メ今日内謁ヲ惠シ賜フ事ヲ感謝シ 殊ニ精美ナル品々ヲ賜ハル事ヲ多謝ス 且前々告述セシ條々其ノ他余常ニ希望スル處ノ貴國ノ繁榮ヲ進ムベキ件々ヲ大臣等ニ再述スベシ。

米國公使參朝

(明治四年四月二十二日
太政官日誌)

公使口上

我政府 陛下ニ懇親ノ誠意ヲ表シ兩國民ノ親交ヲ増シ事ヲ希望スルニ因リ余ヲ辯理公使ヨリ特派全權公使ノ職ニ進メ闕下ニ在留セシムルヲ至急トセリ即チ此ノ官職ハ外國ニ派出スル公使ノ内第一等ノ者トス余ヲ此ノ官職ニ任セシヲ 叡聞ニ達スベキ我大統領ノ手書ヲ持參シテ今之ヲ 陛下ニ捧グ以テ右手書中ニ述ル大統領ノ誠意ヲ注意シ給ハン事ヲ冀フ若シ 我ガ政府ニテ余ガ公使ノ職掌ヲ以テ施ス如キ處置ヲ満足セザリシ時ハ此ノ職ニ置クベキ者ハ敢テ余ニ限ラザルベシ 余奮力奉職スルヲ以テ我ガ政府ニテ信ヲ増シ且 陛下ノ愛護ヲ失セザルベシ今兩國ノ際ニ存スル親昵ノ交誼逐年猶親密ナラン事ヲ祈ル。

勅語

今般 貴國大統領手書ヲ以テ汝ヲ辯理公使ヨリ特派全權公使ニ進メ我國ニ在留セシムルノ旨ヲ報セラル且 大統領ノ誠心懇篤ノ意ヲ領シ 朕大ニ之ヲ欣フ 朕固ヨリ汝ノ勉勵能其ノ職ヲ盡シ其ノ命ヲ辱カシメサルヲ信ス自今以後兩國ノ交誼益々以テ親密ナラン事ヲ祈ル。

大統領書翰寫

米利堅台衆國 大統領ヲリツセス、エス、ガラント日本 大天皇ニ述フ今度余我國民チャーレスイ、デロングヲ選テ闕下ニ在留スヘキ合衆國ノ特派全權公使ニ任シタリ此ノ者ハ兩國ノ利益ヲ知り我懇親ノ交誼猶堅固ナラン事ヲ欲スル誠心ヲ知ルモノニシテ其ノ爲人篤實溫厚正ニ兩國ノ慶福ヲ増進セン事ヲ勉勵スヘキモノナレハ必ス歡感アラン事余敢テ疑ヲ容サルナリ故ニ宜ク此ノ者ニ愛護ヲ垂レ我國ノタメニ陳スル件々並其懇親ヲ表シ 聖上ノ幸福ヲ祈ル趣ヲ述フル時ハ總テ其ノ言ヲ信用アラン事ヲ望ミ併テ 大天皇ノ安寧ヲ祈ル。

紀元千八百六十一年第四月十七日

於華盛頓府 ヲリツセス、エス、ガラント

執政 ハミルトン、フキシ

條約取結ノ爲メ清國へ派遣

(明治四年四月二十七日 太政官日誌)

大藏卿 伊達 宗城

同 人

欽差全權大臣トシ條約取結ノ爲メ清國へ被差遣候事

今般欽差全權大臣トシ清國へ被差遣候ニ付テハ萬一病氣故障等有レ之事務取扱兼候ハ全權ノ儀外務大丞柳原前光へ付與可致事

外務大丞 柳原 前光

今般大藏卿伊達宗城欽差全權大臣トシ條約取結ノ爲メ清國へ被差遣候間爲差副同行被仰付候事

外務權大丞 津田 眞道

今般大藏卿伊達宗城欽差全權大臣トシ條約取結ノ爲メ清國へ被差遣候間爲差副同行被仰付候事

文書權正 鄭 永 寧

今般條約取結ノ爲メ大藏卿伊達宗城外務大丞柳原前光清國へ被差遣候ニ付隨行被仰付候事

條約取結の爲め清國へ派遣

文書大佑	穎川重光
大學中助教	宮下惟清
外務權大錄	齋藤知一
文書權大佑	穎川雅文
文書少佑	津久井遠
外務權少錄	土子豐憲

大藏卿伊達宗城外務大丞柳原前光清國へ被差遣候ニ付隨從申付候事

(註) 同年五月十五日遣外國使祭執行。

米國公使布哇國帝和親條約ノ書ヲ持シ參朝

(明治四年六月二十八日
太政官日誌)

公使口上

闕下ニ奏ス 布哇皇帝陛下欽ンテ自國ト日本帝國トノ間ニ結約ノ款ヲ興サン事ヲ勉メ此ノ志願ヲ遂ンタメニ臣ヲ貴政府ニ駐ル布哇國ノ特派全權公使ニ任スルノ顯榮ヲ與ヘ 陛下ノ命シ給フノ委任

之官員ト共ニ和親貿易之條約ヲ商議談判施行スベキ等ノ全權ヲ委ネ將タ今捧ル所ノ國書ヲ以 玉座ノ下ニ奉呈セヨトノ儀ヲ托セリ 布哇皇帝陛下マタ臣ニ命シテ云ヘラク 天皇陛下ノ寶祚永久盛隆ナラン事ヲ切實ニ祝禱スルノ意ヲ謹述セヨト惟ミルニ 貴國ト布哇國ハ洋中ニ相對峙シテ一水兩國ノ岸ヲ洗フ況ンヤ從來交通又屢ナルヲヤ然ルニ今條約ヲ結フノ後ハ更ニ親穆ヲ加エン事復タ疑ヲ容レサルハ豈欣幸之至ニ非スヤ 陛下既ニ兄弟ノ因ミヲ有セル王國ト結約ヲナスノ志願ヲ許容シ臣此ノ任ヲ行フニ方ツテ兩國 帝王並其國土ヲシテ一團聯併ニ歸スルハ臣ノ一大慶幸ニシテ併セテ双方ノ便益ヲ増進シ天時ノ如ク永久無窮ナランハ臣ノ願望スル所ナリ。

勅語

今般布哇國 大皇帝手書ヲ以テ我國ト和親貿易ノ條款ヲ結ハレン爲メ汝ヲ以テ特派全權公使トシ百事委頼セシムルノ旨ヲ告クル 朕之ヲ領シ深ク兩國交際ノ興ルヲ喜ヒ 乃チ重臣ニ任シテ汝ト訂約ノ事ヲ議定セシム汝カ平素黽勉ナル能ク此ノ任ニ堪ユベキヲ信ス 朕爰ニ布哇國 大皇帝ノ康福ヲ祝シ 併セテ兩國交誼ノ悠久ナラン事ヲ禱ル。

對白露問題

馬厘亞老士事件の報道 (明治五年十月)
(博聞新誌第四號)

秘魯國の船廣東の「マカヲ」より支那人二百二十七名を買ひ入れ、歸國の途中難風に逢ひ、八月五日我横濱に入港せり。同八日形容憔悴せる者一人同船より泳ぎ出て、英國軍艦に扶け上られ、同國領事より我政府に引渡せり。右は自身並に同船の者何れも船司の虐待に堪へ兼我政府の保護を請ふなり。因て即刻船司を呼出し告諭の上引渡に相成たり。然るに船司我政府との約言を破り、脱出したる科を以痛く之を拷掠し、其他の支那人までも大に痛楚を受たれば、痛哭の聲現に英國軍艦に聞へしより、同艦の士官早速右景況を報知せしにより、遂に我政府の裁判となり、外國領事にも報告し、船司支那人とを凡五六十日も吟味ありし所、其罪船司にあるを以、則支那に報知ありしに、同國の官員陳司馬と云人我國に來り、彼支那人を悉く迎へ歸れり。而て彼の地に於て徧く審問を加へしことを支那九月十七日新聞に出せり。則抄録して左に掲示す。

本月二十三日各官員廣東人民を召して徧く原因を問ふ。答て云ふ、某等舊と廣省の各府州縣に在て耕種を業とす。郷人某らに教て云、澳門に至て雇とならば大利を得んと。某等或は三四人或は六七人陸續之に従て出づ。料らず澳門に至れば、岸上の雇となるに非ずして、乃船上の雇なり。船中に至れば、中國の雇となるに非ずして乃外國の雇なり。而て身遂に其船中に入り、再び岸に上るを得ず、然る後始て人の爲に賣るゝを知るなり。官問、船中の食用は如何。答て云、人毎に單衫褲各一つを給す。每食荳及び米を以て和して食せしめ、蕪頭を以て菜となし、一日兩餐と。官問、何の國に至り何の事を作すや。答て云、初は則知ず、出帆の後に至て側に聞く卑魯國に至と。作す所の業に至ては、則或は云、鳥糞を取る、或は云、耕種すと。語言通ぜざれば盡く知べからざる也。

魯帝に一任

(明治六年六月三十日)
郵便報知

昨年支那の賣奴を載て横濱に入港し争訟を起せし秘魯國の商船「マリア、ロズ」の事件を或親睦の國の長官なる裁判人に任せるを同意する款條に今月廿二日日本と秘魯の大臣調印せられたり。是に由て兩國政府の紛擾は都て解散せり。魯西亞帝は右の「マリア、ロズ」の事にて日本政府と秘魯政府との間に争論起る事あらば其裁判人たらんことを求められたりと聞けり。

解決の風説

(明治八年六月十七日
東京日日新聞)

先年支那より賣奴を載せて南アメリカ洲白露國へ歸らんとしたるマリアルーズ船を横濱に於て取り押へたる一件に付き、我が朝と白露政府との云々を魯西亞帝に中立裁判を頼みたりしに、魯西亞彼得府に在留せる日本公使より魯帝は彌々日本を以て可とするの決議を爲したりとの電報を發し、去る十四日の夜既に日本政府へ達したりと聞き及べり。

【ガゼット】

經過詳報

(明治八年六月二十日
東京日日新聞)

奴隸賣買一條に付き日本と白露との間に起りたる差違は、双方の協議にて裁判を魯西亞帝に乞しに、此程魯帝の審判にて我國處分に不是なしと定りたる旨の電報ありし趣は、四五日前に横濱西字新聞に登録し我が東京の各紙にも之を掲載したり。此の報、恰も此程の樺太割與の治定に於けるが如く、比く是新聞社中の私報に係る者にして、固より公報に非ず(公報ありしにせよ政府より之を吾曹人民に公知せしめざる間は日本には未だ此事に付き公報なしと見做さざる可からず。併し外交機密に關係しては何時でも人民が鼻毛を抜かるゝ例あり。御互にうつかり出來ませぬ) 況んや彼

の電信私報は往々訛を傳へ實を謬る事多き者なれば吾曹は容易に之を信ずる事を得ず。然れども吾曹は疾より歐洲の電報にて此の佳信を得ん事を心待ちに待ち構へたる折柄なれば、所謂意を以て實を邀る者に類似し、姑らく之を信報なりと思はんと欲す。若不幸にして虚報ならば、吾曹は世上の諸君と共に愛國の熱心を貯ふるの切なるが爲に、浮々虚報に引掛り赤髯先生の戲謔に欺かれたりとするも眞逆に國家の大害を招く程には非ざるべし。此の奴隸賣買差違の始末を熟考するに、吾曹は此一件に付假令何人に裁判を乞ふとも日本人が必ず曲非に陥らざる可し、陥るべき理なしと信じてり。況や魯帝の裁判たるに於ておや。一体白露國は南亞米利加洲の一共和國にて、耕作の諸業に於て今以て奴隸を使用するの國柄なれば、近來往々と支那より奴隸を買入るゝ事を行ひしに、支那にてもさすが内地にては中外の間に於て人身賣買を公許せざるに付き、幸に澳門は葡萄牙領たるを以、白露人は澳門を本營と定めて買入を成せしに、殘酷を行ふに忍ぶの性質ある支那奸商中の尤も狡猾なる者は、此の奴隸買入の請負を爲し、廣東近傍の賤民貧夫等を欺罔し聊かの金錢を興へ甘言を以て之を誘引し澳門に來らしめて白人に引渡す。白人は其の愁傷をも顧みず、歎願をも聞入れず、荷物の如く取扱ひて、無暗に之を奴隸船に積入れて白露に輸出せしが、同國の帆前船「マリア、ルーズ」號も例の通に澳門にて此の奴隸積入を致し、澳門官吏の證書を携帶して出帆せしに、海上にて風並よろしか

らず、止を得ずして横濱に入港したり。此の奴隷に賣渡されたる支那人中に港内に於て水中に飛入りたる者あり。近傍に碇泊したる英國軍艦の爲に救ひ上られ、始末を糺されしに、奴隷たる事明白なりしに付、直さま神奈川裁判所に引渡しと相成り、彼の不幸なる支那人は漸やく哀訴の路を得たり。裁判所は此の哀訴を取上げて奴隷船の出帆を取押へ、船中の支那人を残らず呼び出して口供せしむるに、果して欺かれて奴隷に賣渡されたる者共なりき。船長某は一身の才辯を揮て、雇奴の賣奴と同一ならざる理を虚構したれとも、好しや「クローリー」とも「スレーブ」とも勝手に名を附けよ。實地を見れば、人身賣買に相違なし。増して條約濟の隣國なる支那人を日本にて保護せざるの道理なしと、朝野の公論は噴々として茲に傾き、愈々奴隷の裁判を成したるに、船長某は逋債に苦しみ「マリア、ルーズ」船を置き去りにして逐電せり。此に於て其船は賣拂と成り、支那人は盡く解放して本國に送り返されたり。其の後白露國より公使を我國に送り東京に於て追々と談判に相成り、日本にては此の裁判を申渡すべき權利なしと云ひ、白露國の法律では奴隷の禁なしと云ひ、「クローリー」と「スレーブ」とは別なしと云ひ、遂に若干の金を以て白露人の損害を償ん事を望みたれども中々我政府にて之を聞入れず、遂に双方より書面を以て之を魯西亞帝に訴へ、其中立の裁判を乞ふ事に決せしなり。右に付き我國の政府は魯京駐劄の日本公使榎本武揚氏に命じて、答辯書を魯帝

に出さしめ、白露よりも種々の書面類を持出したれとも、全体の事柄に於て何分とも白露の方は曲非に判せられるべき趣を、先頃曾て私報にて聞込しが、遂に斯くは判決と相成りし事と思はるゝなり。此の慈愛ある美擧を日本に於て行ひたる以來は、其の勢力にて著しく支那海の奴隷賣買を減少したるに付き、魯帝は必らず天理の正道に基き飽までも此慈愛の擧を勸奨して、澤を東洋一般に蒙らしめん事を希望せらるべしと信ずる也。吾曹は將に他日の公報を待て之を徵せんと欲す。日本人の仁慈を貴重するや已に内國の奴隷賣買を禁じ、年季解放又外人の爲に奴隷に陥るを救ひたるの進歩にて明白なり。然り而して其の人民氣力の進歩に於ては、依然尙ほ論者の爲に奴隷根性の批評を蒙りながら、未だ好く憤起して之を排除し能はざる者は何ぞや。嗚呼内部の進歩は外部の進歩と並馳し得ざるもの滔々皆然り、豈に晉に奴隷のみならんや。

魯帝裁判書

(明治八年八月二十日
朝野新聞)

我が邦と白露國の間に起りし「マリア、ルーズ」船の葛藤は、先頃魯西亞帝の裁判にまかせたる處へラルド新聞に皇帝の裁判書を載せたり、其眞偽を知らずと雖ども茲に譯出す。

我等天神の愛惠を以て魯西亞全部に帝たるアレキサンデル第二世宣示す。日本、白露兩政府の特派全權公使が、一千八百七十三年六月十三(廿五)日、即ち、明治六年六月廿五日に東京に於て、雙方一致の上に草したる記録の明文の如く此兩政府より我等へ倚頼せし所に任せ、我輩は彼の「マリア、ルーズ」船が神奈川港へ滞泊の際、兩國政府の間に起りし異論を糺し、殊に白露政府が、右「マリア、ルーズ」船滞泊の間に其船及び水夫旅客に係はりて、日本官憲の取り扱し所爲より生じたる各事を以て、日本政府の責に任ぜんと望むの口實を吟味せん事を領諾し、且つ我等自ら務めて此異論を精密に仲裁せんと決せり。但し双方異議辯解猶豫等を申立るをなくして、承服すべきものなり。

故を以て諸の法學者及び彼の記録と共に我等に手渡しありたる書類に因て、此事件を詳知するの任に當りたる有司の議論と決斷とを反覆考量して、我等は遂に決定すること左の如し。

日本政府の「マリア、ルーズ」船及び其水夫旅客を處置したる始末は、則其國の法律と習慣とに因て其自ら信用するところを行ひしまでにて、各國一般の權利を犯し又格段なる條約上に觸るゝところなし。

是を以て日本國は白露政府及び人民に對して猥りに敬意を失したる且つ惡意を狭みたる企をなし

たりと非難するを得ず。

此事件に付て其説を立つるの同じからざるや、猶日本と條約を爲さざる國の政府は必ず將來又此の如き過ちなからしめんが爲め、内外相關係すべき權限を更に精密にせんと欲すべし。然れども是迄嚴重の條約なかりしを以て、日本政府は知らず之を爲し且つ其國法に従て行ひし新宗なれば、其責に任ずる所以なし。因て我等は日本政府の「マリア、ルーズ」に關する所爲を以て不當と認むる充分の形跡を見出さず。而して白露國民が受けたる損失は其不幸なる場合に逢ふたる故に歸するなり。

依て我輩此仲裁の斷決を爲すこと左の如し。

日本政府其神奈川港に白露國船「マリア、ルーズ」滞泊より生じたる始末に付一切其責なし。茲に其證として我輩此斷案を筆し、且つ之に我が璽を鈐す。

エムロに於て、一千八百七十五年五月第十七(第廿四)日

アレキサンデル

眞寫 外務卿 ジョミニ

樺太境界問題

使節派遣に付き

(明治四年四月十七日
太政官日誌)

兵部省

魯國ボシエツト灣へ使節被差遣候間其省に於て軍艦用意可致候事

樺太境界談判委員任命

(明治四年五月十三日
太政官日誌)

參議副島種臣

樺太境界談判之爲メ參議副島種臣魯國ボシエツト灣へ被差遣候事

外務少丞 田邊 太一

樺太境界爲ニ談判ニ參議副島種臣魯國ボシエツト灣へ被差遣候間爲ニ差副ニ從行被 仰付候事

(註) 同年五月十八日遣外國使祭執行、此の交渉に於て露國政府は樺太を日本に讓渡せんとし、殆んど成立するばかりになつた時、岡本監輔の後を襲つて開拓使たりし黒田清隆が、樺太を捨て、北海道開拓に全力を傾注すべしと建議し、廟議又これに一決し遂に副島の交渉も無効となつたのである。

日魯紛争の風説

(明治六年十一月二十九日
郵便報知)

本年十月十一日桑港刊行ウキキリーアルタカリフォルニヤと題する新聞紙を閱するに同月二日倫敦よりの電報掲載あり。曰く、魯西亞政府と日本政府との間に於てサガリエン島(蓋し北海道の一部にある島)の地方に關して一争端を開きし趣魯西亞國大都府セントペートルスブルグより全國中へ布告せりと云ふ。

北邊視察

(明治七年一月二十八日
郵便報知)

朝廷深く北邊を以て憂と爲し樺太洲實地視察として海陸軍官員並びに宮内省より差遣されたる侍従某君至重の聖旨を奉し御軍艦筑波號にて客冬十一月解纜楠溪地方二十里以内の海路に到りしが、狂風逆濤の爲め汽力を増すと雖も之を壓し得ず已むことを得ず路を轉じ十二月三日函館へ歸航したる由報告ありければ、沍寒の候實際已を得ずとはいへども深き 叡慮も達せざるより彼地交際上に於て一不虞の變ありては國家の一大事なりとて開拓次官公憂慮措くなし 會判官堀基彼地より出京してあり此事情慨歎の餘り急速航海 叡慮の程貫徹致し度段を奏請しければ、同二十八日堀基七等

以て彼地にあらざるを

黙禮三拜して退く

樺太割與

(明治八年五月二十六日)
東京日日新聞

本月十二日發の龍動電報に據れば日本と魯西亞雜居の樺太は遂に魯西亞に割與することに決したりと云ふ。

【メール】

公報未だなし

(明治八年五月二十七日)
東京日日新聞

吾曹は一昨二十五日横濱毎日メール新聞に登録せし樺太割與の電報を一讀せしに付き此報の確實なるや否やを證せんと試みたれども更に其實を窺ひ知る事を得ざりき。蓋し此電報は本年五月十二日の倫敦出を以て北清日報に寄する所にして樺太島は日本より魯西亞に割與したりと單純に記せし者なり、此樺太雜居の約は日本人民に取りて更に利益なき而已ならず之を保存するが爲に費用を糜し葛藤を招くの損害あるを以吾曹は去冬より説を立て斷然日本政府が之を棄ん事を期望せしに、當時の物議は概ね世上に於て吾曹を以て國を謬るの論者なりとし、新聞紙上詆訾至らざる無かりしも

其物議は恰も蕞地暴風の如く暫時にして其痕を残さず今日に至り、計らずも此驚くべき電報を得たり。夫れ樺太を棄るの論は己に吾曹が期望する所にして今日の割與は乃ち暗に吾曹が期望に適する所に符合する者なれば豈に此報に驚くべき理あらんや。曰く吾曹が驚く所は割與果斷に驚くに非ず此の如き緊要なる電報の未だ日本人民に達せざるに驚く也。この電報は英國より支那に通じたる間接私報なれば十五日の時間を費したれども若し直接公報なれば其我政府に達するは速かなるべしと信ず、殊更此緊要なる談判を委任せられたる、魯國駐劄日本公使榎本君にして、豈に其議決を日本政府に報知せざるの理あらんや、日本政府にて公使の報知を得ば何故に之を秘密に附して之を人民に知らしめざるか、或は曰はん是れ外交機密の處置なりと、嗚呼外交機密とは全國の大事に關係ある外國談判の際に當り之を公にせば物議を生し或は政府の計畫を扞格し、密策を發露するを慮かりて秘するを云ふに非ずや、譬ば勝を千里の外に取らんが爲に謀を帷幕の中に秘するが如し。夫れ秘の要は未發の時に在りて既發の後に在らず、今や樺太割與は既發の成跡なり、政府に於て復何の憚る所ありてか之を人民に秘するを用ひんや、假令之を秘するも、外交機密に於て復何の益する所がある。故に吾曹は政府が必らず緊要なる報知を秘せざるを知る。己に之を秘せず、而して之を人民に知らしめざるは必らず榎本公使が之を政府に報知せざる者なるべし。而して公使が之を報知せ

公報未だなし

一一七

ざるは、又必ず未だ割與の議決に至らざる者なるべしと想像せざるを得ず」此の如くに想像すれば、此緊要なる私信電報は虚聞なりとせんか、何者の狡兒が此虚を構す、尤も驚くべきに非ずや。若し公使より政府に報せざるとせんか、尤も驚くべきに非ずや、若又公報を得るも政府は之を人民に秘するとせんか、又尤も驚くべきに非ずや、之を如何ぞ、吾曹は驚くべき電報を得たりと云はざるを得んや、到底吾曹は此樺太割與に付き公報あるを聞かざる中は、未だ世上に向て確實なりと保證するを得ずと雖も倫敦電報も亦必ず由て根する所あるべしと信じ、吾曹は早晩その是非の何れに在るを明晰するの期あらん事を佇望するなり。且つ榎本公使は魯京聖彼得堡の談判に於て、樺太割與と議決せば何等の約束にて之を渡したるか(約束とは喩へば漁獵の權利を我に占むか某々の島嶼と交易するか或は代償若干を我に取るの類を云ふなり)或は又約束なしに之を渡したるか、是れ尤も吾曹人民が知らんと欲する所なれば、日本政府は確實の公報を得るの日に於て、少しも秘する所なく、直に之を人民に通知せらるべしと信ずる也、吾曹は將に其日を待て所見を陳述すべし。

割與は確報なり

(明治八年六月四日 東京日日新聞)

日本より樺太を魯西亜に譲り渡せし事に付き、日本人中には猶いまだ是を信ぜざる者もあれども

我輩は其虚説にあらざるを確證するなり。日本の公使魯國の都府セントペートルスブルグに於て心配せるは、ベルー奴隸船の一條にて、ベルー人は是まで、未だ日本政府に掛合はざりし議論文を出したり、是れに依りて其議論文を日本に送り、再び是を魯西亜に戻し、然うして後に裁判の結局に至るべしと云へり。

【ヘラルド】

樺太受取の魯國官員

(明治八年八月九日 朝野新聞)

樺太と千島とを交換する任を受けたる魯國の事務官、オラロフスケイ既に到着したれば、十日を出でずして、フサドニク船(魯國の船)は用意調ひ出港すべし。

蓋し魯西比、日本兩國の事務官は先づ樺太に至り、彼の島請取渡しの式を施行すべし(去ながら日本事務官は千島諸島中の最大なる者三個を巡視せんと欲するを以て、其處に、若干の時日を費すべし。同船は更らにベトロフパロフスクに至り、石炭を積み入れ横濱に歸入すべし、此間は魯國諸官吏日本政府の賓客として、横濱大藏省出張所に滞在すと云へり)。

樺太讓渡に付き

(明治八年八月十二日 朝野新聞)

樺太受取の魯國官員

樺太全島を魯國に與へ、千島を以て我が有と爲したるとの説は海外に行はれて既に日を経たり、而して我輩日本人は、却て未だ其虚實を詳かにすること能はず、豈怪むべきならずや、往きに魯國特命公使コロネルバラバス氏長崎より汽船に乘じ、前月三十一日横濱に着し、本日樺太に至り、地を交換すと聞き、今又、事務官オラロフスケイ氏既に至り、十日を出でず、我國事務官と俱に該島に至り、交換の式を行ふべしと聞けり。然れども、我輩之を以て其事果して實なるを確信することを得ざるなり、我輩の足未だ樺太の地を踏まざれば、之を棄つると棄てざると利害得失を明言すること能はずと雖も常に其の或は雞肋たらんことを疑がへり。

故に一旦之を棄つること有るも、我輩は必しも金甌を缺くの嘆を懷かず、蓋し其島たるや、小なるに非ず、沃野無しと雖も、炭坑に富めり、加ふるに獵漁の利を以てす、甚だ惜むべき者の如し。然れども、互寒の氣候我國の人民に適せず、是を以て行險者に非ざるよりは其地に移居すること能はず、故に彼島を探訪し其北端を廻ぐり、韃靼峽に出で、之を一周せしは岡本氏の外復た一人有るを聞かざるなり。

今至良の氣候に生息する人民を驅て、互寒の地に置かば之をして凍死せしむるに過ぎず、是れ彼の植民の振はざる所以なり。或は樺太棄つべからざるを論ずる者ありと雖も、自から其地を探訪し

累年淹留して、其氣候に堪ゆることを經驗し得たる者に非ざれば到底火燧兵法、畠水練に過ぎず、我輩の如きは彼の島に淹留して嚴寒を経ば、氣血凝滯して脱疽を病むに至らんことを恐るゝなり。然れども、未だ其實地を經驗せずして彼島の雞肋ならんことを疑ふも亦火燧兵法、畠水練のみ、故に我輩は彼島を棄ると、棄てざるとは我政府必ず、其善き者を擇んで之に従はんことを信じて疑はざるなり。

然らば則ち、彼島を魯國に讓與する説の虚實は、殆んど我輩の休感を爲さざる者の如くなれども其事苟も實に出でば、彼島に移居したる我國民は、大ひに失望怨嗟する者無きを保す能はず、然れども我政府は決して、是等の移民をして其所を失はしむること無きは、亦我輩の信する所なり。聞く、千島に海狸多く米人其處に至り、多く海狸を獵獲し利を得る者有りと、若し千島盡く我版圖に入らば、我國人或は盛んに海狸獵業を起す者有らん。夫れ樺太經界の確定せざる我國刊行の地圖製造の地球儀等樺太島に於ては、故さらに着色を闕如す(魯國刊行の地圖には其自國と同色に爲すと雖も)其兩屬の地なるを以て我政府の心を用ゆる事此の如し。

今隣國と經界を定めんと欲するは固より細事に非ず、特に怪む、右事件は海外既に之を傳播し、外人頻りに之を揚言し、我輩日本人は我日本に關する事件に於て未だ其説の信偽を辯ずる事能はざ

るを、噫。

樺太問題の投書

(明治八年八月二十二日
朝野新聞)

聞く我が日本政府は、東の方魯國と島嶼(樺太と千島)を交換せんとし、我が開拓長官黒田君と魯國理事官は不日彼の地に會して、實地交換の事務を行ふべしと(御布告は未だなければども外報と世間の風説を聞けば、まんざら虚妄では有るまい)果して然らば、是れ我輩人民の利害得失に大關係ある者に非ずや。

我輩は將さに、一身の智力を集めて此方向に進み、正論議、飽まで其利害得失を討論せんとす其説如何曰く、樺太交換のことは我が政府の秘密なる「ポリシイ」に出たる者にして、其實恐らくは既に魯政府と其條約を終りしものならん。若し然るときは、假令我輩が千萬言の議論を吐くも、所謂死兒の年齢を算すると一般毫も益するところなきなり。

且つ今我輩人民の身に取りては、彼の樺太一件よりも其利害得失の更に倍蓰するの要件あり、豈之を棄て、他を論ずるの違あらんや。

聞く、我が日本政府は西の方、朝鮮と和親の條約をなさんと欲して、使節を其國都に送りしに、

彼の政府は百方言辭を構へて、返答の期を遅延し、其勢ひ或は我を欺くに至るも計り難しと、此事果して信なるときは、豈我輩人民の安危休戚に關係なきことを得んや。

然らば、我輩は之が爲めに喋々と彼れを處する方法を辯解し、我が政府をして其千慮の一失を補なはしめんと欲す。其説如何、曰く是れ亦素より我輩人民に大關係ある事件と言はざるを得ず。然れども我輩人民の身に取て即今是れより切要にして、且つ急務とするの大事件あり、何ぞ之を棄て他を論ずるに忍びんや。

然らば、則其尤も切要にして急務、且つ我輩の利害、得失、安危、休戚に關係するの甚しきは何ぞや、曰く我輩人民が充分なる權利を握り、充分なる自由を得べきことは是れなり。

夫れ苟くも野蠻以上の人民と生れて、其國を保持し、其身を安全にして、卓然たる獨立の權利を握つて毫も他人より之を押壓すること能はざるに至り、從て其自由も亦極度の點に達するまで上暢せずんば、將た何の面目あつて、他の開化國民に面せんとする歟、豈番外國人に對して耻ずるのみならんや。

我輩一身は常に他人の爲めに、押壓妨害せられて、一日片も安全なることあるべからず。若し夫れ我輩人民が此の如き厭ふべく嫌ふべきの境界を脱出せざるの間は、假令、兵威赫盛なりと雖も、

物産饒多なりと雖も、我日本國は依然と開化の名稱を蒙ることたかるべきは勿論なり。嗚呼、彼の樺太交換の如き、朝鮮和約の如きは、我輩人民の爲め、切要は則切要なりと雖ども、之を我輩が權利と自由との最も緊要必需なるに比すれば、其大小輕重恰も富岳と砂礫との如し。我輩は切に我同志の諸君に希望す、相俱に頭腦中有らん限りの智力を出して正々と論じ、堂々と議し、千抗萬折も敢て屈撓する所なくして、遂に彼の充分なる權利と自由とを我輩が身上に收め得んことを、而して若し其成功を得るに至ては、我輩が歡喜は果して如何ならんや。

深川佐賀町 三 好 六 郎

條約文布告

(明治八年十一月十七日
朝野新聞)

第六百六十四號

今般露西亞國と千島、樺太兩島交換條約別紙の通取結相成候條此旨布告候事

明治八年十一月十日

太政大臣 三 條 實 美

(註) 條約文は附録を参照せられたし

琉球問題

(註) 清國は明治七年十一月六日の北京條約によつて琉球が我が版圖なることを暗黙の裡に承認したにも拘らず我國が明治十二年藩を廢して沖繩縣となすや異議を挾んだ。次の記事はこの問題について下したロン・ドン・タイムスの論說である。

琉球問題を論ず

(明治十二年七月一日
郵便報知新聞)

左の一篇は倫敦タイムス論說中に抄譯せし所のものなるが苟か以て上海、香港の邊に在る華字諸新聞に論ずる所の謬妄を破るに足るなれば其陳套なるに關せず茲に登錄せり。

記者敬白

日本は琉球島を併せたりとの曉々たる報告は蓋し訛傳に屬す可し、但し日本政府は古來其所屬たりし所の同島に向つて其の政令を施行せしのみ。抑々琉球人は上古より貢物を日本に納れ西曆千六

琉球問題を論ず

百九年(記者曰即ち我が慶長十四己酉にして明の萬曆三十七年なり)に至る迄附庸の體面にてありしに同年日本西南の一隅にある島津侯は同島を征討して以て永世服従の地となさん事を將軍に乞ひ、其の允許を得て之を斷行したり、而して同年より千八百六十八年に至る迄は琉球は薩摩侯が領地の一部となり世々薩摩侯に管領せられ、琉球藩王は仍ほ同島を存有する事を許されたりと雖も素より琉球王 日本帝の臣たる將軍の下に屬せし故其の實際を諦看するに決して君主の權あるものにあらざるなり、今を距る十一年前日本に於ては封建の制を廢し諸侯の領地は悉く帝國のものとなし大小侯は皆土地所有の權を奉還せし時に方り 日本帝より特に安慰の稱號を賜ひ之を華族に列せられたり於て是乎同島内政に關する事項は殆ど地方の便宜に任せ之を處置する事を許せしと雖、日本帝政に關する權理は既に同島に及ぼせり、茲に日本帝權の同島に在る事に付判然一證とすべきは千八百七十四年 日本帝は琉球漂流民を殺害せし臺灣蕃人を懲罰の爲め兵を臺灣に出し彼自ら臺灣の主なりと唱ふる所の清國と殆ど開戦せんとするの場合に臨めり然るも終に 日本帝には其臣民なる琉球人を保護するの事を清國に於いて認識し且償金をも出したる一事即ち是れなり 以て今日日本が新に之を併せしと云ふの訛傳たるを明々地に判斷すべし。且つ知る日本政府は單に同島地方の舊習を全く改除し而して日本一般の政令を徧く同島に敷きたるのみなるを。

(註) 臺灣事件の項「適清略記」参照。

合衆國政府和解申入の電報

(明治十二年十二月八日 郵便報知新聞)

○英京十二月四日發電報

北米合衆國政府は、琉球事件に就き、日支の間に和解の議を申入れたり。

合衆國和解につき

(明治十二年十二月九日 郵便報知新聞)

北米合衆國政府は琉球事件に就き、日支兩國の間に和解の議を申入れたり、と。是れ本月四日英京發の電報を以て余輩の聞知せし所に係り、乃ち昨日の紙上に登錄して讀者に報道したる所なり。簡單なる電報文中に含蓄する所の意味は、余輩、今之を詳悉説明する能はずと雖も、其大意を推索するに、合衆國政府は日支兩國の間に調處周旋して、琉球事件に就き兩國の間に縫れたる紛議を和解せんとの議を申入れたる事なるべし。此報や「ルートル」電信會社の私信に係り、公信に得た

合衆國政府和解申入の電報

るに非ざれば、遽に此の一報を以て實説なりと妄信す可らざるや、論を俟たざるなり。且暫く之を實説なりとするも、該議申入の事情を、知悉するに非ざれば、未だ諾否の利害を論する能はざるなり。然れども外交秘密に關する事は、毎に其の告知を外人に得る事多く、所謂燈臺下暗しの感をなす事尠ならず、例へば、琉球事件に就き、日支の間に紛議を生じたる事情の如き吾人は唯清國政府が我琉球處分を黙視せずして、煩はしく我政府に向つて談判に及びたる事ありとか聞傳へたるのみにて、清國政府は何等の辭を以て我政府に問ひ、我政府は又何等の辭を以て之に答へたる乎、を知悉するに由なく、而して琉球處分の如きは、固より我内政上の一部にして、外人の關與すべき所に非ずとは云ひながら、清政府の内情を察するとき、又、默々に看過すべしとも思はれざるを以て、初め清政府の該事件を不問に措かずして何か談判に及びたる事ありとの説あるや、或は、さる事もあるべき歟と、私に想像したるに過ぎざりしなり。然るに偶ま米國前大統領グラント氏の來遊に際し、氏が兩國の政府に就き、親しく該事件の狀況を聴取せし所ありしを、隨行の書記ヨング氏は、其の顛末を筆記して紐育「ヘラルド」新聞に寄送したり、依て余輩は該紙を讀み、始めて我階前咫尺の間に經過せる一大事件の顛末を概想する事を得たり、豈に迂ならずや、今かの電報の如き、我國に至大の關係を有するの事にして、余輩の未だ知らざるに先つて、山海萬里の異邦人

能く之を知るが如き、聊か怪しむべきに似たるを以て、或は外人の虚構に非ざるやの疑なきに非ずと雖も、斯くの如きは外交秘密に關する普通の事情なるを顧れば、亦全く虚説として、排棄す可らざるものあり、況んやグラント氏の所論中、往々東洋の協和を以て、此に國するもの、最も得策とする云々の意見ありて、氏の琉球事件の顛末を聴取する事、尋常虚禮の爲めのみに非ざるに於ておや。

是故に、若しかの電報にして、果して信ならしめば、合衆國政府をして、該議の申入をなさしむるものは、豈にグラント氏、之が幾分の機關たるなきを得んや、然らんには、和解の性質も稍一斑を窺ふに足るべきものありて、和解の全く無効たらざるを、想像すべきものなきに非ざるなり、然れども、余輩は未だ電報の信否を確知する能はず、又、未だ該議申入の事情を詳悉する能はざるを以て、猥りに揣摩の説をなして、外交政略を妨碍する事を欲せざるなり、唯此時機に方り、東洋政略の主要を論ずるを以て、緊切の事業と信するなり。

抑東洋の形勢たる、積年西洋諸國の抑壓を受け、其國權を傷け其國利を損する所、尠小なりとせず、今の時に方り、速く之が所をなすに非んば、將來、言に忍びざるの形勢に至らんも測る可らざるなり、是に於て乎、東洋連衡の急要を感ずる事愈深く、愈切にして、苟も遠識あるものは皆其

實効を奏するの要策を、講ぜざるものなきに至れり、而して東洋諸國の中に就き、我と清國とは之が盟主となり、此大事業を以て、自ら期せざる可らざるものなり、兩國の親和豈に此時より急なるものあらんや、然り而して、此重大なる關係を顧みずして、却て輕小なる琉球事件に局促し、以て此至要なる親和を破壊せんとするものあるが如きは、豈其れ利ならんや、余輩は之を榮辱に問ひ、損益に鑑みて、清政府の琉球を争ふが如きは、其國安の爲め、東洋政略の爲め、愚策の最も愚策なる事を復論せり、清國にして、果して、適任爲政治家あらば、則ち必ず余輩の所論を利用せん事を希望するならん、實に我政府人民は、徒に兩國の騷擾を恐るゝに非ず、東洋の平和を維持し、其親睦を増進せん事を切望するのみ、故に、無事に苦しむの徒、或は和解等の説あるを聞いて、悦ばざるものなきに非ざるべけれども、是れ唯清國あるを知て、東洋あるを知らず、東洋あるを知て、西洋あるを知らざるものゝみ、固より論ずるに足らざるなり。若し、夫我國論の如きは、一に東洋の平和親睦を維持して以て、積年の抑壓を脱し、東洋の國權を伸張し、東洋の國利を増進せん事を希望するに在り、苟も其希望を十分遲達するに足るものあらば、如何ぞ悦んで之を採らざらんや。

諸外紙の所説

(明治十三年一月十七日 郵便報知)

琉球廢藩の事件より、日支兩國の間に生じたる關係に就ては、余輩數々之を辯論せり、故に今後た之を喋々するを好まずと雖も、世の支那事件に就て説をなすもの、日に盛んに竟に余輩をして、已むを得ず、再び此れに論及せしむるに及べり、抑も琉球廢藩の事よりして今日に至る迄、我國論は終始一定したるを信するを以て、余輩は、我國論如何に就ては、復た發言するをせざるなり、唯此事件に就て歐米人の所見と、支那人の所論と、各其一斑を示して以て、余輩の所見を之に加へんと欲するなり。

香港、上海の支那新聞紙を見て、琉球事件に關する支那人の所論、如何んを窺ふに、未だ會て着實適切なる意見を、開陳する事あらずして、徒らに慷慨悲憤の感情を發するに過ぎざるものなり、然りと雖も、香港、上海の諸新聞の日に論ずる所のものは、日支の關係にあらざるは無く、琉球云々の事にあらざるはなし、是に由りて、之を觀れば、清人の琉球事件に就て、發したるの憤情は、甚だ急激なるを知るに足れり、其熱情は果して、愛親覺羅氏に忠なるより生じたるか、余輩は之れを知る事能はずと雖も、清人が我琉球處分を視るに、不快不滿の情を以てするは、明々白々なりと云ふべし、余輩は今清人が、常に其の論の根據とせる口吻を此に掲げん(支那新聞紙中より、一々其論文を摘採するの煩を厭ひ、一般に概括して掲出すべし)支那の論者は毎に曰く、琉民は中朝を敬

慕して已まず、故に中朝は琉民の爲めに、日國の施したる新制を、解かざる可らず云々と(其意蓋し琉球を、兩屬の姿となして、清廷に貢するの舊制を求むるものなり)又曰く、俄國は中朝を助けて日廷を助けず、故に中朝は據りて以て、琉球を争ふの根據なきにあらず云々と、又曰く、萬國公法天下に存立せり、琉球の事宜く之れに訴へて、眞理を判すべし云々と、其他種々の説ありと雖も要するに、此等の語氣を反覆して、論議するに過ぎざるなり、今試に右に掲明したるの口實を、玩味するときは、清人自ら依頼する事能はずして、他に依頼するの志あるを見るに足らん、曰く、琉民は中朝を敬慕せりと、所謂琉民とは、琉球全島の人民を指す乎、又敬慕すとは何の意味を含めざるものなる乎、琉民果して清國を敬慕するとせんか、清人、所謂敬慕の痴情を以て琉球を争ふべきの根基とせんとする乎、敬慕の痴情は琉民にあり、清國が、琉球を争ふべき根理中に存するにあらず、我國中に於て、清國を敬慕するの人民あらば、清人は直ちに此敬慕の情を以て、我國を争はんと欲する乎、是れ清人自ら依頼するの根基なきを知るに足れり、又曰く、俄國は中朝を助けて日廷を助けずと。此の語や眞に兒女の口語のみ、又丈夫の言ふを恥る所なり、以て清人の自ら依頼せずして、他に依頼するを知るに足れり、此の論者は果して、權力平衡なるものを知る乎、清人は魯人果して其國を助くるの事を、實地に行ひ得るを希望せんとする乎、今兩國相對峙するの日に於いて

他人の已れを助くるを恃んで、自ら強くせんとする乎、以て其志の鞏固ならずして、自國獨立の氣力を以て争ふの意なきを知るに足れり、又曰く、萬國公法の在るあり云々と、此論者は萬國公法を以て、公明正大の道理に基きたるものとする乎、亦萬國公法は、從來果して其効を實力世界に現はしたるものとする乎、今兩國關係の疑問を公法に質して、理否を決し得ることとするも、清人が自ら依頼せずして、常に他に依頼するの情は、愈明かなるを見るべし、又清廷の宰臣は、米國前大統領克蘭度氏に依り、同氏の威を藉りて、自ら伸る事あらん事を企てたり、以て清人が終始を他に依頼して事をなさんとし、自立獨行の勇斷なきを知るに足れり。以上論記する所に據れば、清人は、現に我國に不満を持する甚しきも、今日に於て、容易ならざるの事を行はんとするの志なきを知るべきなり、又歐米人の此事を論議するを見るに、到底、二種に分れて、而して皆兩國の兵端を開くに至らざるを明言せり、一は日本及び支那に對して、最も友誼を表するものにして、即ち兩國の争端は、適々以て兩國の損害を來すに足りて、徒らに歐米人を利するに過ぎずと言ふものなり、而して其志の在る所、亦知るに足れり、横濱の「ガゼット」新聞紙の如きも、一昨日の紙上に於て、上海よりの報告なりとして、日支の關係を其社説に記し、支那人は充分に日本を怨望するも、現に海軍の備らざるを以て、到底進攻の志あらざるの意を論ぜり、是れ亦尋常陳腐の論なる

に過ぎずと雖も、此等陳腐の説は、又或は今日の事態を寫せるものなるも知る可らず、之を要するに、世の流言は毎に大に失し甚しきに過ぎ、爲めに、内外姦猾の徒を利するの媒となるに過ぎざるなり。

宮本書記官出發

(明治十四年二月十日)
朝野新聞

頃日金剛艦が遽に解纜を命ぜられ宮本外務大書記官と曾根海軍大尉が之に乗組て出發されたる一件に付ては、巷説紛々として諸新聞にも種々の風説を掲載せしが、該艦は全く支那行を命ぜられたるにて矢張り琉球談判に關する事なる由。されど、其談判の如何成り行きしかは、因より機密の事にて、其確説を得るは難き事なれど、今聞く所に據れば、嘗て我が政府より井上大書記官を派遣して宮古八重山の二島を支那に割與し、其報酬として支那政府は歐米一般の條約特例を我に許し、以て琉球論の葛藤を解く可しと掛合はしめしに、支那の總理衙門にては直に之を承諾せしかば、我政府にても大に兩國の平和を得たるを喜び居られ、其確定の爲め再び井上大書記官を派遣されし處今回魯清和約略整ひし故にや、支那政府の廟議忽ち一變して又跡戻りの有様なるにぞ、井上大書記官は總理衙門に向つて、痛く其の反覆を咎め、已に我が政府へ復命したる事なるに、今に至り變約

有るは、甚だ不都合なる旨を厳しく掛合たるに、其の實總理衙門にては前約を承諾しつれども、各省の長官多く之を肯んぜず、殊に李鴻章は魯支の葛藤にて自國の最も困難を極むる際に當り、日本より其の機に乗じて琉球の談判をなすは、隣國の好み無き抔と唱へ、甚だ不同意なる由にて、何分回答の曖昧なる故、井上大書記官は辭を正しくして之に迫り、日を期して回答を望みたりと云ふ。金剛艦の出發は全く此の紛紜の爲めなれど、該艦の到着は其の期日に間に合ふまじとの事なり。該艦は、芝罘迄航行し、夫れより宮本大書記官、曾根大尉は直ちに北京へ赴かるゝとの風説なれど、眞偽は如何が有らん。

在清公使歸國の説

(明治十四年二月十八日)
朝野新聞

清國駐在宍戸全權公使及び井上大書記官等が、清廷と談判の末、遂に止むを得ず一時北京を引拂はれしとの説は、實事なる由頻りに風説あれど、一体我が政府は固より主戰論にあらざるのみならず成る可く、平和の結局を望まるゝことゆゑ、不幸にも右の風説の如くなれば如何なる處分をせらるべきや。

歸國見合せか

(明治十四年三月二日)
朝野新聞

宍戸公使が歸朝さるゝとの電報が、其筋へ達せし由を、曾て記載せしが、此程其筋より同公使へ電報を以て歸國の儀を見合すべき様通達されたりとの風聞、又此比清國の我が公使館より來たる電報は總て内閣へ達し、外務省にては一切取扱はれざる由。

井上書記官着濱

(明治十四年三月四日)
朝野新聞

先般清國へ赴かれたる井上太政官大書記官、及在清國公使館二等書記生南部陳氏は、日支關係事件奏聞の爲め、昨三日前二時横濱へ入港の廣島丸にて歸朝されたり。

宍戸公使歸朝

(明治十四年三月五日)
朝野新聞

宍戸全權公使は宮本大書記官及び醫官一名書記生一名と與に上海より金剛艦に乗り込み、長崎港へ到着せられしが、潮廻り悪しきにより暫時同處に繫船する旨其の筋へ電報ありしと。曩きに宍戸公使の北京を引上げられたる報知ありしや、世上にては兩國の和議已に破れたる様に思惟せしかど

決して然らず、昨年琉球の處分に就き、略ぼ談判も整ひ居たるに、此比に至り俄かに前議を取消すべしと彼れより掛合ありしかども、我邦にては何處迄も琉球の處置は清國に關係せざる者と見做すを以て、全く是れ迄の掛合ひを止め、宍戸公使以下は北京に用事無き故田邊書記官を残して北京を出立せられしなりと聞けり。

清朝内部の事情

(明治十四年三月十九日)
朝野新聞

上海「メルキリー」新聞に曰く、今吾輩が北地より聞知したる所に據れば、琉球事件に關したる日清の紛議は、殆ど全く其の局を了するに至り、只批准を要するのみなれど、セン、ヒー、シン、より一の建言書を清帝に奉呈したるに因て、其の准可を止められたりと。抑も今回兩國紛議の要點は其の實朝鮮にして、琉球に非ず。曩きに朝鮮は大使を日本に遣はし、其の後北京と天津に送りたり。若し支那は日本と平和の談判を爲す能はずして、戦を開くに至るも、早くして此六七月の後になるべしと思はる。又平素自ら好んで開戦を主張する左宗棠氏が、内閣に入りしより從來に比すれば主戦論は盛んに清廷に行はれ、廟議は多分開戦と決するに至るべし。

清帝琉球事件に付て勅す

(明治十四年五月七日
朝野新聞)

過日琉球事件に關して、總理衙門より捧げたる上書を読み、朕は朝廷より都督李鴻章及びリウク
ンイ等をして能く該事を考究して、陛下に報すべきを命じたるを記す。今此に都督は、朕が諭言に
對ふる所あり、明かに其の意旨を知る。然るに其の商務に關する條款中(日本國人が清國內地に通
商する條款を指すならん)日本條約に記載せざるものあり。然れども若し此の條款をして歐洲條約
に關係するものたらしめば、必ずしも之を論ずるに及ばず。何となれば、此の條款を以て琉球に比
すれば重大ならざればなり。特り中國に於て琉球を保管する事に至つては、最も忽にすべからず。
故に、朕は二都督の報上中、琉球を分つて二つとなす所を注視するに、是れ、朕が思考する所に非
ず。因て今總理衙門をして日本公使に會し、細かに琉球事件を商議せしむ琉球事件決定の後始めて
商務事件を整頓するを得ん。之を欽め。

二月二日(西曆三月一日)

琉球事件顛末の概略

(明治十七年三月十三日
東京日日新聞)

琉球の案件は今日に至りて清廷より其の談判を開かばいざ知らず、我が朝廷に於ては更に榎本公
使をして之を開かしめらるゝ事は、實際に有り得べからざる事なりとす。吾曹請ふ、其の顛末の概
略を敘述せんに、彼の琉球即ち沖繩群島の古昔よりして我が版圖に在る事は今更に争ふ可からざる
の事實なり。尤も我國中世争亂打ち續きたる頃に當りては沖繩と内地との交通も戰國の習として自
から繁からざるに、前明洪武の時に初めて使節を沖繩に發遣して、封冊の事に及び、閩浙の地より
三十六姓の移民をも成さしめたるの事ありてければ、其の典例を今の清廷にも承繼して、通交せ
しに付き、沖繩は慶長以來再び我が内屬たるの實に復したるに係らず、清廷にては例の封冊正朔の
虚禮を證據として、琉球國王は清帝の臣下なり琉球諸島は清國の版圖なりと思ひ做し、沖繩の士民
も亦同じく誤りて沖繩は日本と支那とに兩屬するものと考へ、或は琉球は日本を以て父とし、支那
を以て母とすなど條理にも中らざる事を唱ふるものありき。(此輩は概ね明代に移住したる支那人の
子孫なれば、今に支那を追慕するの傾向ありと雖ども、要するに士族中の少數なるのみ)偕て維新
の後に琉球を藩制に改めたるを見て、清廷は、何と思ひけん。恰も我國より彼が封境を犯せるが如
くに考へしにや、漸く議論を我が沖繩處分に容れんと試み、一時は爲に紛議にも及ばんずる状態な
りしかども、我には初より動かす可からざる確證あるが上に、敢て釁を隣國に啓く事を好まず。清

延も亦其の爲に厚誼を我國に失ふ事を欲せざれば、始終外交上の談判にて其局を結ばん事を望みたり。然るに明治十二年の夏米國前大統領グラント公が外遊して、清國に到られたるに際し、清廷の大臣は話次琉球の事に關して、日本は不平の處分を加へたりと説出して、竊に其の調停を覓むるに意あり。グラント公も亦表面に於て去る外交事務に干渉すべき地位に非ざれば、調停の事は勿論取扱ふべきにあらざれども、其意を日本の大臣に致すべしと云ふ程の談にてありけん。グラント公は我國賓となられたる中に、琉球の事に話及し、清廷大臣は斯ぞ云ふなると致されたるに由り、我が朝廷の諸公には、詳に琉球の歴史より現状に至るまでの顛末を説き、我が版圖たるは争ふべからざるの確證をも示されたれば、グラント公には大に我國の正理を得るを覺り、併て我が朝廷には更に事を好むの國是に非ざる事を知りて、其の意を彼に致されたるにや、是よりして従前の如き虚漠の口實を止めて専らに協議に至らん事を望みたりき。

蓋し當時の議に據れば、沖繩群島の明に日本の版圖たるは清廷復た之を争はずと雖ども、日本にして東北八千島に起りて西南は抜久、宮古に至りて其の封域を臺灣に接するは、是れ日本は太平洋と支那海印度海との間に在りて、其の咽喉を扼するの形勢を獨占するものなるが故に、清國の常に日本に向て戒心あるも、其理なきに非ずとす。若し日本よりして臺灣に近接せる宮古二島を割て、

清國に讓與せば、海上の咽喉は日清兩國にて之を合扼するの實ありて、均勢の宜を得べしと云ふに在りて、清國の望も亦實に此事に在りぬ。於是乎清廷は從來の琉球問題を全く棄損して、更に明治十三年を以て我に向て宮古二島の讓與を望みたり。我國に於ては宮古二島を讓與するは甚だ好まざる事なりと雖ども、清國に對して善隣の交誼を重ずるに付き、其望を拒絶するに及ばず。若し清國にて我に報酬の讓與をなす所あらば、我も亦宮古二島を割讓して之を交換すべしと答へたれば、其の協議は交換の事に歩を進めたり。偕て我國より清廷に望むべき所は、何の事物なりやと云へば、日清條約の改正こそ望む所たり。日本は清國を遇するに最惠國を以てすれども、清國は日本を遇するに未だ最惠國を以てせざるに付き、現に我國の人民は清國に於て英、佛國民と同等の權利、自由を享有するに至らず、而して此の日清條約は當時未だ改正の期に至らざれども、讓地の報酬として其期を早くせん事を望まれたり。是れ十三年の秋にして、不幸にも清廷は露國に向て伊犁の葛藤に困みたる折柄なりしかども、清廷は北京に於て我が宍戸公使と此の報酬交換の談判を續け、遂に其年の十月廿一日に至りて、總理衙門大臣の豫約の草案を立て、我公使の同意を求めたり。其の草案は今日までも尙ほ機密文書に屬すれば、其の詳なるを知る可からずと雖ども、思ふに日本は清國に宮古二島を讓與し、清國は報酬として條約を期に先ちて改正すべしと約せるの主趣なるべしと考へ

られたり。兩國全權は互に協同して毫末の異議も無く、左らば愈々何月何日にして此の豫約に調印すべし。批准は云々の体裁たるべしと、云ふ迄をも議決して、其の調印期、日の來るを待ちたるに、總理衙門は十二月廿日に至りて俄に書を我公使に致して、上論に據るに條約改正は議し得べからざる事に非ざれども、先づ南北洋通商大臣の意見を諮問すべし。琉球を存するは事重ければ、直に談判に及ぶべしとあれば、其の旨を領せられん事を請ふとありしかば、我公使は、此の連聯談判は分離すべきの事體にあらず、通商大臣に諮問とあらば其の了するを待つべしと答へて、復た之に應ぜず、遂に暇を乞て歸朝せられたり。是れ明治十三年の事にして、清廷が俄に其言を變じたるは、曾紀澤大使が露京に於て和議の全く成るを報じたる後の事なりと知らる。是よりして清廷また此事に談判を開かざれば、我も亦之に應ずる事あらざりき。是を日清兩國間に於ける琉球談判の顛末の概略なりとす。

臺灣問題

日清交渉

(明治二十四年八月副島大使適清概略)

(明治四年)六月琉球國三司官漂民の情由を具狀して、鹿兒島縣に報ずるに因りて、參事大山綱良表を上りて曰く、琉球の薩摩に附屬せしや久し、然れども今維新に際會し、士族伊知地貞馨等を遣し、其王尙泰を説諭し、漸く當今の方嚮を知らしむ。願はくば臣に兵艦を假し給へ。臣敢て深く生蕃に入り、群凶を殲し、民冤を雪ぎ、皇威を海外に宣揚せんとす。

九月琉球の使臣入京して方物を貢ぎ、朝覲を請ふ。皇上因つて尙泰を策封して琉球藩王と爲し、叙して華族に列し、命じて曰く、咨爾尙泰其れ藩屏の任を重んじて永く皇室に輔たれと。尤も賚賜を厚くして之を遣す。尙泰上表謝恩し、以て冊命を奉ぜり。

冬十月、海陸軍の士沙上に偶語して朝命を待たず自ら生蕃を討たんと謀る者有るを聞き、副島之を憂ふ。乃ち勸諭して曰く、壯心義氣我君上の爲めに非ざるなし。若し名を正しくして之を征せずんば寇と等しき耳。幸に暴虎馮河する勿れ。種臣之を謀るに慮る可きもの三つあり。外國臺灣

を睨視する久し矣、一也。清國僅に半偏を治めて自ら全有すとも謂へる、二也。生蕃の野性勝つことを好み、死して後を負とす、三也。種臣願くば外務の權に據つて此三慮を除き、而後専ら諸君の力を用ひ、此地を取りて我有と爲し、永く皇國の南門を鎮めんことを。

米人李仙得なる者前年清國厦門に總領事たりし時、米國商船生蕃の地に漂到して掠殺せらるるを以て、米國政府軍艦を發して罪を問ひしに、生蕃牢して破る可らず、兵を收めて回る。後に李仙得命を奉じ、自ら生蕃の牡丹社に入りて酋長篤其卓に説諭し、約を結び、以後米國の船漂泊せば當に紅旗を挿すべし、爾等之を望まば決して害を加ふ毋れと責む。酋長遵服し、簞食齋漿以て送る。李此功を奏して以て南米の公使に叙せらる。

此頃李厦門の任を解き、路に横濱に次どる。

副島之を米國公使デロングより聞き、李を邀へ共に語る。半日にして相見の晩きを恨み、遂に伐蕃の策を畫定せしめ、之を朝廷に上つて、米國政府に請ひて我願門となし後に陛見を得せしむ。勅して曰く、朕が民を親するの意を體して其れ遐職を靖んぜよ。

副島疏を上つて曰く、外人の臺灣を覬覦する者をして敢て我王事を妨げしめず、清人をして生蕃の地を甘讓せしめ、土地を開き、民心を得んこと、臣に非ずんば恐らくは成す處なからん。請ふ、

親ら清に適き換約を藉り、以て北京に立入り各國公使を説倒して其媚疾を絶ち、清の政府と謁帝を論ずるに因りて、告ぐるに伐蕃の由を以てし、其經界を正らして半島を開拓せん。制して曰く可。

十一月國書成る。曰く、大日本大皇帝敬みて大清國大皇帝に白す。曩に兩國俱に泰西の諸國と交通往來す。而して獨り兩國未だ親善を修めず。故に去歲親臣大藏卿伊達宗城を簡派して貴國と條約を議定し、已に批准を予ふ。允に宜しく使を派して互換すべし。適々聞く、大皇帝既に婚を成し且つ政を親らすと。朕深く之れを歡喜す。乃ち特に外務大臣副島種臣を貴國に遣し、和約を交換し、併せて慶賀を伸べしむ。朕固より種臣の喉舌と爲すに堪えたるを知りて専ら各國の事務を總理せしめたれば、朕に代りて擔當し言に好に歸せざるはなし。冀はくば大皇帝交誼を思ひ、鄰好を篤くし、茲の使臣を待するに優に仁厚を加へ、是より兩國慶を蒙り、永久渝らざらん事を。特に茲に敬みて白し、併せて大皇帝の多福眉壽を祈る。

御諱 大日本國璽 奉勅

副島 押

上副島に諭して曰く、爾種臣外務を總理するの全權を以て清國に適き、條約を交換せよ。前に使臣柳原前光を遣し議准せし事宜は、一々照し辨じて可也。今聞く、清帝婚儀已に諧ひ、且つ政を親せんとすと。朕當に書を送り賀を伸ぶ。爾種臣其れ之れを致せ。欽め哉。

天皇御璽

即日照會文を發して、此旨を李鴻章に報す。

海陸軍士之を知り踴躍して來り、副島に隨つて清に入らんことを請ふ。副島許すに請ひて軍艦を發するを以てせり。蓋し其氣を養ふなり。士奮臂して去る。副島既に大使を奉ず。即ち大丞柳原前光、出仕林有造等を前驅として米郵船に附し上海に至らしむ。

六年二月、太政官海軍省に令して曰く、外務卿副島種臣爲特命全權大使、清國へ被差遣候に付軍艦二艘可差出一候事。

即日龍驤、筑波兩艦を點發して、海軍少將伊藤祐磨を提督と爲し、海軍中佐福島敬典伊東雋吉等之が甲長たり。

三月九日、大使參朝して訓を請ひ、行を告ぐ。

上諭に曰く、朕聞く、臺灣島の生蕃數次我人民を屠殺すと。若し棄て問はずんば後患何ぞ極まらん。今爾種臣に委するに全權を以てす。爾種臣其れ往いて之を仲理し、以て 朕が民を保んずるの意に副へよ。欽め哉。

是日大使、顧問李仙得、隨員少丞平井希昌、鄭永寧を率ひて親く天機を伺ひ、神廟を拜し、式部

寮に於て酒饌を賜はり、又一行の勅奏任官へ御照影及び幣絹卷錦を頒賜する各差あり。

十二日、大使李、平井、鄭を隨へ横濱に至りて龍驤艦に乗り、南海を望んで進發す。此日霽雪如銀祝砲此中に互答し、滿艦士卒濟々涼々、大使髯を撫して大に樂しむ。茲に兩艦士官より水火夫に至る合計六百餘人也。抑も我國大使を派するに御國の軍艦に駕して出海するは今を以て始めとし、御國軍艦の海外に航するも亦今を以て始めとす。況んや大使既に代蕃の旨を奉じ、將に臺灣に事あらんとする、各國衆人の聞く處にして、今兵艦を發す、内外目を拭ふ。是を以て提督艦長等の此役に於けるや、萬緒の注意、夙夜の匪勉、紀律津々合艦越々として奮勵踴躍の色面目に溢る。大使之を見て喜んで曰く、六百之心は六軍也。

十九日、鹿兒島縣に至り、大使上陸して會所に寄寓し、參議西郷隆盛來訪す。

四月二十二日、大使照會文を發して李鴻章へ到着を報す。李即ち海關道陳欽を遣し安を問ひ、並に照覆文を送りて、明後日午前十時署に在りて大使の來駕を供候すと云へり。

二十四日、午前十時大使、李、柳、平、鄭、林を率ひて李鴻章に會晤す。互に皇上萬歲を頌し、李盛んに日本の開化を稱し去年清民を救援し陳福勳を延接せらるゝの厚きを謝し、次に大使、本國外務の繁劇なる故速かに條約を換へ、入京謁帝事畢、早日歸國せんことを述べ。李諾して別席に延請

し、酒饌を供す。

三十日、午前十時大使、李、平井、鄭、林、大禮服を着し、李鴻章以下屬員と山西公館に會同して、條約を互換せり。大使曰く、去年柳原を以て臨時商議せし條々は、今度公文に説明して約後に附し掲布すべき處我國外交の權日に進む處有り、政府の意將に外民を我管轄に歸せしめんと欲す。予今區々一二を議解する、何の益か有らん。岩倉大使歸朝一體の法立つを俟つて、然後臨時續約を議立して可也。李曰く、善し、岩倉大臣改約一定せば、兩國の約も亦隨時更張す可し。此日宴席殊に山海を極む。後數日間、大使李と晤叙する兩三度。談話機に投じ、李甚だ敬服せり。

五月五日、大使、李以下隨員を率ひて天津を發し、七日、北京崇文門内金魚衛賢良寺に館す。記名江蘇海關道孫士達なる者此寺中に寓す。李鴻章の命を承け、大使京中の公務を襄辦周旋し、甚だ其力を得たり。

十四日、大使公法の例に據りて柳原、鄭を總理衙門に遣し、我國書の副本を示し、大使謁帝の日期を誦定せしむ。總理各大臣には軍機大臣體仁閣大學士文祥、戶部尚書董恂、吏部尚書毛昶熙、兵部尚書沈桂芬、理蕃院右侍郎林出席、孫士達陪之、柳原、鄭を正席に延て各大臣環座す。柳原國書の副本を出し、大使の命を述べて云く、我欽差大使貴國皇上に謁して親ら國書を呈し、賀儀を陳べん

ことを望み、特に前光等を遣はし、此副本を送り、以て各大臣の覽に登せ、即ち奏聞を爲し、謁見の日期を定め、回答あらんことを請ふ。文祥曰く、恭親王疾あり、當に平癒を俟ち、會議以て答ふべしと。

六月一日、恭親王(文祥を除)大臣三四名を率ひて我公館に來り、大使の安を問ひ、照會文を示す。其略に曰く、貴國與中國。本係同文之國。是否照行中國禮節。即希貴大臣辨其照覆。大使勃然怒つて曰く、現今萬國三尺の童子も能く通例を知る。本大臣は君に代りて貴國皇上を謁問する者なれば、焉んぞ中國の禮節を照し行ひ、貴國大臣と同じく跪拜するを肯せん哉。貴國尙ほ未だ此等の事理を明らめざる、何ぞ黷なるの甚しき乎。恭愕然口吃して曰く、予々貴大臣をして必ず行はしめんと云ふに非ず。可否回文を以て答へられよ。本王大臣等之に據りて議奏すべしと。此時王諸大臣坐すれども席を安んぜず、惣々別れ去る。

八日、孫士達來りて告げて曰く、恭親王及び文祥等、早朝に覲見事宜を入奏せりと。此頃、各國公使常に來りて大使の行事を物色す。

午後英公使來りて話餘問ひて曰く、生蕃の事宜は吾輩日來尊誨を聽きて皆了解を得、余は已に貴意を以て本國政府へ心得の爲めに報知せり、然れども萬一清の政府にて、彼地は我に屬したる故政權必ず我より加ふべしと云はゞ、將た之を如何せん。大使曰く、此の權清に在りと云ふを得ざるの

證跡あり。生蕃の地へ清より曾て官吏を派し置ける無く、地圖に生蕃の地名を點載せず、且つ數年前米人生蕃と戦ふ、曾て清に告げず。生蕃米人と結約す、清之を知らず。清國何ぞ之を屬地と謂ふことを得ん。

和蘭公使來りて曰く、謁帝の論如何。大使曰く、聞く今早朝已に入奏すと。因つて思ふ、不遠必ず諭旨有らん。公使曰く、今日の事全く閣下の鼎力より出でたり。閣下總署大臣へ論難せし公文を米公使の手より窺見す。若し此議無く、只吾輩公使に任せて擔當せしめば、更に幾月を延ばすも亦不可知と、各國公使皆閣下の恩恵を感じたり。

二十一日、大使、柳原、鄭を總署に遣し、臺灣生蕃事件を説明せしむ。總理大臣毛昶熙、董恂及記名道孫士達接話す。

我曰く、我副島大臣謁帝の議は昨日既に謝斷し、即ち歸裝を促せり。然れども、我大臣愈兩國和好の鞏固ならんことを冀ひ、特に某等を遣し、貴政府に告ぐる。茲に臺灣の地は往昔我國人及び和蘭人、次に鄭成功など嘗て占據したりしを、貴朝の版圖に歸せり。而して貴國僅かに半偏を治め、其東部に在る土蕃の地は全く政權を施及せず、蕃人自ら獨立の勢を張りたるが、一昨年冬、我國の人民彼地へ漂泊せしを掠殺す。故に我政府將に使を出して其罪を問はんとす。惟た蕃域と貴國の府

治と犬牙接壤したり。我大臣以爲へらく、未だ貴國に告げずして此役を興し、萬一貴轄へ聊かも波及すること有り、端なく其猜疑を受けなば、兩國自れ此和を傷はんと。此憂慮有り。故に以て預め説明する所なり。

彼曰く、本大臣等只生蕃の琉球國民を掠殺せしを聞く、未だ貴國人に係ることを知らず。抑も琉球國は是れ我が藩屬なれば彼時琉民の生蕃より脱出し來る者を、悉く我官吏より救恤して本國へ送り還したり。

我曰く、我朝琉球を撫字する尤も久しく、中葉以降薩摩に附庸たり。況んや今大政日新、一民も其臣に非ざる莫きを以て、彌々撫恤を務む。一の野蕃我王臣を害するを見ては、我君保民の權を以て専ら其冤を伸べざるを得ず。而して琉民を我國人と謂ふ、何ぞ妨げん。且つ問ふ、貴國官吏既に琉民を救恤すと云ふ。不知、其暴殺を行へる生蕃を如何せられしや。

彼曰く、此島の蕃民に生熟兩種あり。従前我王化に服したるを熟蕃と謂ひて、之を化外に置き、甚だ理するを爲さざるなり。

我曰く、貴國の初より、彼蕃他國の漂民を掠殺せしこと凡そ數次有れども、貴國會て處分せず。蕃益々暴横なる故、今若し他國に征せられなば、豈に惟だ蕃地のみならん、即ち府縣も或は貴國の

有と爲らざるべし。此後殺人の故を以て此島を外國に占據せられ、即ち安東廣東及び黑龍江、我國北蝦の如くなりては、我南海中に一の患害を滋し、諸島の危を致す。是を以ての故に、我政府直に往きて之を征せんと謀る。然れども我大臣は、兩國の好誼を保重する爲めに姑く衆諍を制し、此奉使の便に因つて貴政府に明告し、其猜疑を避け、然して後化外の地を理すれば、全く貴國に干渉せず、侵越の憂無かるべし。此事は我政府本と告ぐることを欲せず、惟だ我大臣外務の重任に在るを以て若し一の小醜を懲らすに因り隣國の和を失ふに至らば、何を以て天下に對へん。且つ我國勇敢膽略の士、琉民遭害の事を聞くもの皆爲めに切齒して憤懣胸を填めたり。政府問罪を策して此の氣を消散せしむれば、勢必ず激亂して滔々乎防く能はず、境を越へ寇とならんこと日を待たざるべし、是れ亦兩國端なく和を傷ふの源にして、萬一爰に至らば、則我皇帝今日我大臣を遣し、貴國皇帝を聘問し、換約締好する、畢竟何の用に屬するや。是我大臣の公心上より來る一團の好意也。請ふ之を諒察せよ。

彼曰く、生蕃の暴横を制せざるは我政教の逮及せざる處なり。然れども福建の總督流民を救護せし奏報の書など猶ほ検査して、他日復答するを待たれよ。

我曰く、貴國の京報に據て此奏を看たれば、我國之を知らざる者無し。今我大臣歸心如箭。惟だ

兩國の好を思ひ、一言告明して去るのみ。何ぞ他日の復答を待つに暇あらんやと。話畢りて乃ち別る。

二十九日、午前四時大使鄭を率ひ、大禮服を着して乗轎し、孫士達陪隨して、總署差辨兩騎に前導せしめ、六時西安門内天元閣に至りて暫く憩ふ。時に總署大臣成林、騎從二十餘人來りて接し、前後を擁し、福華門外に至りて下轎し、門に入る大使、鄭二人のみ。門内より文祥、沈桂芬、董恂等出迎へ、成林導き時應宮に入りて憩坐す。坐上茶菓滿案、其精巧を極め、約して數十品なり。各國公使及び譯官二名は、福華門外明代所建の天主堂に集り、總署大臣に導かれて陸續至り齊ふ。文祥等迎接事畢りて入來り、衆使に茶菓を進めて曰く、皇上より賜ふと。衆席を正して之を嘗む。七時寶鑿、毛昶澂大使を導き、紫光閣傍の行幄中に至りて伺候す。各公使續いて至る。帝八時宮を出て、九時紫光閣に御す。寶、毛二大臣、大使、鄭を引いて閣の左階より昇り、左門より進む。鄭、圖書を捧げて、大使の左肩に一步後れて從行す。大使、鄭初め進み斜めに玉坐を見る時に帽を除き第一揖を作り、中央に進みて正しく御坐に向ひて第二揖を作り、又進みて御前に在たる黄案の前中央に立止り、第三揖を作す。(此れを進見三揖と爲す)鄭は大使左肩の脇一步後に開き、寶、毛二大臣は黄案の兩側に開き、北面して立つ。黄案より數歩北の正面に壇を張り、壇頭に高座を設け、帝

其上に蟠座し、座の左右に恭親王及び皇族の御前大臣侍立し、軍機大臣、六部尙書、文武の顯官壇下より黄案迄の兩傍に分れて對立したり。大使國書を黄案の上に安署して一揖し、來意を陳頌して鄭に譯述せしめ、又揖す。帝答ふる所あり。恭親王跪きて之を奉はり、階より下りて黄案前に來り宣へて曰く、貴國大帝の國書は朕收到し了ると。大使揖す。恭親王復班す。帝又勅語す。恭親王又跪奉し來り、宣へて曰く、貴國大皇帝安康なるや。兩國交際事宜は親しく總理各國事務衙門と公平商議して可也と。大使揖す。(此間揖次を定めず)。恭親王復班す。既にして大使又一揖し、鄭を從へ背行して退き、中央の盡くる處に至りて一揖し、轉じて尙ほ背行し御座を際離せんとする處に至りて一揖せり。(此れを退出の三揖と爲す。)于是帽を戴き、寶、毛二氏仍ほ導きて、時應宮に至り憩息す。此れを頭班の獨觀と爲し、第二班は乃ち魯、米、英、佛、蘭、五國公使同觀にして、各始め來りて駐京せし時遞すべきの國書を今日呈する也。各自に譯官を帶ぶるを准さざる故、獨逸公使館の繙譯官ビスマルク壹名之に従ふ。偏無きを取る也。觀畢りて四國公使退き、佛公使獨り留りて自己の譯官を用ひ、前年清の來使に與へて清帝へ對ふるべき新統領の國書を、此公使去年持來りしを今日特別に呈する也。此れを第三班と爲せり。大使は各國公使時應宮に歸齊するを俟ちて、均しく總署大臣に謝して辭出す。文祥以下諸大臣、皆送りて福華門に至り相別る。大使歸館正に十一時也

是日正午、帝命して各使を總署に宴し、文祥をして客を領せしむ。文祥意を致して曰く、天時炎熱盛服を庸ふる毋れと。大使鄭を率ひ通常服を衣て宴に赴く。文祥座を司り、孫士達之に陪す。僕六十種、給事俊潔也。酒酣にして炙りたる豕羊鷄鴨を四つの大盤に盛り、堂上の紅案を排列す。文祥座より起ちて大使に謂ひて曰く、皇上遠使を饗せんが爲め特に内厨より餽り至ると。大使起揖して之を受け、杯を舉げて頌謝し、歸りて館舎に頌せり。各國公使不至。天熱きを以て辭す。聞く、其宮殿に宴せざるを嫌ふに因りて然りと。後、大使其固にして敬を失へるを論ず。魯公使曰く、威圖氏の言に聽從せしを悔むと。是日、各公使觀見の時、初め進で黄案前迄に三鞠躬を作し、國書を呈し陳頌して一鞠躬し、勅語を承けて一鞠躬し乃ち退き、之を五鞠躬の誠敬と爲せり。後、一の大臣宮中に言を洩して曰く、皇上云ふ、日本使臣禮節態度最も佳しと。

七月十一日、午前二時五十分龍驤、筑波兩艦芝罘を出發し、東を望んで旋る。

二十五日、曉天柳原、夜分兩艦橫濱に歸着す。

二十六日、曉天大使平井、鄭、林を率ひて上陸。午前十時共に汽車に駕して進京。外務少輔上野景範以下、官員畢く新橋須停駁に集り、以て大使を迎へ、車馬追隨して邸に入る。

二十七日、午後一時大使柳原、鄭、平井、林を率ひて太政官代に詣で、大使太政大臣及び參議に

見へ、柳原以下三名土方大内史へ見へ、到るを告ぐ。五時赤坂皇居に参る。式部助五辻安仲大使を接して曰く、聖上卿を俟つと。即ち大臣及び書記官四名を引ききて天顔を拜せしめ、上大使を慰勞し賜ふ。書記官退く。大使成功を復命し、退いて書記官と共に八景閣に於て酒饌を賜はる。

明治六年十一月

征臺軍出發

(明治七年四月十三日 郵便報知)

西郷陸軍中將(從道)谷(干城)陸軍少將、赤松海軍少將臺灣へ向け、彌明十四日發せらるゝ由元來臺灣生蕃の地、支那へ屬するを欲せずして、日本に服從せんの意あるを以て、這回専ら鎮撫の御處分なりと聞く、直ちに戦に及ぶなど云ふは全く虚妄の説なるべし。

柳原外務大丞渡支

(明治七年五月十三日 郵便報知)

過る日、臺灣事件により外務大丞柳原君支那へ遣はさるゝの處、聊か御詮議の次第もある由を以て、神戸にて出帆を留められしとの説なり。

○

(六月十二日)

六月八日着する柳原公使清國よりの電報、臺灣出兵の事件を支那官員と應接都合宜。

征臺軍

(明治七年六月十二日 郵便報知)

五月廿六日蕃地發、西郷都督より長崎支局へ來翰、去る廿二日双溪口に於て戦争の次第は有功丸便より申進、置候通に有レ之候、然る處、尙詳細探索致候處、敵の戦死三十人有レ之候、内酋長父子打取候趣に候、就ては生蕃一般我軍威に恐れ事實に鬼神の如し、依て十八社の内より追々恭順相唱來調の者有レ之候に付、都合は最宜敷候間御煩慮有レ之間敷候、此段申進候也。

征臺の報告

(明治七年六月十三日 郵便報知)

臺灣問罪は戦伐の故にあらず、其土人を撫順する爲めにして、兵隊を留め置き、兵營を造營する等にて、元來琉球人を殺せし蒙昧無智の野蠻なれば、是を教化し、是を歸順せしむるにありと聞けり。夫れ臺灣は、支那近海の大島にして、其大さ我が四國程なり。支那の厦門港を距る我が六十里

許り島中に大山脈あり、南より北に亘りて地勢を限斷す、其西部は支那の所管に屬し、全島五分の二許、人員凡二百萬餘、社寮、琅琦の二港あり、東部は全く土人の住居にて、其内稍教化を得る者を熟蕃と云ふ、常に支那人と通商し、言語も互に通じ、其性强暴ならず、其次を生蕃と云ふ。

凡そ二十萬人もあり、此種は熟蕃と交通して少く人理を解せり。其土蕃と稱る者十八蕃種あり、野性、狼戾、幹軀長大、且強力あり、常に水草を趁うて轉居し、其支那人を視る、仇讐の如し。或時は山脈を躡えて西部に襲ひて寇す。琉球人に害を加へしも之土蕃中の牡丹地人種にて、凡三千人餘あり、其海岸は概ね絕壁にして船を着くること難しと云ふ。

五月二十六日蕃地、西郷都督より 來翰節略。明二十七日高砂開帆(内地へ向け)一書拜啓、前日長崎に於て御示談置候通り、容易不開兵端見込に候處、日進、孟春の兩艦及び其他汽船等、尙琅琦灣先着、連日の滯泊中、日進艦、近傍海岸測量の爲め、脚艇乘廻の折柄、陸地より、不意に小銃を四五發打掛候條、直ちに本艦に乘歸り候云々。雨天勝にて陣所水害の虞有之、當地本營を距半里程の所、所謂牡丹社道路四重溪口に轉陣の見込にて、十八日斥候差遣し候處、不意に被狙撃、探偵且つ兵器取揚げの爲め二十二日に及び惣人數二百人計差遣し候處、悉く兵器取揚げ午飯を喫し

他日進撃の爲め、試に溪間に進むこと四五町計り、蕃人、石門と稱する要害に據り、頻りに狙撃するを以て、不得止、接戦二時間にして、蕃人遂に敗走、首十二級を斬り其他死傷極めて多からんと察するに、右首級中、牡丹社酋長の首も有之由、土人來つて之を觀答するに至れり。我兵亦死傷十四名有之得共、爾後、石門の戦争生、熟蕃の間に傳聞し、大に恐怖の色を顯し、兩蕃共追々歸順の體にて、或は來つて、手酒を獻するあるに及べり。昨二十四日には生蕃十八社中、ツウソー一等酋長。悼箕篤。サパリーの酋長イサ。マレットの酋長カルトアイ。レンツアンの酋長ヒナライ。カチライの酋長ツールイ等六名、社寮酋長ミヤに因て牛雞等を獻じ、歸順を乞ふに至れり。即ち、拙官兩參軍、參謀等面會、牡丹人見當次第、捕縛可差出旨の書面等夫々相渡候事にて、面話中、彼等の申出にも、石門の戦にて、牡丹人三十名戦死、就中、酋長父子共に戦歿に付き、恐怖の由、其他にても同様の風聞有之、且つ、其死體にも昨夜面會の諸酋長同様、袖徽並に銀輪の腕貫等相用候得ば、相違も無之儀と相見候。就ては、我が根營諸事相整理次第來月二三日頃より牡丹地進撃の筈に候得ば、不日必平定の見込に御座候、去二十二日支那軍艦二隻、英軍艦一隻當灣に來泊、英支兩艦員も親しく面會、二十三日兩國軍艦拔錨の時、支那艦をも互に祝砲發應等有之候條、當地の儀は相成丈け實効を擧可申心得に候得ば必御安神有之可、此段申進置候也。

大久保卿渡支

(明治七年八月四日 郵便報知)

八月一日

參議 大久保利通

全權辦理大臣として清國へ被差遣候事。

隨行員の面々

(明治七年八月六日 郵便報知)

大久保内務卿本日清國へ向御發艦のよし、且、正院にて金井權少内史、内務省にて七等出仕池田寛治君、萩原權大録十等出仕川村氏、大藏省にて吉原租稅助九等出仕平川氏等、同く隨行せらるゝとす。

大使等天津着

(明治七年九月二十日 郵便報知)

本月一日辦理大臣天津へ着港、當日隨從の官員一同集評、夕五時書記官一名を同港運上所の道臺に遣し、着港及追て發京の旨を報せりと、西字新聞に出たり。

清帝に謁せるか

(明治七年九月二十五日)

聞く本月十日辦理大臣大久保公北京に到着せりと、曩の説に、去月二十七日には着京あるべしと、然るに荏苒延て今日に至る、豈遲延と謂ざる可んや、而して公の衙門に會せる内外の異聞あり、而も信否未だ決すべからずと雖も、舉て虛誕に屬すべからず云ふ、公將に清帝に面せりと、未だ會中の確證を得ず、甲人云ふ、是れ蓋し、兩國平和を起すの徵なり、乙人云、清帝の偶々會せしは必ず商議を猶延する基にして、翻て結局の期に至り難からんか。註に曰く、支那人性凶點實に得て信すべからざればなり。

黒田公の建白書

(明治七年九月十八日 郵便報知)

予一日友人某を訪ひ、國家の多事を憤議するの際、机上會々開拓長官黒田公客月十二日申奏する所の書あり、示さる其略に曰く、

臣嚮きに臺灣問罪の事に就き、其利害得失を論じ、詳に之を上陳せり、頃日大久保利通を清國に差遣し、其葛藤を解かしむ、其成否未だ之を逆睹する能はず、而して事既に其端を開く、中途にし

黒田公の建白書

て止む可らず、若し私の條理を盡し、而して彼尙肯んぜず、却て彼より鬻を啓くことあれば其變に應ずるなきを得ず、故に先づ海陸二軍を整頓し、彼を箝制するの略なかるべからず、而して之を爲す所以の者は、軍資より急なるはなし、若し事あるの際に當て、資用繼かずんば百萬の精兵ありと雖も、遂に其威を皇張する能はざらんとす、是臣の日夜嘆息憂苦する所なり、故に今痛切之上陳せん、請ふ閣下之を諒せよ、夫れ戊辰巳巳の役幸に早く平定すと雖も、國力充實ならざるを以、臣屢々上表して、邦基を確定し、内政を整理し、専ら育材と蓄財とに注意し、速に富強の實効を奏せられんことを議す、國家の事、蓋し此より急なるはなしと雖も、爾來 朝廷多事荏苒遂に今日に至る、大藏省の概計表を見るに、本年の歳入贏餘ありと雖も、佐賀征討及び臺灣出師等の費用を算除せば、或は餘す所あるも亦多しと爲さず、且つ皇城火災の後、未だ造營の舉あらず、其經費を獻ぜし者も少なからずと雖も、固より之に充るに足らず、故に今其費用を概算して、之を豫定し置かざるを得ず、之に加ふるに今日の兵備を以てせば、國家の疲弊此時より甚しき者あらざらんとす、然り、而して事既に此に至る、宜しく非常の斷を以て非常の變に處し、闔國の義憤を振作し、國體を辱かしめざるを以て、急務と爲す、是舉實に國家の興廢存亡に關す故に、臣以爲らく、先づ建築造營等の新創に係る者は一切之を停止し、事皆舊慣に仍り、専ら人民を愛撫し、凡百の用度を節儉

して、軍資の不足を補ひ、且つ諸有司實心國を憂ひ、百折不撓の心を以て、其艱苦を避けず、膽を嘗め、薪に臥すの思をなし、國家に報ぜざるを得ざるの秋なり、夫れ本使の如き創置以來、歲月久しからざるを以て、諸般の事皆新創に屬す、是を以て經費缺乏餘力なしと雖も、國家の急務一日も忽にすべからざるを以て百萬省 略 用度を節し、既に施行する所の事と雖も、之を中途に處して民害を爲さざる者、姑らく之を罷め其儉し難きを儉し、本年定額の内未だ支消せざる所に就き、拾萬圓を還納し、之を軍費に供せんとす、自今益々勉勵し、其忍ぶ可からざるを忍び、専ら力を猛省に用ひ、贏餘ある又將さに之を獻ぜんとす、且つ臣の官俸も亦此事の決定に至るまで、毎月四分の三を獻じ、併せて軍費の萬一に補ふあらんを欲す、願くば微衷を諒して採納を賜へ、伏して請ふ朝廷速に非常の斷を以て、非常の變に處するの方略を豫定し、軍資の多寡を概算し、他日蹉跎の憂勿らしめよ、是臣深く憂苦する所なり云々。

御指令の略

書面本使費額省略を加へ、拾萬圓還納の儀は御聞届相成候、自分月俸之内四分之三を獻じ、軍資に被レ爲レ充度、申出之儀は寄特の事に候へ共、御詮議之次第有レ之、即今不レ被レ及ニ御沙汰一候云々。

談判の模様

(明治七年十月二十三日)
郵便報知

友人の我に示したる書牘は、九月十四日北京出の家信なる由、今其略を擧て杞憂の同志の人に告ぐ、同書に曰 我大臣九月九日北京に到り、今十四日總理衙門にて初て應接あり、彼は不相替一蕃地は支那版圖の儀を述るにより、此方にて曰く、如何なる政化を施したるやの談辭に又びし處、彼れ大に語塞り、明日書を以て答ふべし、總て談判にては行詰りたる様子に之あり。某氏報告

山縣陸軍卿諸將校へ内諭書

(明治七年十月三日)
郵便報知

陸軍中將奥、陸軍卿山縣有朋、陸軍諸將校に告示す、夫れ臺蕃の兇虐絶て人理なきは天人の容れざる所、萬國の共に知る所、往年我琉球藩人の殘害を蒙り、小田縣民の却掠に逢ふ、置て問はず、我が冤何を以て伸ん、清國之と壤を接し、觀望其罪を問ふ能はず、措て度外に附す、是其强悍を憚るのみならんや、蓋亦境域の外たるを以て其自恣を聽すのみ、是を以て我が 天皇陛下西郷都督を遣はし其罪を問ひ、懲治綏撫以て將來を戒め、漸く徳化に馴れしめんとす、是嘗に匹夫の爲に讐を報ゆるのみならず、又公法に在り、道義の關する所にして萬國航旅の爲に永く此大患を除く所

なり、而して今既に勦撫其所を得、全蕃壘聚して皇化に向ふに及んで清國遽に紛議を唱ふ、亦怪むべからずや、客歲全權大使を清國に遣はされし時、特に意を致して、彼政府に知會せしめたり、是其壤地相接するを以て、同盟好和に嫌ひあるを以てなり、而して彼答ふるに、化外權の及ぶ所に非るを以てせり、今茲都督の進發する、更に福建都督に照會し、又柳原全權公使を北京に駐劄せしむるや、詳に處蕃の事情を以てし、親しく總理衙門の諸官と應接せしめたり、夫れ我の彼に對する鄭重如し此而して其言左右其辭を侮慢にし、頗る言を食む者の如し、東洋唇齒の國にして、我豈干戈の事あるを喜んや、然れども 勢既に此に至る、兵權以て彼を制壓するに非ずんば、何を以て我帝國獨立の大權を示さん廟議已に茲に決す、而して尙慮る所あつて、特に大久保參議に命じて、全權辦理大臣とし假すに和戰の大權を以てして、清國政府と談決せしむ、是固より盟約を重んじ、敢て和好に玷くを欲せざればなり、故に事或は兵仗を接せずして止むに庶幾しと雖も、彼現に兵衆を徴し、器械を購ひ戰備を脩する日一日より甚し、是其啓釁の勢、且夕に迫るといふべし、抑國家平素財帑を糜し、兵士を養ふ、固より以て不虞に備ふる所、若夫談判協はず、兵端一たび開くの日に至らば、皇國の獨立を經持し、武威を宇内に宣するは、則諸將校以下兵卒の職分に非るなし、夫國の強弱は大小に在らず、兵の利鈍は衆寡に在らず、和と不和と練と不練とに在るのみ、苟も諸將校以下

一和協力平素勉勵する所の忠肝義膽を以て、從來講習する所の長技秘術を盡さば、小以て大に敵し寡以て衆を制するに足れり、況んや其國漢季の餘、上下相疑ふ兵の編制、往々舊套を脱せず、膽勇亦我精英に右ならざるをや、一旦鴻慮の議協はざるあらば、繼ぐに有朋が部事を以てせざるを得ず因て聊か處蕃の顛末を陳じて諸將校に告示する如此。

駐支伊公使私信

(明治七年十月二十七日) (郵便報知)

支那上海伊太里公使より去月廿九日、東京府下在留同國公使へ、私用の到書中拔萃。
大久保大臣支那官吏と談判の末、支那官吏の周旋に因て、近日同帝國へ謁見相成べき趣きすれば和と決せしなるべし。

日支開戦に及ばんか

(明治七年十月二十七日) (郵便報知)

天津より報し云く、日支間の葛藤未だ平定せず、何れも秘して其事を顯さず、日本は頻りに償金を促せども、支那與へざらんと欲す、然も亦戦ふの意なしと思はれたり、曩にレゼンドル氏の衙門に會する莫りせば、事或は速に結局に至るべきに、惜乎氏は既に會せり、若し氏の力を以て償金を

支那に求ずして和を講じなば、現今のみならず、後來日本人に用ひられざらん 本月六日用鐵アイロンジユク日本より吳湘に着せり、聞く此艦内數多の兵を載すと余曹爲に禱る時、氣煦温にして人を害するなし、永く郵筒往復して其安否を聞くを得んことを提督某今朝該府に來れり(十月八日報) 日本は英國より買求し、甲鐵船一は既にスエスの海峽を過ぎたり、今亦一艦之に次んとす、或人云ふ、大久保公の恭親王と會合遅延して、今日に至る者は、蓋し此艦を待つが故なり、公既に之を得て、日章を翻すに至らば、直に北京を去り、開戦を公告せんとするなり。

和議成立

(明治七年十一月十日) (郵便報知)

公布第四十五號

辨理大臣大久保利通清國談判の末彼政府より償金可差出結約の趣 本日電報有之候此旨爲心 得相達候事

明治七年十一月八日

太政大臣 三 條 實 美

【同 上】

和議成立

一六七

此度清國成約償金は五拾萬テール、即金十萬テール十二月其餘を渡すと成り。

十一月九日ガゼット抄譯

(明治七年十一月十九日) 郵便報知

竊かに私利を挿さみ或は深く私見に惑へる人は姑く論ぜず昨日支那より達して今日に至り始めて
詳細と爲りたる報を見て雀躍慶賀せざる者は蓋しなかるべし。大久保公の談判平穩の結末に起むき
て終に能く日本の國威を殞さず從來臺地の一件は其直全く日本に在ること支那政府にて承認したれ
ばこそ五十萬テールの償金を出して其五分の一は既に大久保公に交附し、其餘は數週の中を期して
之を送らんことを約せしなり。又是のみならず支那政府爾來臺地の民を制して、兇暴を行ふことな
からしめんと約せり。然れども日本は悉く其主張せし所を伸べ、悉く其請求せし所を得たる者にし
て、大久保公北京の談判に於ける功は決して諸子の蕃地に於ける軍功に下らず。其成績の著しきは
迥かに西郷公の右に出づと謂て可なり。中外の人最も疑懼に深き者に至るまで大久保公の斗膽なる
ことは曾て之を疑ふ者なしと雖も、彼狡獪詐術のみを以て勝利を得んとする政府に對して、日本果
して能く其欺く所と爲らざるや、否人皆之を疑ひ、外人の中或は日本の失敗を庶幾する情に掩ふわ
れて明らかに、贏輸を見ること能はざる者あり、又日本の宰臣其智支那と鋒を争ふに足らざるを危

ぶむ者ありしが此に至て此等の衆疑一朝に氷釋し更に日本の東海に雄視し萬國に推重せらるべき一
證を加へり。

全權大使歸朝

(明治七年十一月二十六日) 郵便報知

今日辦理大久保公歸朝により東京市中日章の旗を掲げ慶事を表し頗る繁盛の模様あり。

國民の歡喜

(明治七年十一月二十七日) 郵便報知

昨廿六日辦理大臣大久保公歸朝せられしにより、東京市中雨中に日章を閃かし新橋の邊には馬車
人車雲霞の如く競ひ集り、勅奏判任の人々、我もくと出迎られたりける。げに我朝の威勢を海外
に輝せられし人の歸り玉ひしなればさも有べし。柳橋、新橋の酒樓も大吹大播祝賀の音響々たり。

着京の模様

(明治七年十一月二十八日) 郵便報知

大久保辦理大臣一昨廿六日に歸朝の筈なりしが、昨廿七日午後三時前歸着、ステーションより馬
車に乗らるゝを見ると齊しく喇叭を吹出し、隊列を整へ居たりし騎兵一同禮式畢りて後に列し、其

全權大使歸朝

他出迎の官員等馬車にて從ひ、鎮臺兵は新橋際に整列し、直ちに其後に隨從し、幸橋前通り堀端を虎の門の方へ通行、太政官へ參官せらるゝとの由、其威氣揚々たる實に皇國未曾有の慶事と云べし。祝賀の人民は雲の如く群集して流石に廣きステーションの庭中並近傍の市街立錐の地もなかりき。主上は此日正院へ行幸ありて、大臣を侍せ玉ひしが、程なく宮内省へ還幸し玉ひ、大臣に酒饌を賜はりしと、げに君臣の遭遇盛なることなり。

辨理大臣隨行の官員歸朝の日、話柄を側聞せるに清國の大臣等、我が辨理大臣へ談ずる處、朝に換り夕に變ず、殆んど風を捕へ影を追が如く、虛誕眞に極りしかば、大臣憤然として歸國を決せらるゝに至りしに在清の英公使兩國の利害を患ひ盡力周旋し、我が義舉の軍たる名義を明かにし、償金とするに至りしは實に兩國の幸甚なり。然るに北京の人民更に意とせず、愛國のもの少なし、況や其他の地方をや、皇朝の愛國者多く想像苦慮せしが如に非ず。且柳公使の談判せられし初より如し此との風説は實事を知ざる者の談也とぞ。

北京條約 (明治七年十一月十八日) (郵便報知)

臺灣蕃地處分之儀清國政府と左之通訂約相濟候此旨布告候事

明治七年十一月十五日

太政大臣 三條 實美

互換條款

大日本全權辨理大臣參議兼內務卿大久保

大清欽命總理各國事務

理藩院右侍郎	成	工部尙書	崇
戶部尙書	董	軍機大臣協辦大學士吏部尙書	寶
和碩 恭親王		軍機大臣大學士管理工部事務	文
吏部尙書	毛	軍機大臣兵部尙書	沈
頭品頂戴兵部左侍郎	崇	三品頂戴通政使司郎副使	夏

條款 會議し互ひに辨法の文據を立る爲めの事照し得たり。各國人民應に保護して害を受るを致さざるべきの處有れば、應に各國由り自から法を設け保全を行ふべし。何國に在て事有るが如きは應に何國由り自から查辦を行ふべし。茲に臺灣生蕃會て日本國の屬民等を將て妄りに害を加ふることを爲すを以て、日本國の本意は該蕃を是れ問ふが爲め遂に兵を遣り、彼に往き該生蕃等に

向ひ詰責をなせり。今清國と兵を退き並びに後を善くする辦法を議明し、三條を後に開列す。

一、日本國此次辦する所は原と民を保つ義舉の爲めに見を起す。清國指て以て不是と爲さず。
二、前次有る所の害に遇ふ。難民之家は清國定て撫卹銀兩を給すべし、日本有る處の該處に在て道を修め、房を建る等件は清國留めて自ら用ゆるを願ひ、先づ籌補を議定するを行ひ、銀兩は別に議辦するの據有り。

三、有る所の此の事につき兩國一切來往の公文は、彼此撤回して註銷し永く爲めに論を罷む、該處の生蕃に至つては清國自から法を設け安く約束を爲すべし。以て永く航客を保し再び兇害を受けしむ能はざることを期す。

明治七年十月 日

大日本欽差全權大臣

柳

原

加押

同治十三年九月 日

互換憑單

大日本全權辦理大臣參議兼內務卿 大久保

大清欽命總理各國事務

理藩院右侍郎

成

工部尙書

崇

戶部尙書

董

軍機大臣協辦大學士吏部尙書

寶

和碩

恭親王

軍機大臣大學士管理工部事務

文

吏部尙書

毛

軍機大臣兵部尙書

沈

頭品頂戴兵部左侍郎

崇

三品頂戴通政使司副使

夏

憑單を會議する爲めの事臺蕃の一事現在業に英國威大臣兩國と同一に議明し並に本日互に辦法文據を立つるを經たり。

日本國從前害を被むる難民之家清國先づ撫卹銀十萬兩を給す。又日本兵を退くや、臺地に在て有る所の道を修め、房を建つる等件清國留めて自から用ゆることを願ひ、費銀四十萬兩を給す。亦た議定を經て

日本國明治七年十二月二十日
清國同治十三年十一月十二日に於て

日本國全數付給することを准す均く期を愆つを得ず。

日本國兵未だ全數退き盡すを經ざるの時は、清國銀兩も亦た全數付給せず。此を立て據と爲し彼此各一紙を執て存照す。

明治七年十月

花押日

大日本欽差全權大臣

柳原花押

同治十三年九月

米都紐育タイムスの評言 (明治八年一月十日 東京日日新聞)

臺灣事件結局ニ付

日本支那兩國の葛藤に付ては此國に於ても議論は風評と一時紛々として錯出せしが、今日の説に於ては遂に適實の結局に至れりと云ふ。日本にて不承知を云ひ始たる原因は、唯名のみ支那屬なりと概稱する臺灣人が日本の漂民を殘殺せしに出づ、遂に支那より支那金五十萬兩即ち七十萬元の償金を出すに決し、日本兵は臺灣を退軍せんとす。此大事件の争ひも、是に至て始めて結局とは成りたるなり。此結局は兩國人民は更なり、殊に外國人民も之を祝すべし。其故は支那並に日本にては、縦令其自ら誇言する所の開化進歩の全力を捧げ出すとも、兵馬争戰の際に至ては西教諸國の慣習する戰陣の模範を倣ふこと能はず、既に我が合衆國並に其他の公使も日本政府の新に下したる命令の爲めに障碍せられたることあり。合衆國公使ビングハム氏は日本に於て傭ひたる日本人の従僕を日

本政府にて徴兵に組入るゝ爲に喚返すを拒み、又臺灣軍役に従ふたる合衆國人を取返すことを求めたることあり。我輩は東洋に於て、開化進歩の實證を顯すことの巨多なるを見るは、我輩の歡喜する所なり。森有禮君の工夫したる婚姻法は其會て工夫したる新國語より速かに、實際の功を奏すべし(案ずるに婚姻法とは妻妾論を云ふならん。國語改正論は森氏の一大高尙の宿論にて、其論は米國新聞に出たり)斯くの如く開化の田地を開墾せる際に當り、朝鮮政府に於ては先きに日本國人民に非義を爲したる罪狀ある人々の頭を、日本政府に送らんと約したりとの事は、之を聞くに自ら人心を驚かしむ。

延遼館の宴 (明治八年一月十二日 東京日日新聞)

去る九日三條公、島津公、岩倉公の三大臣より討蕃の師に従事せられたる文武の諸官員を延遼館に於て御招きに相成り、西洋料理にて大饗饗を催し給ふ。此御招きに應じて出席の方々は左の通り
西郷都督、河村海軍大輔、谷陸軍少將、赤松海軍少將、高柳參謀、佐久間參謀、樺山參謀、川崎副監督、岡林副監督、橋本軍醫正、桑田軍醫正、中島大尉、吉田大尉、横田大尉、三原大尉、古河海軍中秘書、石井中尉、日高中尉、高並少尉、福島少秘書、本島海軍大尉、磯部海軍少佐、兒

玉海軍大尉、鷹森軍吏正、立川八等出仕、原八等出仕、末永九等出仕、坂元元徵集隊長、成富視察、吉田海軍大尉、相良都督府出仕、山本軍吏副、福島軍吏副、屋島軍吏補、大西軍吏補、樺山軍吏副、津留軍吏試補、戸塚軍醫、桑波田軍吏副、田中軍吏試補、木村軍醫、佐藤劑官副、山田軍醫副、安東軍吏補、島山軍吏補、蕃地事務局御用掛平井外務少丞、林海軍大佐、野口權少内史、岩橋大藏少丞、河緒大藏七等出仕、横山租稅權助、長沼正院七等出仕
御雇外國人

リゼントル、ボアソナート、カツセル、ワツソン、柳原特命全權公使、福原陸軍大佐、田邊外務四等出仕、高崎三等議官、吉原租稅助、岩崎内務五等出仕、金井權少内史、池田内務七等出仕、名村司法七等出仕、井上司法七等出仕、小牧開拓七等出仕、橋口外務一等書記生、萩原内務權大錄、川村内務權大錄

謙闡にして三大臣公より一同へ向ひ左の祝詞を述べ玉ふ。

我討蕃の師爰に其功を奏し、清國の交際終に平和を全ふす。是陸海軍の威武及び諸君の功蹟に藉らずんば、焉んぞ能く此に至らん。洵とに國家の幸福と謂ふ可し。實美等茲に宴を開くものは、固り其勞を慰むに足らずと雖ども、聊か祝意を表せんとす。諸君其れ能く歡を盡せ。

明治八年一月九日

三條 實美 島津 久光 岩倉 具視

此祝筵に列りたる客員は皆討蕃並びに使清の兩大役に關係し、其内文武の別はあれども何れも、我が日本の爲に勤勞のありし人々なり。此祝筵を開く、此の如く速なるを得るは豈に我が人民の爲には大幸福と云はざるを得んや

蕃地事務局の儀上申 (明治八年一月十三日 東京日日新聞)

客年一月重信等密諭を奉じ、討蕃の方略を獻す。四月臺灣蕃地事務局を置かれ、重信員に長官に備はり庶務を統理す。五月都督西郷從道兵を率て蕃地に赴き、兇を殲し、順を納し、屯營已に久し同月全權公使柳原前光清國に駐劄し、八月全權辦理大臣大久保利通更に同國に使す。利通等鞠躬盡瘁能く專對の任に堪ゆ、十月同國と條款を互換す。十一月利通等復命、十二月從道凱旋、置局より茲に至る、凡そ八閱月なり。是に於て難民の寃始て伸び屬藩の名分始て正しく、萬國の航旅始て安穩に歸し、國家の威權隨て立つ。夫我兵の發して途にあるや、外臣頗る異言あり、清國政府猝に使を馳せ、書牘を贈り、其所見大に相逕庭す、人或は朝旨の所在を察せず、名義の順逆を疑ふあり

蕃地事務局の儀上申

度支の不給を議するあり、浮説喧傳國家の艱難も亦極る重信等甘んじて其責に任ずと雖ども、日夜
 違々として職務を墜さんを是懼る、幸に 天皇陛下明斷疑はず、廟謨愈周密軍備大に張り、朝野の
 人心體認歸嚮する所ありて、或は挺身國事に斃れんを欲し、或は貨を納し軍資を補はんを願ふ、内
 外主掌の各員協心戮力遂に能く討蕃の一大事業を成就す、此舉や各國に對して慙るなく、千古に亘
 て光りありと謂ふべし。抑浮説喧傳の際に當て事若し沮喪中止する所あらば、難民の冤伸びず、屬
 蕃の名分正を失ひ、蕃國の航旅安穩の期なく、宇宙間永く一種の食人國を建つるに至る。苟も如此
 くんば、晉に笑を各國に貽すのみならず、國家の威權或は將に墜地の兆あらんとす。然らば即ち、
 討蕃の舉其關係豈に淺尠ならんや、伏して願くば 天皇陛下競業詳思往を推し來を慮り、益聖業を
 擴充せらるもの蓋し此討蕃の舉に止らざらん事を。重信謹んで請ふ臺灣蕃地事務局の名を停め、長
 官の稱を解き、本職を守るを得んと。若夫局内の書類を修整し、費用を勘査するが如きは之を従前
 の人員に委し、旬月の後、置局以來の處務順序を併せ詳細具陳せんとす謹んで奏す。

明治八年一月四日

蕃地事務局長官 大隈重信

條約改正事業

岩倉大使一行の洋行

(明治四年十月八日
太政官日誌)

右大臣 岩倉具視

特命全權大使トシテ歐米各國へ被差遣候事。

參議 木戸孝允

各通

大藏卿 大久保利通

工部大輔 伊藤博文

外務少輔 山口尙芳

特命全權副使トシテ歐米各國へ被差遣候事。

外務少丞 田邊六一

各通

外務大記 鹽田篤信

福地源一郎

岩倉大使一行洋行

今般特命全權大使歐米各國へ被差遣候ニ付一等書記官トシテ隨行被仰付候事。

外務大記	柴田昌吉
外務少記	渡邊洪基
各通	小松濟治
	川路簡堂

今般特命全權大使歐米各國へ被差遣候ニ付二等書記官トシテ隨行被仰付候事。

隨行員任命

(明治四年十月二十二日
太政官日誌)

文部大助教	池田政懋
各通	外務大錄
	安藤忠經

今般特命全權大使歐米各國へ被差遣候ニ付四等書記官トシテ隨行被仰付候事。

式部助	五辻安仲
外務大記	野村信彬
各通	兵庫縣權知事
	中山

今般特命大使歐米各國へ被差遣候ニ付隨行被仰付候事。

神奈川縣大參事 内海忠勝

司法大輔	佐々木高行
侍從長	東久世通禧
陸軍少將	山田顯義
各通	戶籍頭
	田中光顯
	文部大丞
	田中不二鷹

理事官トシテ歐米各國へ被差遣候事。

戶籍頭 田中光顯

特命全權大使會計兼務被仰付候事。

司法少判事	岡内重俊
司法少判事	中野健明
司法少判事	平賀義賢
各通	長野文炳

岩倉大使一行洋行

今般佐々木司法大輔理事官トシテ歐米各國へ被差遣候事ニ付隨行被仰付候事。

宮内大丞 村田 經滿

今般東久世侍從長歐米各國へ被差遣候ニ付隨行被仰付候事。

兵學大教授 原田 一道

今般山田陸軍少將理事官トシテ歐米各國へ被差遣候ニ付隨行被仰付候事。

租稅權助 若山 儀一

各部 阿部 潛

今般田中戸籍頭理事官トシテ歐米各國へ被差遣候ニ付隨行被仰付候事。

各通 檢査大屬 杉山 一成

租稅權大屬 富田 命保

今般田中戸籍頭理事官トシテ歐米各國へ被差遣候ニ付隨行被仰付候事。

各通 文部中教授 長與 秉繼

正七位 中島 永元

今般田中文部大丞理事官トシテ歐米各國へ被差遣候ニ付隨行被仰付候事。

文部中助教	近藤 昌綱
文部中助教	今村 和郎
各通	内村 良藏

今般田中文部大丞理事官トシテ歐米各國へ被差遣候ニ付隨行申付候事。

隨行員任命

(明治四年十月二十三日
太政官日誌)

林 董三郎

今般特命全權大使歐米各國へ被差遣候ニ付二等書記官トシテ隨行被仰付候事。

川 路 簡堂

今般特命全權大使歐米各國へ被差遣候ニ付三等書記官トシテ隨行被仰付候事。

造船頭 肥田 爲良

理事官トシテ歐米各國へ被差遣候事。

鐵道中屬 瓜生 震

今般肥田造船頭理事官トシテ歐米各國へ被差遣候ニ付隨行申付候事。

遣外國使祭次第

(明治四年十一月四日
太政官日誌)

本日第七字神殿御裝束ヲ奉任ス

第八字神祇省式部寮着床

次 太政大臣參議諸長官次官着床

次 遣外國使及隨行官員着床

次 神祇大輔昇殿開扉神樂歌ヲ奏ス

次 神饌ヲ供ス神樂歌ヲ奏ス

次 幣物ヲ供ス

次 太政大臣參議諸長官次官式部頭進テ昇殿

各着座(殿内東方北上西面)

次 太政大臣祝詞ヲ奏ス

祝詞

掛卷母恐文天神地祇八百萬神乃大前爾太政大臣從一位三條實美恐美母白左天皇乃御代乃始與海外

乃各國乃通信乎彌遠爾彌長爾議給比治給比其事業乎聞食須賀故爾往來乃人母年麻爾久勤志仕留時爾方
利今年十一月爾更爾右大臣正二位岩倉具視乎全權大使爾任志諸省乃卿輔等乎始米其他許々太久乃官
人乎差爾且各國爾遺志給比世爾所在國止云國乃國形國風其情態爾博久見識米給波卒止須故大前爾御
幣帛奉出志御酒波甕上高知甕腹滿双且青海原乃物波鰭廣物鰭狹物與津藻菜邊津藻菜山野乃物波甘
菜辛菜種々乃物乎置足波志齊支祭留事乎甘良爾聞食且海路波浪風乃禍無久陸路波手足乃過無久往方
母來方母平氣天皇乃大命乃隨爾事成志竟且復命白左麻且相助給比相宇豆乃比給比守幸倍給信止乞祈
白須事乃由乎聞食止恐美恐美母白須

次 遣外國使及隨行官員拜禮

次 太政大臣參議神祇輔拜禮

次 諸長官次官拜禮了テ各降殿庭上ノ床ニ復ス

次 神祇省奏任官拜禮了テ殿内着座西方北上東面

次 幣物ヲ撤ス

次 神饌ヲ撤ス神樂歌ヲ奏ス

次 遣外國使及隨行官員神酒ヲ賜フ

遣外國使祭次第

次 閉扉神樂歌ヲ奏ス
次 各退出

特命全權大使歐米各國へ發遣之式

(明治四年十一月四日
太政官日誌)

當日式部寮官員大廣間ヲ布設ス

第一字參議諸省卿二ノ間ニ候ス 北上
西面

次

出御 大臣御帳臺ノ前ノ西ニ侍ス 侍從長

御後ノ左右ニ候ス

次 大臣式部寮官員ヲシテ大使副使ヲ召サシム

次 大使副使

玉座ノ前ニ進ンデ聲折ス(大使一ノ間中央 副使其後ニ一列ス)

次 有勅語

今般汝等ヲ使トシテ海外各國ニ赴カシム 朕素ヨリ汝等ノ能ク其職ヲ盡シ使命ニ堪ユヘキヲ知ル

依テ今國書ヲ付ス其レ能ク 朕カ志ヲ體シテ努力セヨ 朕今ヨリシテ汝等ノ無恙歸朝ノ日ヲ祝セ
ンコトヲ俟ツ遠洋千萬自重セヨ。

次

御手ヅカラ國書ヲ大使ニ授ケ玉フ大使之ヲ拜受了テ各退ク

理事官以下隨從ノ官員進ンデ

天顏ヲ拜ス(勅奏官ハ一ノ間判任官ハ廂)

次有勅語

今般汝等ヲ海外ニ赴カシム 朕汝等カ能ク其職ヲ奉シ其任ニ堪ユヘキヲ知ル黽勉事ニ從フヲ望ム
遠洋千萬自重セヨ。

次

入御

次大使以下一行之面々山里御庭ヲ經テ

實所庭上ニ於テ拜禮 式部寮官員誘引ス

匆卒に大久保、伊藤歸朝す

(明治二十七年七月十四日)
郵便報知

【大隈伯 昔日譚ヨリ】

岩倉大使の一行は先づ米國に赴き、華盛頓なる米國政府を訪ひ、其の來意を告げしに時の大統領グラントは、大使の一行が條約締結の全權を委任せられ來りしや否やを問ひ、其の全權委任の狀を有せざるを聞き、親切にも其の豫議に止まらんより寧ろ直ちに改正を決するに若かざる旨を忠告せしかば、單に條約改正に對する我意志を告げ、且つ側に其他の文物典章を視察し、以て條約改正の地歩を成さんとの目的を懷きて渡航せし大使の一行も、痛く感動する所ありたりと見え、直ちに條約改正に對する 全權の委任を求めんとすることに決し、大久保、伊藤の兩副使は匆卒にも華盛頓より歸朝したり。

是に於て乎廟堂愕然議論頗る紛々たりしも、要するに内閣は前議を執りて動く所なく、且つ「使節派遣の目的は、手短く之を言へば、禮聘諮詢と彼土の風物視察に止まるにあらずや、此の目的を以て派遣せられたる使節は、須らく其の目的に向つて行動すべし、又た何ぞ他の指示に因りて遲疑することを要せん。ヨシ米國の指示に従ひ、米國との條約改正を完成するを得たりとするも 歐洲

諸國との條約改正は如何。トテモ之を決行する能はざるは言ふまでもなきことならずや。さればこそ、先づ禮聘諮詢の側らに文物典章を視察せしめ、以て條約改正の地歩を成さんとして、少なからざる國帑を抛ち、一百に近き多數の使節を派遣したるにあらずや」とて其の歸朝を非難したりき。蓋し大久保といひ、伊藤と云へば、其の當時夫れ自身に強大なる勢力を有せしのみならず、大使たる岩倉を始めとし、木戸其他の俊豪と協議の上歸り來りて要求せしことなれば、其の所論の勢力轉た強大を加へしと雖も、留守中なる我が政府にては、外交の當局者たる副島、寺島を始め、内閣員も殆んど擧つて之に反對せしより、流石の大久保、伊藤も其の意を達するに由なく、心ならずも再び米國に渡航するの已むを得ざるに至れり、其間凡そ五六ヶ月、岩倉、木戸等は空しく華盛頓府に其の月日を送り、大久保、伊藤の兩人は歸朝の要領を得ずして、亦た空しく米府に還りしこと、米政府に對し、歐洲諸國に對して誠に不面目の事にして、且つ使節の第一着の失敗なりと謂はざる可からず。

横濱駐屯、英佛軍隊引揚げ

(明治八年一月三十一日)
東京日日新聞

横濱駐屯、英佛軍隊引揚げ

或人余に告ぐ、横濱駐屯兵士歸國の令一昨日到來せり、因て來る二月十五日に於ては、彌々引拂ふべき由なり。(外報)

横濱駐兵引拂に付兩國公使より外務卿へ書簡

(明治八年二月十四日 東京日日新聞)

以手紙致啓上候、然ば兩國公使一同申進候趣は、右兩國政府に於て、横濱に從前駐留の英國並佛國の兵隊引拂の儀、當今決定いたし候、尤此趣申進候に付ては、最初我兩國政府に於て、條約の權利を保護の爲め、貴國へ兵を差出し、貴國平穩にして且堅固なる政體成就するまで、右之保護を遂る事を肝要なりとせし時勢柄を今更演説するは、不要の事と存候へども、貴國一と通りならざる變革有之、自然邦國を治め、勢力堅固に至らざる中、若外國人の身命、或は所有物等危害の件有之候ては、夫が爲め不易葛藤醸生いたし候も難量かりしに、其患害を豫防いたし候は、此兵隊の庇護に有之事兼て御承知の通に有之候、然る處、國土追々平穩に歸し、政令全備するに隨ひ、締盟兩國の兵員漸々減少いたし候事は、皇帝陛下の政府に於ても、御注目ある所にて、昨年の暮に近き頃までに、貴國太平の障りになるべき紛擾彌々消滅するに當り、我兩國政府に於て、殘兵を引取る

事速に決定いたし候段御諒解有之度、將又、皇帝陛下の政府に於て、貴國在留各國人民に安堵を得せしむる望み有之、夫が爲め要する處の權力盛んなるを固より致信用に付、貴國、皇帝陛下に對し懇親の確證を表し候段、兩國政府に於て深く欣悅する所に候、就ては、我兩國の兵、貴國に於て其務を盡し候事態を察するに、大に我兵と貴國の面目に相成、兩國の兵隊在留中、貴國の士民と懇切の交りをいたし、且相互に其用を助け候に因り、兩國の交際一層厚く相成し一端と存候、右之趣可レ得ニ貴意ニ如此御座候。

敬具

千八百七十五年一月廿七日

横濱駐兵引上げ

(明治八年二月二十八日 東京日日新聞)

一昨二十五日陸軍省の招きに依り、横濱英海兵の大將カピタン、リツチャールド氏並に士官四人は、東京に至り、天皇に謁見す、天皇賜ふに龍影並に皇后の寫眞を以てせり、此人等は第一に、田安門内の新營に至り、操練を見物し、次で延邊館に於て饗應あり、西郷、大山、福原等の諸君之に伴ふ、山縣公は大阪滞在在中なるを以て此座に臨まれません。

○

【ヘラルド】

十餘年來駐營せし英、佛の兵隊、この度いよ／＼横濱を引拂ひ、本國へ歸るに付き、其餞別として、踏舞を催さんが爲に、横濱の町會所を借り受たる事は前日すでに記載せしが、彌々一昨廿六日の夜は、其讌會を行はんと前日より其支度に取り掛り、種々の飾り付を爲せり、先づ、その大略を云はば、此町會所は間口十五間に奥行二十間ばかり、高さは六間に餘れる西洋風石造の高館にて、四面にある數多の玻璃窓には悉く紅色の帷を張り詰め、樓上表の方なる廣間を以て踏舞の場所と爲し座敷の四方には赤と白の洋布を敷廻し、其中央の十間に五間程の板間には悉く蠟を摺り込で、靴の滑りを能し、舞臺と成せり、正面の壁際に欄干を作り、赤色の幕を張りたるは樂人の居場所なり扱また一丈あまりの棕閣の外、青葉の付たる樹木を座敷の四方に位置よく立廻し、其下を小欄にて仕切り、其内には種々鉢植の花木を並べたるは自から花園の趣を爲せり、其間に數多の華美なる椅子を排列して招きたる客の見物と爲せり、又、處々の入口と姿見の大鏡とには、みな綠葉の飾りをつけ、作り花などを挿さみたるは殊に珍し、又この會館に元より設ある室内あまたの瓦斯ランプには悉く火を點じ、火爐には石炭を焚きて其明なること白晝の如く、其暖なること陽春の如し、館の外面には、兼て作り置ける種々の花形の瓦斯に火を燈し、風に隨て忽ち消え忽ち燃ること花火の如し、本町一丁目の角には、一隊の火消組と水龍機を置いて非常に備へ、會館の門外には我が

海軍兵一小隊ほど並列して、内外貴客の入來ごとに指揮官より號令して禮を爲せり、夕七時ごろより追々に、各國公使、領事官、海陸軍の武辨を始め、巨商、大賈等まで各々盛服して、此大館も狭しと集會せり、扱て九時の時計の未だ響き終らざるに、忽ち翁然として鼓樂の起ると齊しく、男女とも華麗なる禮服を着て、舞臺に立出で、踏舞を始めたり、男は大低高貴の武官にて、胸に紀功牌を掛たる人も見え、又赤服を着たる兵士も交れり、女はいづれも輕羅の服を着け、裳裾は常服より長く、地に引き、美しき飾りある冠を着て領および兩耳には寶玉或は珊瑚、金銀を以て作る環を掛け、手にも玉釧を纏ひ、金戒指をはめたり、只さへ美麗なる西洋の女が、殊に靚粧を凝したれば、其美麗なること花の如しとも何の如しとも譬ふべきものもなく、實に天から下つた天人でも畫に書た楊貴妃でも、是より美しき事はあるまじと思はれたり、凡そ男女百餘人にて互ひに手を取りて廻るもあり、相抱きて舞ふもあり、其樂曲の緩急に隨ひ、忽ち合ひ忽ち散ずるは、恰もつウぼんだ／＼蓮華の花つウぼんだ、つぼんだと思たら、やつとこさと開らいたの狀あり、又或は子を取ろ子を取るに類するもあり、翩々婆婆として千態萬狀筆の盡す所にあらず、種々の音曲を奏して、舞人も樂人も折々入り替り、九時より一時に至て踏舞は終れり、夫より後堂に於て各國の諸客を響應せり、我が陸軍中將西郷氏、同少將大山氏、海軍中將中牟田氏、同中佐福島氏其外士官三